

平成29年度版

長崎県の労働事情

(平成29年度労働条件等実態調査結果報告書)

平成30年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課

はじめに

本県の景気は、「全体として緩やかな回復基調」を続けており、雇用・所得環境については、一部に厳しさが見られるものの、今年1月の有効求人倍率が1.25倍と4か月連続で1.2倍台を維持しており、労働需給面では緩やかな改善が続き、人手不足感が強まっております。

さて、県内で働く方の現状を見ますと、労働時間が全国平均に比べて長い状況にあります。労働力人口の減少時代において持続可能な社会を作っていくためには、労使が一体となって、長時間労働の抑制や、子育て期、中高年期といった人生の各段階において仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図り、誰もが働きやすい魅力ある職場をつくり出していくことが重要です。

この報告書は、県内事業所を対象に、労働条件などの現状を把握し、今後の労働行政をさらに推進していくため、平成29年6月30日現在で実施した「平成29年度長崎県労働条件等実態調査」の結果等をまとめたものです。労使をはじめ関係の皆様、参考資料としてお役立ていただければ幸いです。

最後に、本調査の実施にあたり、ご多忙中にもかかわらずご協力をいただきました各事業所の皆様とともに関係各位に心からお礼を申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

平成30年3月

長崎県産業労働部雇用労働政策課長

目 次

第1章 労働条件等実態調査

1. 調査概要	1
2. 調査結果の概要	
I. 事業所の概要	
1. 回答事業所の状況	3
II. 雇用と取組	
1. 採用状況	4
2. 配置状況	5
3. 管理職の配置状況	6
4. 女性の活躍の推進状況	8
5. 職場におけるハラスメント防止対策	9
III. ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	
1. ワーク・ライフ・バランス	10
IV. 労働時間	
1. 年次有給休暇	12
2. 週休制	15
3. 労働時間	16
V. 育児休業制度・介護休業制度	
1. 育児休業制度	18
2. 育児休業の利用状況	19
3. 男性の育児休業取得について	21
4. 介護休業制度	22
5. 介護休業の利用状況	23
VI. 子の看護休暇・介護休暇制度	
1. 子の看護休暇制度	24
2. 介護休暇制度	25
VII. 高年齢者の雇用状況	
1. 高年齢者雇用の概況について	27
2. 高年齢者雇用に関する制度等について	30
3. 統計表	
県合計	32
4. 調査票	
平成29年度長崎県労働条件等実態調査票	59

第2章 労働事情の全国比較

I. 労働力人口	73
II. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数	78
III. 賃金・労働時間	79
IV. 労使関係	89
V. 高齢者雇用確保措置実施状況	90

第 1 章 労働条件等実態調査

1. 調査概要

1. 調査概要

1. 調査目的

県内の民間事業所における労働者の労働条件等の現状を把握し、各種施策の基礎資料を得ることを目的とする。

2. 調査対象

事業所母集団データベースによる事業所名簿を母集団とし、日本標準産業分類に掲げる大分類「建設業」「製造業」「電気・ガス・熱供給・水道業」「情報通信業」「運輸業, 郵便業」「卸売業, 小売業」「金融業, 保険業」「不動産業, 物品賃貸業」「学術研究, 専門・技術サービス業」「宿泊業, 飲食サービス業」「生活関連サービス業, 娯楽業」「教育, 学習支援業」「医療, 福祉」「複合サービス事業」「サービス業（他に分類されないもの）」に属する常用労働者5人以上を雇用する事業所のうち、産業別・規模別に層化無作為抽出により選定した1,300事業所。

3. 調査基準日

平成29年6月30日現在

4. 調査方法

郵送による自計方式

5. 調査項目

- (1) 事業所の概要
- (2) 雇用と取組
- (3) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）
- (4) 労働時間
- (5) 育児休業制度・介護休業制度
- (6) 子の看護休暇制度・介護休暇制度
- (7) 高年齢者の雇用状況

6. 回収状況

調査対象事業所から851件の回答があり、5人未満の事業所を除いた有効回答は820件であった。

(注) 調査票の記入状況から、調査項目により分析対象事業所が若干異なる。

調査対象事業所及び集計事業所

規模・産業分類	調査対象事業所数 (配布数)	集計事業所数 (有効回収数)
計	1,300	820
5～29人	1,124	638
30～99人	147	152
100～299人	23	23
300人以上	6	7
建設業	124	94
製造業	112	83
電気・ガス・熱供給・水道業	3	2
情報通信業	11	9
運輸業，郵便業	51	27
卸売業，小売業	346	174
金融業，保険業	36	26
不動産業，物品賃貸業	23	14
学術研究，専門・技術サービス業	33	24
宿泊業，飲食サービス業	146	69
生活関連サービス業，娯楽業	54	26
教育，学習支援業	30	19
医療，福祉	242	192
複合サービス事業	19	13
サービス業（他に分類されないもの）	70	48

7. 利用上の注意

調査結果の利用等にあたっては、下記の点に注意を要する。

- ① 本報告書の集計結果は原則として、小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、内訳の合計が必ずしも100%とならない場合がある。
- ② 複数回答を可とした設問では、選択肢ごとに設問の回答事業所数に対する選択事業所数の比率を算出している。そのため、各選択肢ごとの割合の合計が100%を超える場合がある。
- ③ 本調査の調査対象事業所は、無作為に抽出されているものであり、集計事業所について前年と同一性が確保されているわけではないため、前年以前の調査結果との比較には注意を要する。

2. 調査結果の概要

I. 事業所の概要

1. 回答事業所の状況（統計表 I）

① 回答事業所の産業及び規模

有効回答 820 事業所の産業別割合をみると、「医療，福祉」（23.4%）が最も多く、次いで「卸売業，小売業」（21.2%）、「建設業」（11.5%）となっている。

規模別では、雇用者数「5～29人」の事業所が 77.8%をしめている。

図1 回答事業所の産業別割合

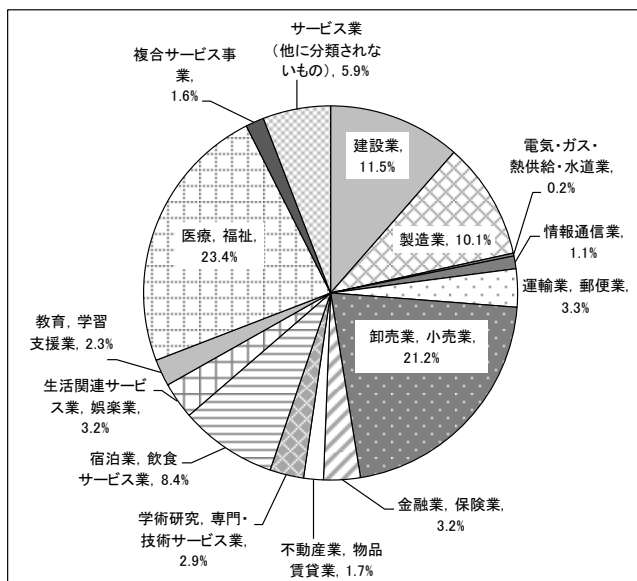
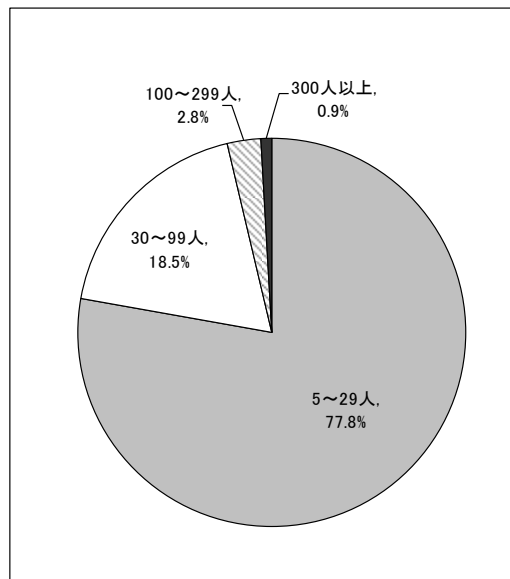


図2 回答事業所の規模別割合

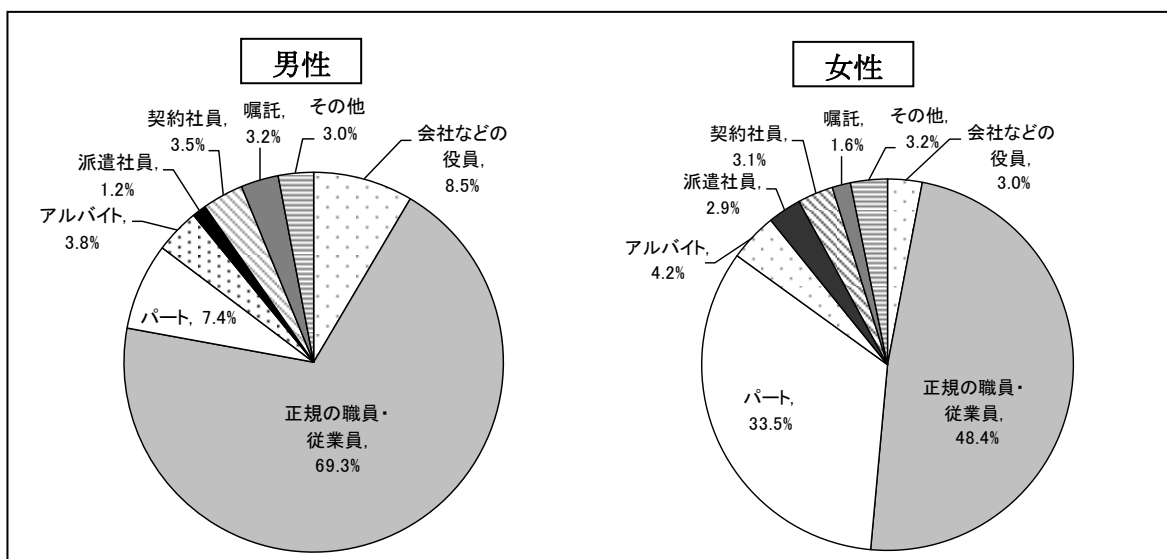


② 雇用者数

雇用者数は 23,684 人で、うち男性は 11,424 人 (48.2%)、女性は 12,260 人 (51.8%) となっている。

雇用形態別でみると、男性は「正規の職員・従業員」が 69.3%であるのに対し、女性は 48.4%で、女性は男性よりもパートなど非正規雇用の割合が多くなっている。

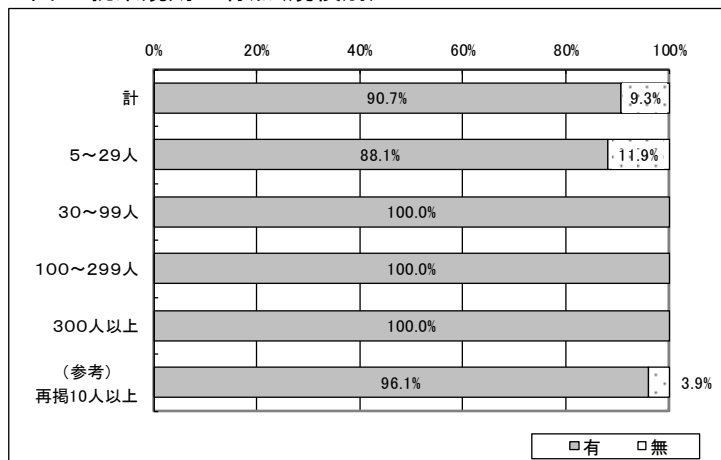
図3 男女別雇用形態割合



③ 就業規則

就業規則の有無について、「有」と回答した事業所は90.7%となっている。

図4 就業規則の有無(規模別)



II. 雇用と取組

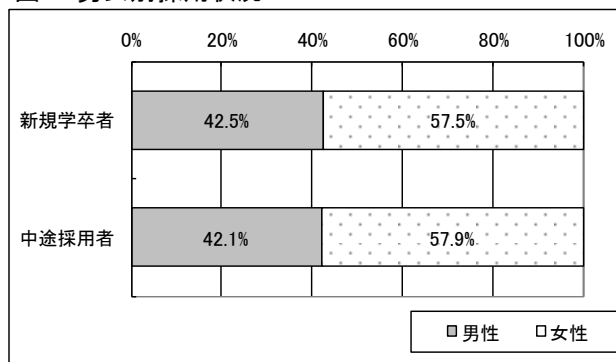
1. 採用状況 (統計表Ⅱ-2)

① 男女別採用状況

回答事業所における平成29年4月の採用者数は1,011人となっている。

そのうち「新規学卒者」は391人で、男女別割合は、男性166人(42.5%)、女性225人(57.5%)となっており、「中途採用者」は620人で、うち男性は261人(42.1%)、女性は359人(57.9%)となっている。

図5 男女別採用状況

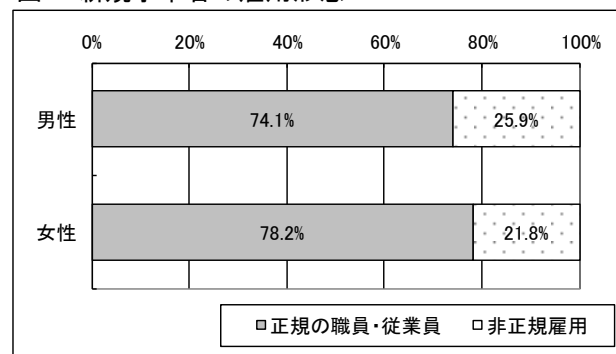


② 雇用形態

ア. 新規学卒者

新規学卒者の雇用形態は男女共に「正規の職員・従業員」の割合が多く、男性は123人(74.1%)、女性は176人(78.2%)となっている。

図6 新規学卒者の雇用形態

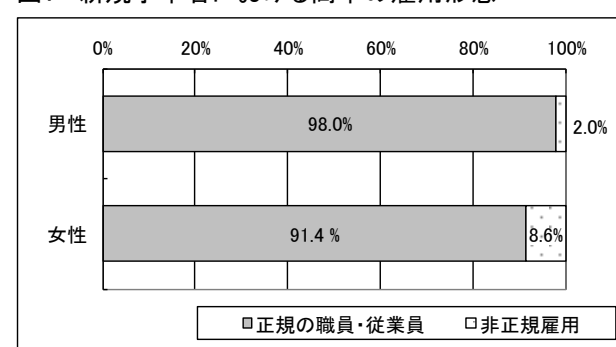


イ. 新規学卒者のうち高卒の割合

新規学卒者のうち高卒の割合は27.9%で、男性の高卒の割合は51人(30.7%)、女性は58人(25.8%)となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」は、男性は50人(98.0%)で女性は53人(91.4%)となっている。

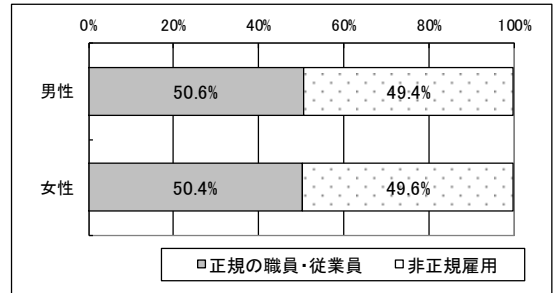
図7 新規学卒者における高卒の雇用形態



ウ. 中途採用者

中途採用者 620 人の雇用形態は、男女共に半数以上が「正規の職員・従業員」となっているが、新規学卒者に比べると「非正規雇用」の割合が高くなっている。

図8 中途採用者の雇用形態

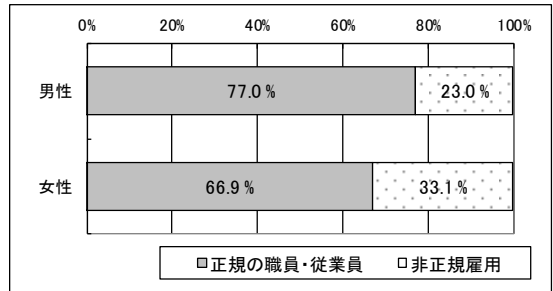


エ. 中途採用者のうち高卒の割合

中途採用者のうち高卒の割合は 32.3%で、男性の高卒割合は 61 人 (23.4%)、女性は 139 人 (38.7%) となっている。

これを雇用形態別にみると、「正規の職員・従業員」は、男性 47 人 (77.0%) で女性は 93 人 (66.9%) となっている。

図9 中途採用者における高卒の雇用形態

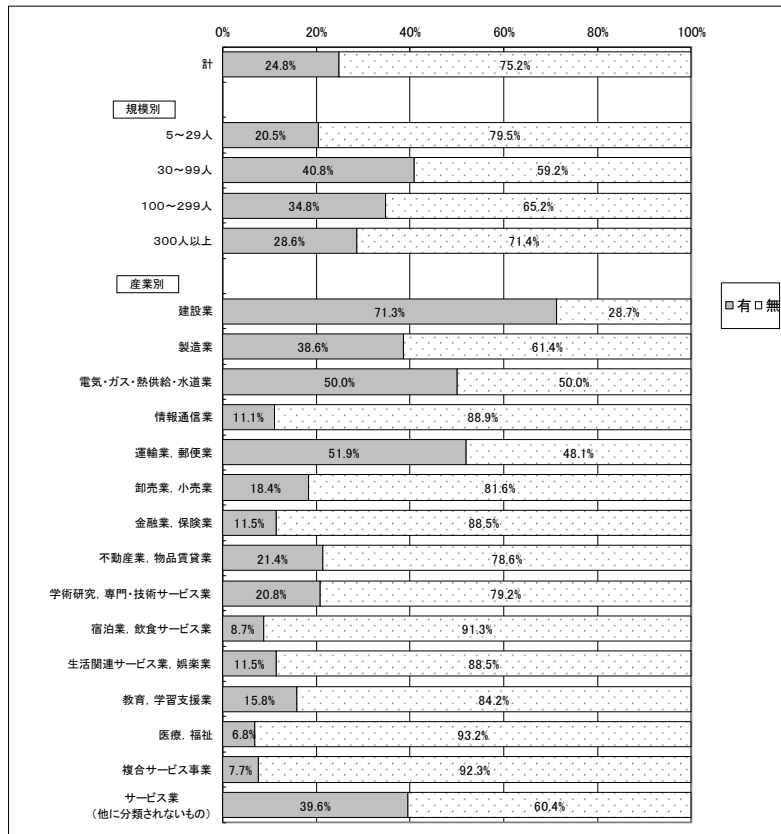


2. 配置状況 (統計表Ⅱ-3)

① 女性労働者の配置がない部署の割合

女性労働者の配置がない部署が「有」と回答した事業所の割合は 24.8%となっている。規模別では、「30~99 人」の事業所が 40.8%と最も多い。業種別にみると、「建設業」(71.3%) が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」(51.9%)、「電気・ガス・熱供給・水道業」(50.0%) となっている。

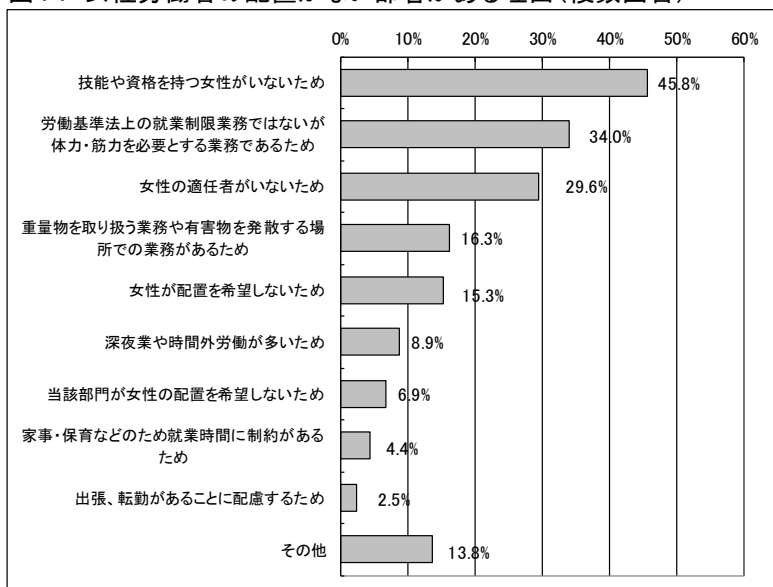
図10 女性労働者の配置がない部署の有無



② 女性労働者の配置がない部署がある理由(複数回答)

女性労働者の配置がない部署がある理由は、「技能や資格を持つ女性がないため」(45.8%)が最も多く、次いで「労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため」(34.0%)、「女性の適任者がいないため」(29.6%)、となっている。

図11 女性労働者の配置がない部署がある理由(複数回答)



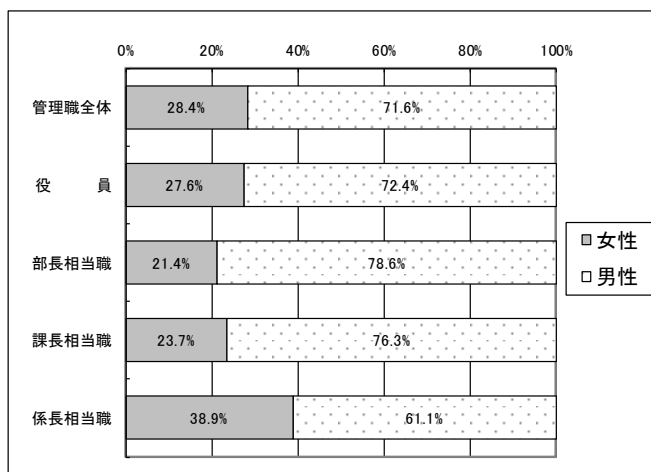
3. 管理職の配置状況(統計表Ⅱ-4)

① 管理職に占める女性の割合

管理職 3,855 人のうち女性は 1,094 人 (28.4%) となっている。

役職別の女性管理職の割合は、「役員」(27.6%)、「部長相当職」(21.4%)、「課長相当職」(23.7%)、「係長相当職」(38.9%) となっている。

図12 役職別・管理職に占める女性の割合



※ここでの「管理職」とは、

- ・企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- ・部長・課長等の役職名を採用していない場合などは、事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断としています。
- ・係長相当職には主任クラスを含みます。

規模別でみると、「300人以上」(36.5%)が最も多くなっている。(図13)

産業別でみると、「医療,福祉」(54.4%)が最も多くなっており、次いで「宿泊業,飲食サービス業」(38.7%)、「教育,学習支援業」(33.0%)となっている。(図14)

図13 女性管理職の割合(規模別)

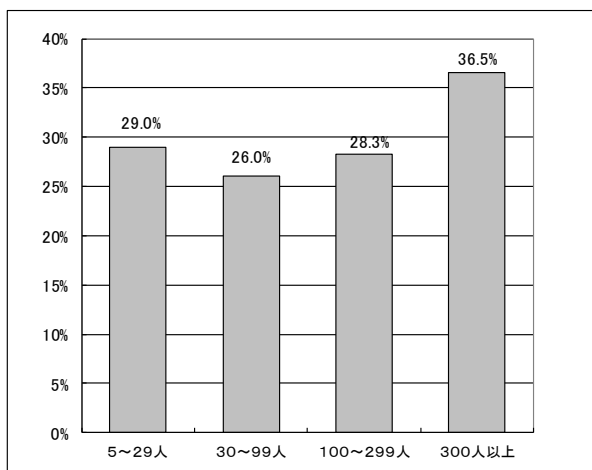
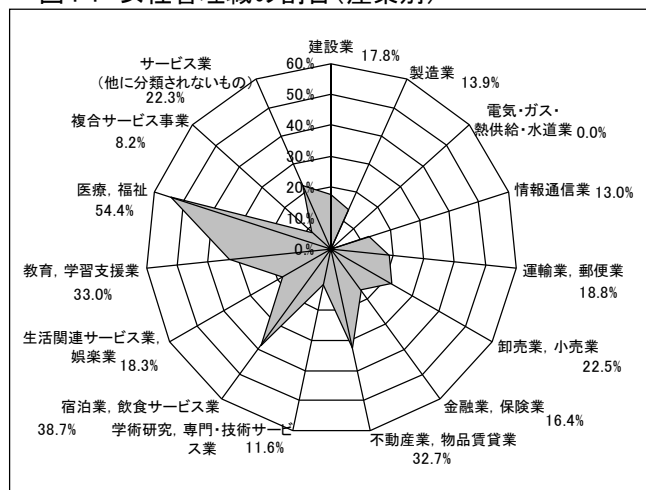


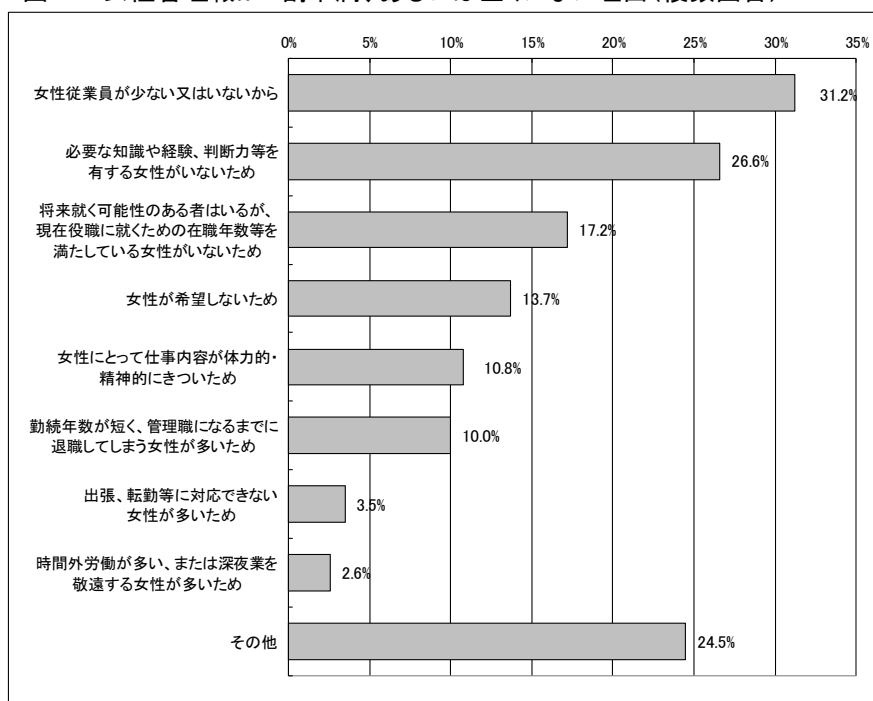
図14 女性管理職の割合(産業別)



② 女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由(複数回答)

回答事業所 820 事業所のうち、女性管理職が1割未満、あるいは全くいない管理職区分があると回答した事業所は 548 事業所 (66.8%) あり、その理由としては「女性従業員が少ない又はいないから」(31.2%)が最も多く、次いで「必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいなかったため」(26.6%)、「将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいなかったため」(17.2%)となっている。

図15 女性管理職が1割未満、あるいは全くいない理由(複数回答)



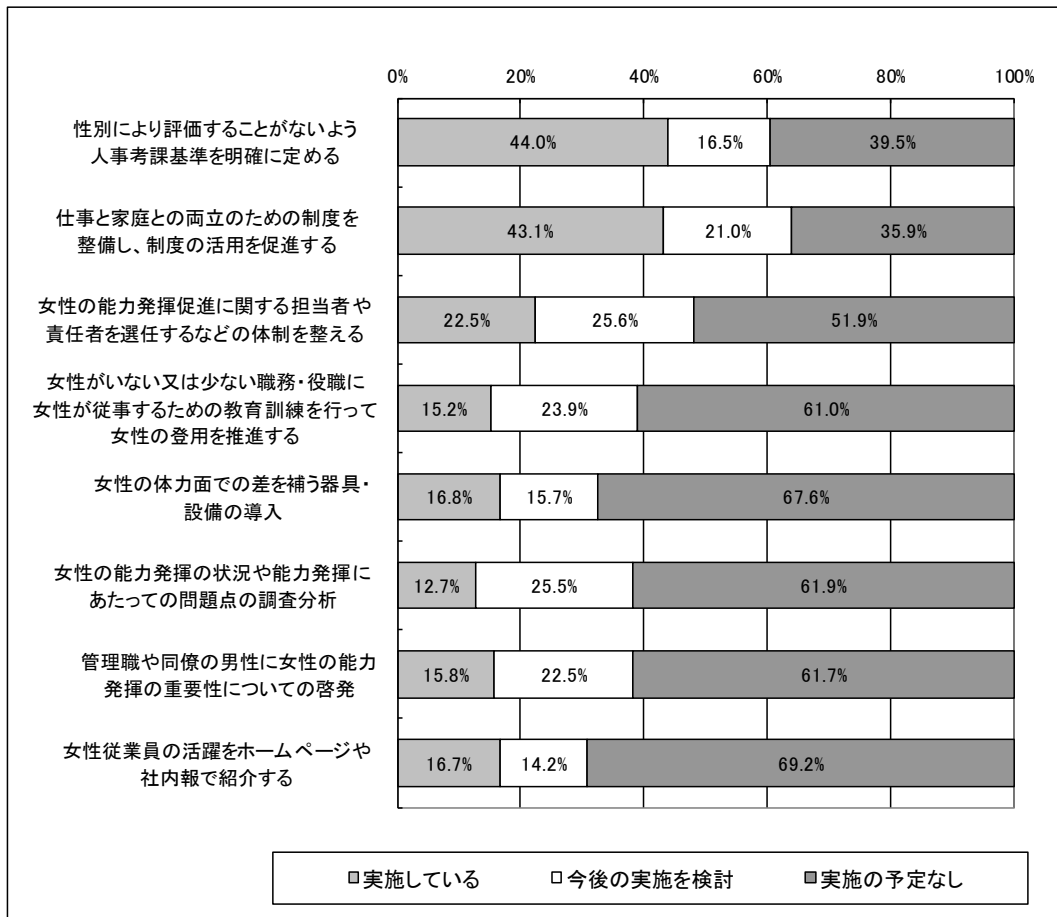
4. 女性の活躍の推進状況（統計表Ⅱ－5）

① 取組実施状況

女性の活躍推進のための取組として「実施している」と回答のあった項目では、「性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める」（44.0％）が最も多く、次いで「仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する」（43.1％）となっている。

「今後の実施を検討する」と回答があった項目では、「女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整える」（25.6％）、「女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析」（25.5％）の割合が高くなっている。

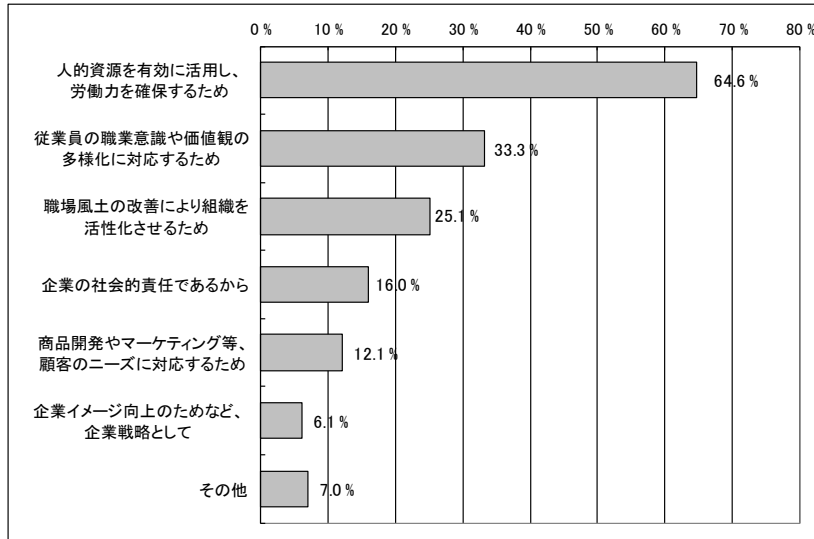
図16 女性の活躍推進の取組実施状況



② 取組の目的（複数回答）

女性の活躍推進の取組の目的は、「人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため」（64.6％）が最も多く、次いで「従業員の職場意識や価値観の多様化に対応するため」（33.3％）となっている。（図17）

図17 女性の活躍推進の取組の目的(複数回答)

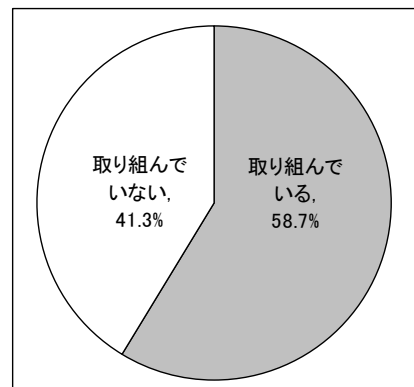


5. 職場におけるハラスメント防止対策 (統計表Ⅱ-6)

① 取組状況

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は 58.7%となっている。

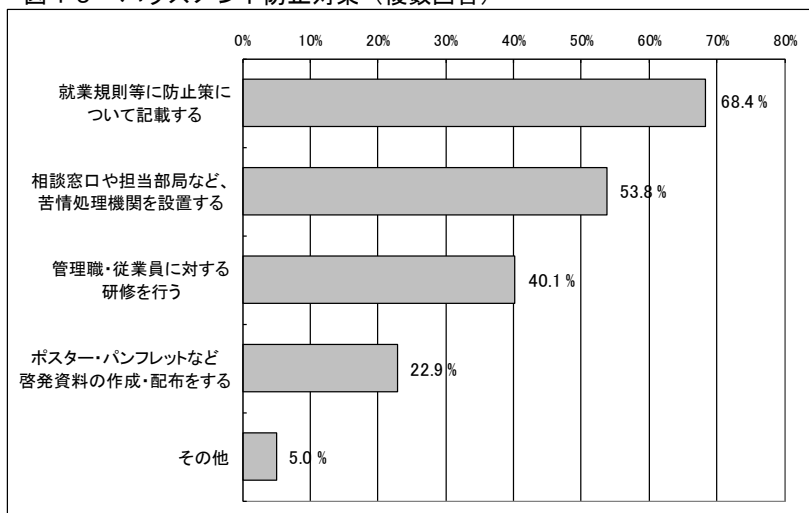
図18 ハラスメント防止取り組み状況



② 取組内容(複数回答)

職場におけるハラスメントの防止対策に「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容をみると、「就業規則等に防止策について記載する」(68.4%)が最も多く、次いで「相談窓口や担当部局など苦情処理機関を設置する」(53.8%)、「管理職・従業員に対する研修を行う」(40.1%)となっている。

図19 ハラスメント防止対策(複数回答)



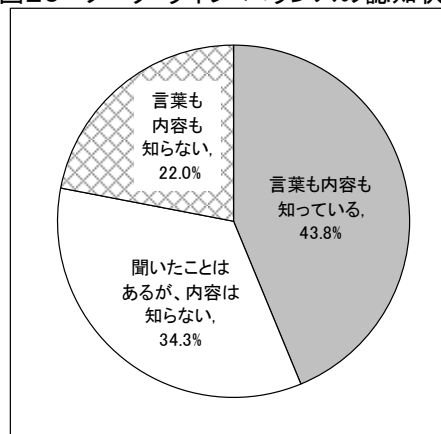
Ⅲ. ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

1. ワーク・ライフ・バランス(統計表Ⅲ-7)

① 認知状況

ワーク・ライフ・バランスの認知状況については、「言葉も内容も知っている」(43.8%)が最も多く、次いで「聞いたことはあるが、内容は知らない」(34.3%)、「言葉も内容も知らない」(22.0%)となっている。

図20 ワーク・ライフ・バランスの認知状況



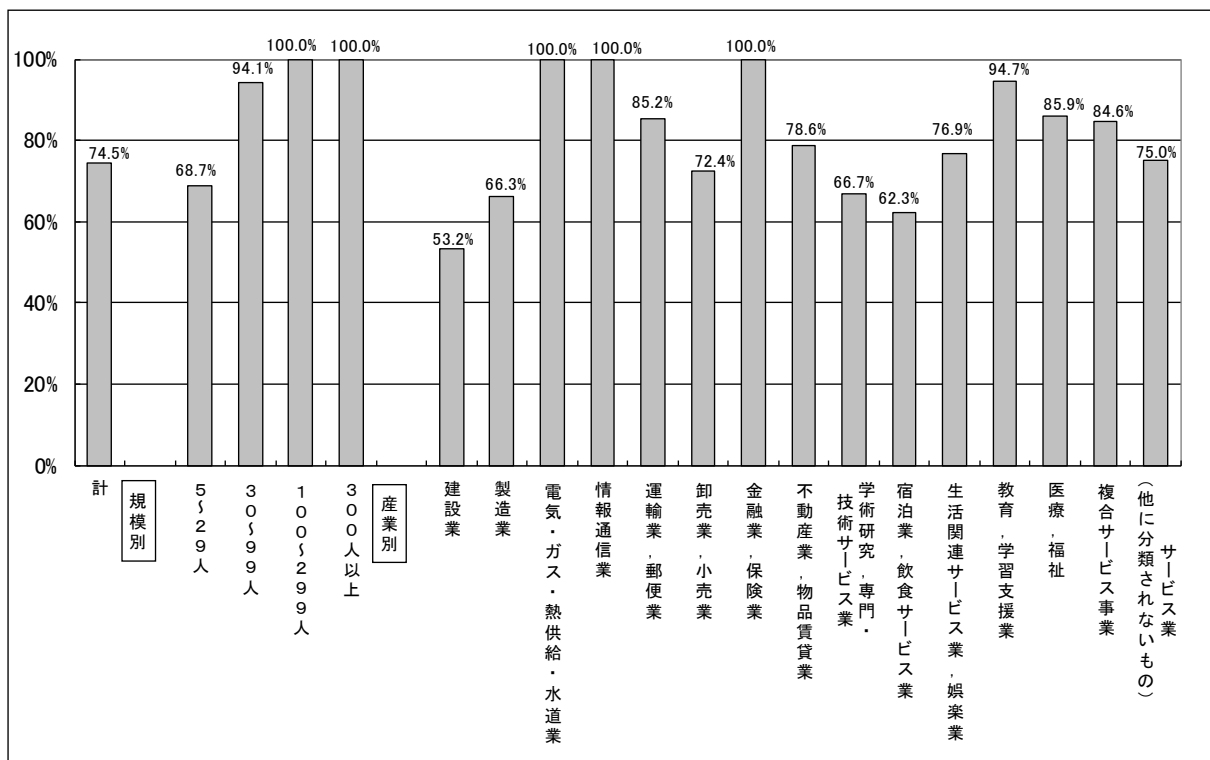
② 取組状況

ワーク・ライフ・バランスの取組状況をたずねたところ、「取り組んでいる」と回答した事業所の割合は、全体で74.5%となっている。

規模別でみると、「100~299人」と「300人以上」のすべての事業所で「取り組んでいる」となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」が100%で最も多く、次いで「教育、学習支援業」(94.7%)、「医療、福祉」(85.9%)となっている。

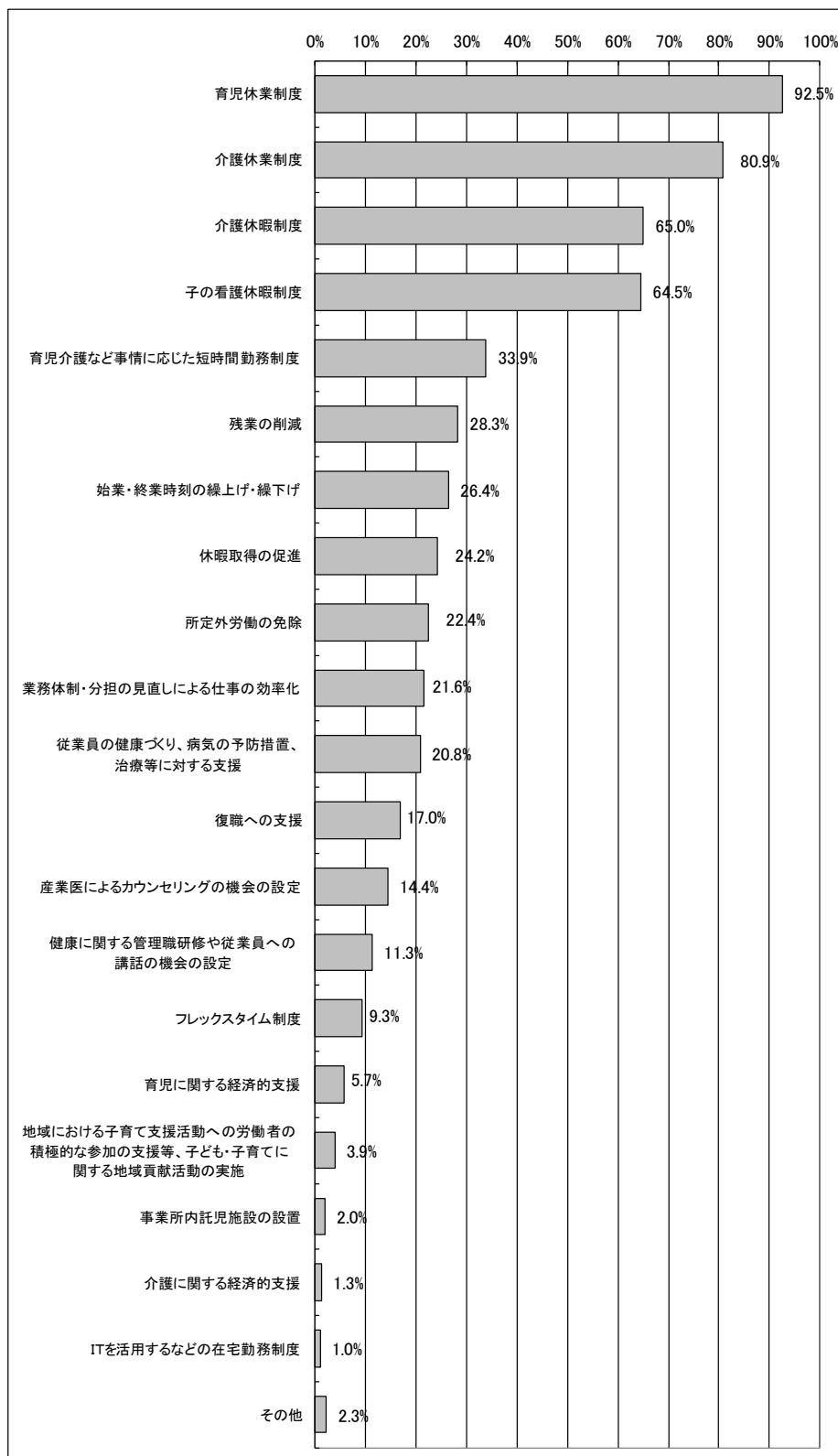
図21 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる事業所割合



③ 取組内容(複数回答)

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいる」と回答のあった事業所の取組内容を見ると、「育児休業制度」(92.5%)、「介護休業制度」(80.9%)、「介護休暇制度」(65.0%)の順で高い割合となっている。

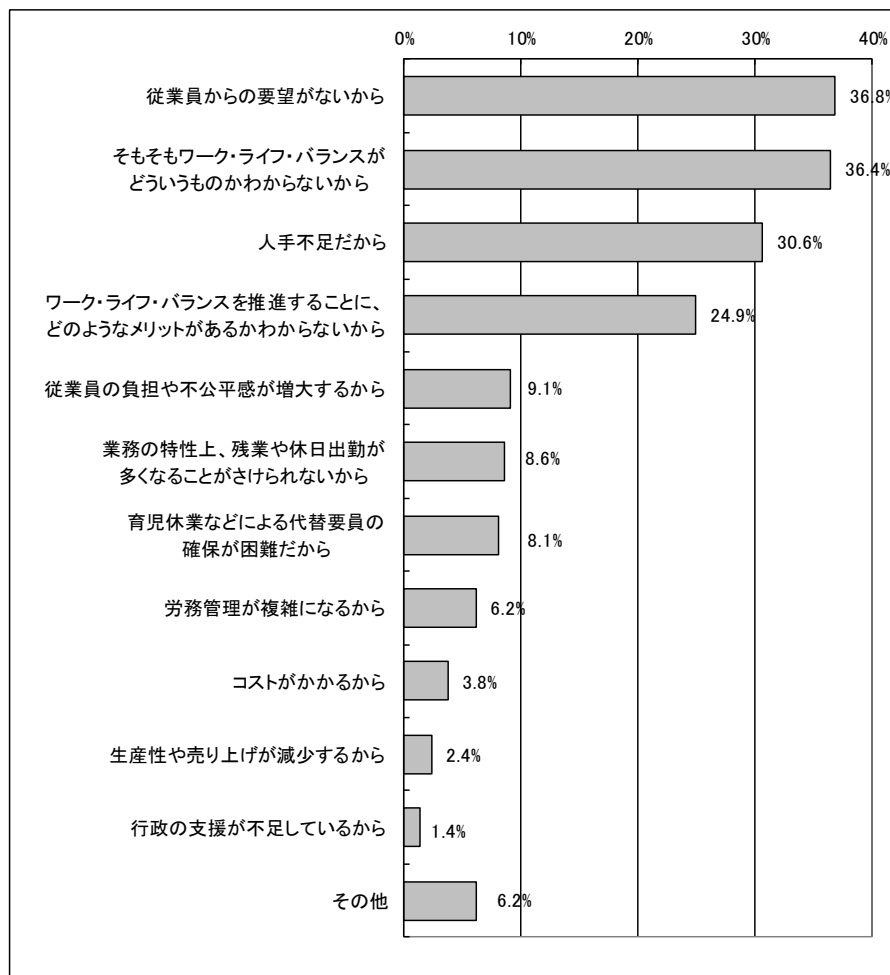
図22 ワーク・ライフ・バランス取組内容(複数回答)



④ 取り組んでいない理由(複数回答)

ワーク・ライフ・バランスに「取り組んでいない」と回答のあった事業所の理由をみると、「従業員からの要望がないから」(36.8%)が最も多く、次いで「そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから」(36.4%)、「人手不足だから」(30.6%)となっている。

図23 ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいない理由(複数回答)



IV. 労働時間

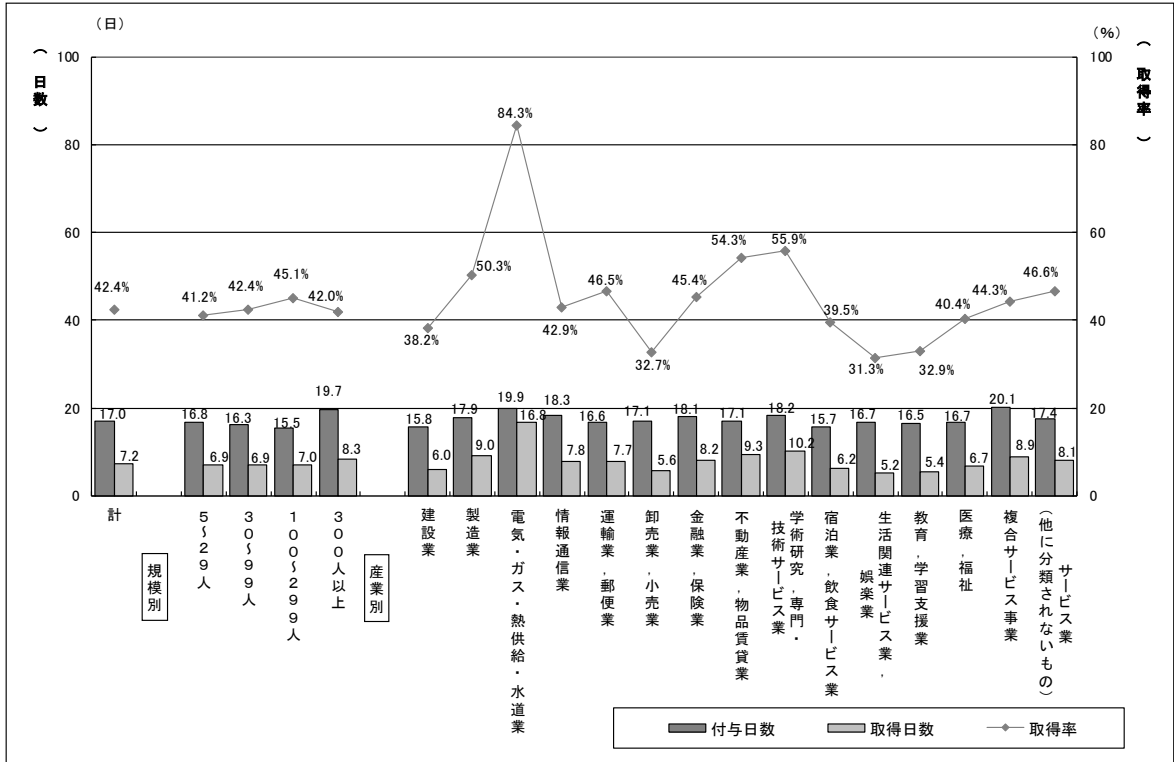
1. 年次有給休暇(統計表IV-8)

① 取得状況

回答のあった事業所が1年間に付与した年次有給休暇の日数は、労働者1人平均17.0日で、そのうち取得日数は7.2日、取得率は42.4%となっている。

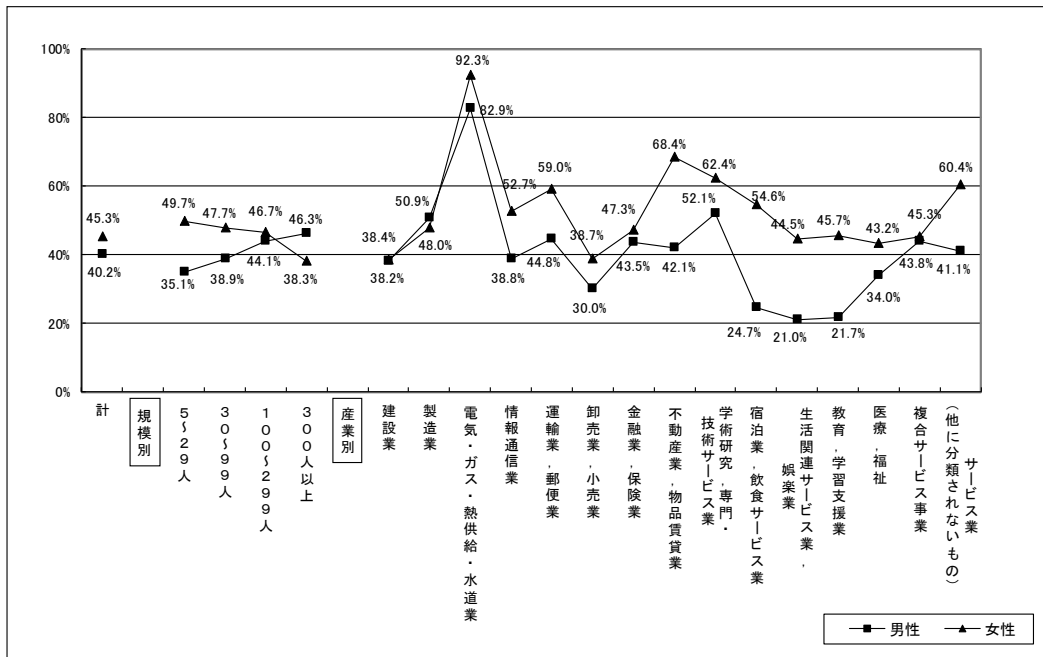
取得率を規模別でみると、「100～299人」の事業所が45.1%で最も高く、産業別でみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(84.3%)が最も高くなっている。(図23)

図24 年次有給休暇の取得状況(規模別・産業別総数)



年次有給休暇の取得率を男女別にみると、規模別では、「300人以上」の事業所で、女性より男性の取得率が高くなっている。産業別では、「製造業」において、女性よりも男性の取得率が高くなっている。

図25 年次有給休暇の男女別取得率



② 計画的付与制度

年次有給休暇を計画的に付与する制度について「制度あり」と回答した事業所は14.5%で、「制度なし」は85.5%となっている。(図26)

「制度あり」と回答した事業所における計画的に付与する日数は、「5～6日」(23.5%)が最も多くとなっている。(図27)

図26 計画的付与制度の有無

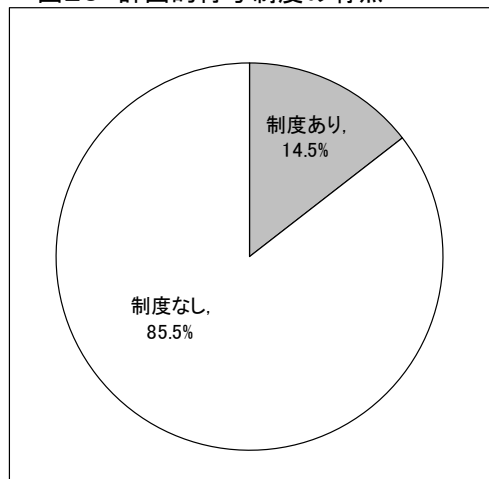
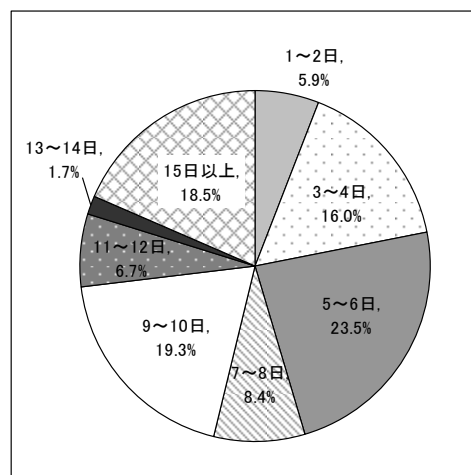


図27 計画的に付与する日数



③ 時間単位の取得制度

年次有給休暇の時間単位の取得制度について「制度あり」と回答した事業所は23.0%、「制度なし」は77.0%となっている。(図28)

「制度あり」と回答した事業所における時間単位で取得可能な日数は「10日以上」が59.0%と最も多くなっている。(図29)

図28 時間単位での取得制度の有無

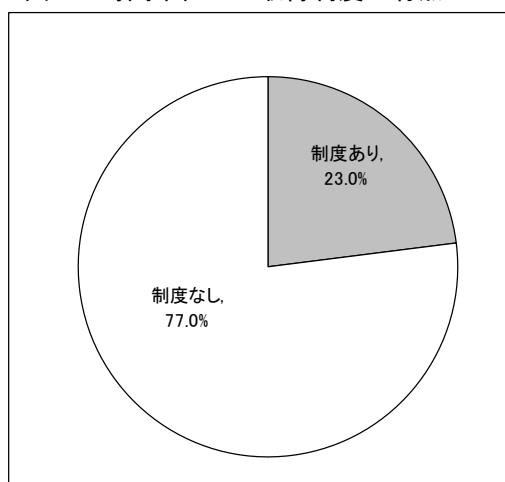
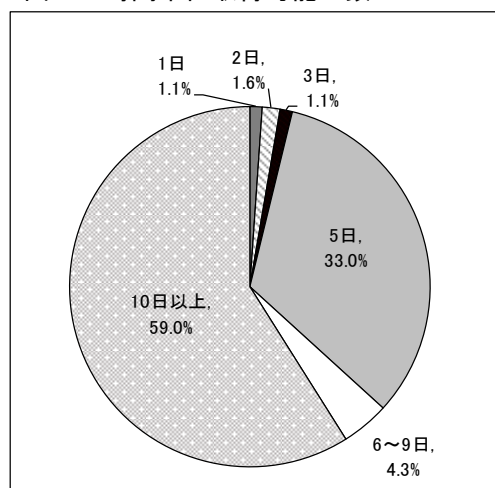


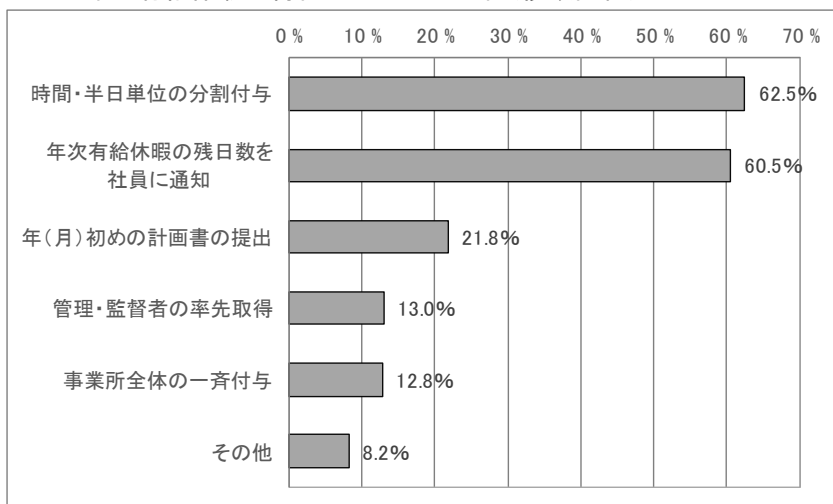
図29 時間単位取得可能日数



④ 年次有給休暇取得促進のための取組

回答事業所820事業所のうち、年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していると回答した事業所は501事業所(61.1%)で、取組内容をみると、「時間・半日単位の分割付与」(62.5%)が最も多く、ついで「年次有給休暇の残日数を社員に通知」(60.5%)となっている。(図30)

図30 年次有給休暇取得促進のための取組(複数回答)



2. 週休制(統計表Ⅳ-9)

主な週休制[※]の事業所割合をみると、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない」(28.2%)と「完全週休2日制」(40.7%)を合わせた「何らかの週休2日制」を採用している事業所割合は68.9%となっている。(図31)

なお、適用労働者割合でみると、「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない」(26.2%)と「完全週休2日制」(45.3%)を合わせた「何らかの週休2日制」を適用されている労働者割合が71.4%となっている。(図32)

※)「主な週休制」とは、事業所において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

図31 主な週休制の事業所割合

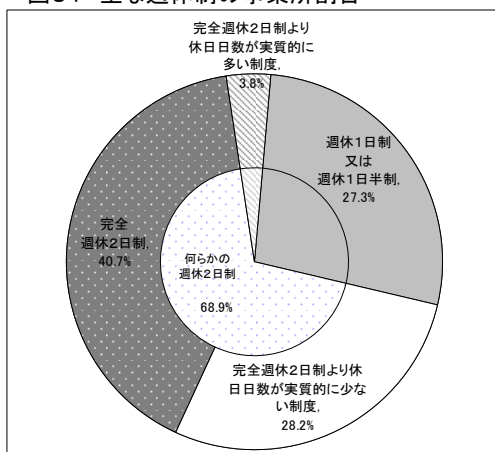
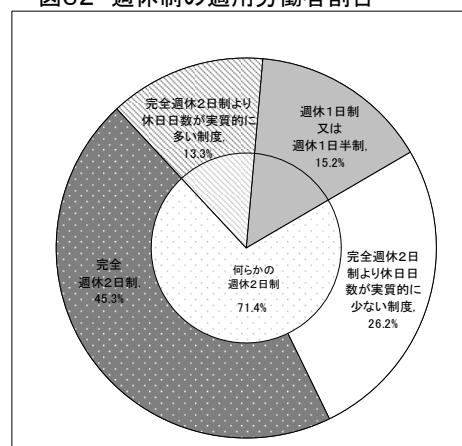


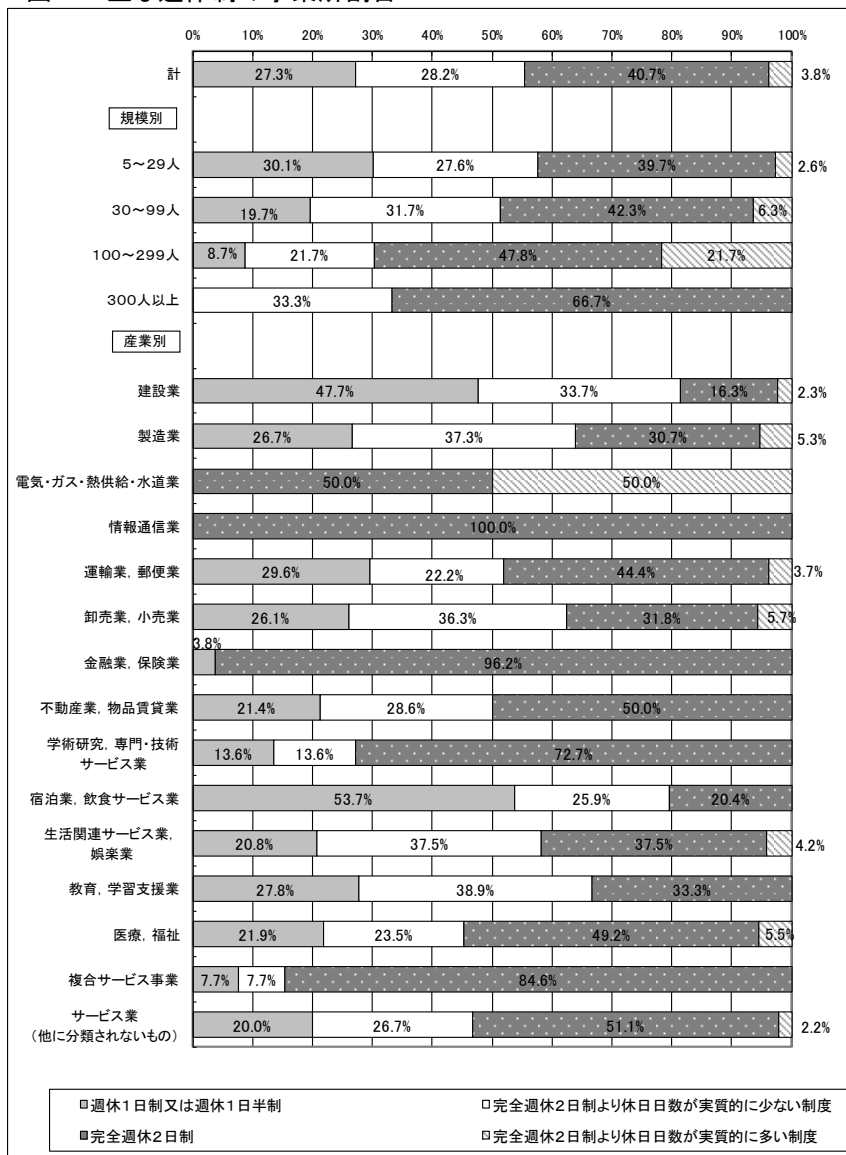
図32 週休制の適用労働者割合



主な週休制の事業所割合を規模別にみると、「300人以上」の事業所で「完全週休2日制」が66.7%と最も多くなっている。

産業別にみると、「完全週休2日制」を最も多く採用しているのは、「情報通信業」(100.0%)、次いで「金融業, 保険業」(96.2%)で、となっている。(図33)

図33 主な週休制の事業所割合

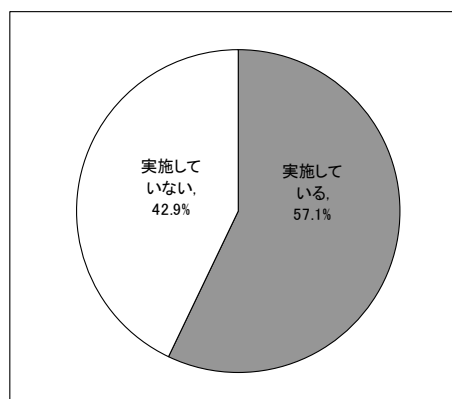


3. 労働時間(統計表IV-10)

① 労働時間短縮のための取組実施状況

労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した事業所は、468 事業所で全体の57.1 となっている。

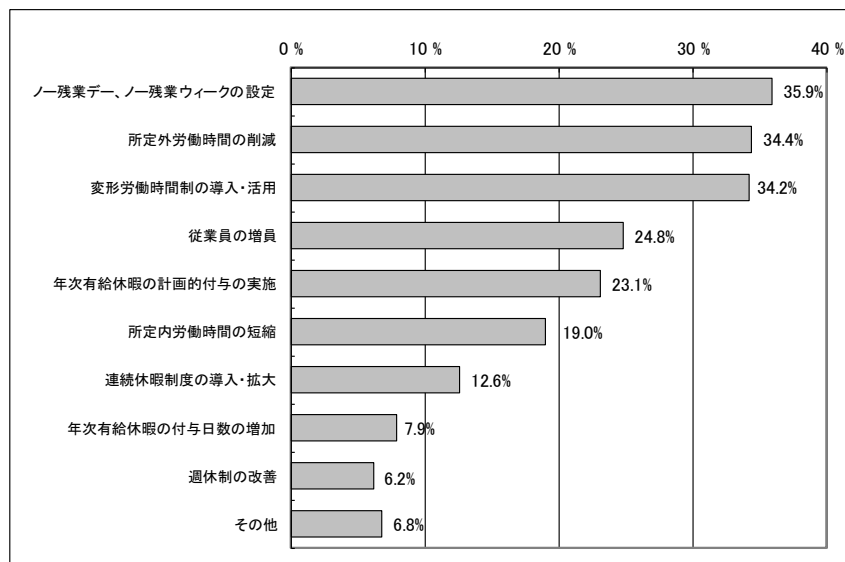
図34 労働時間短縮のための取組実施状況



② 労働時間短縮のための取組内容(複数回答)

労働時間短縮のための取組を「実施している」と回答した468事業所で、労働時間短縮のために最も実施されている取組は、「ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定」(35.9%)で、次いで「所定外労働時間の削減」(34.4%)、「変形労働時間制の導入・活用」(34.2%)となっている。

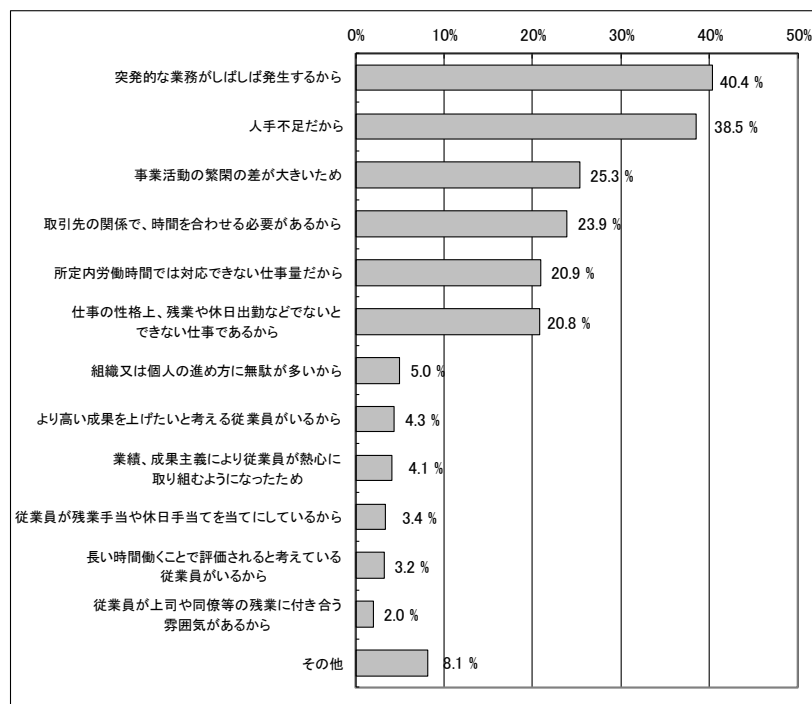
図35 労働時間短縮の取組(複数回答)



③ 労働時間が長くなる要因(複数回答)

労働時間が長くなる要因は、「突発的な業務がしばしば発生するから」(40.4%)が最も多く、次いで「人手不足だから」(38.5%)、「事業の繁閑の差が大きいから」(25.3%)となっている。

図36 労働時間が長くなる要因(複数回答)



V. 育児休業制度・介護休業制度

1. 育児休業制度(統計表V-11)

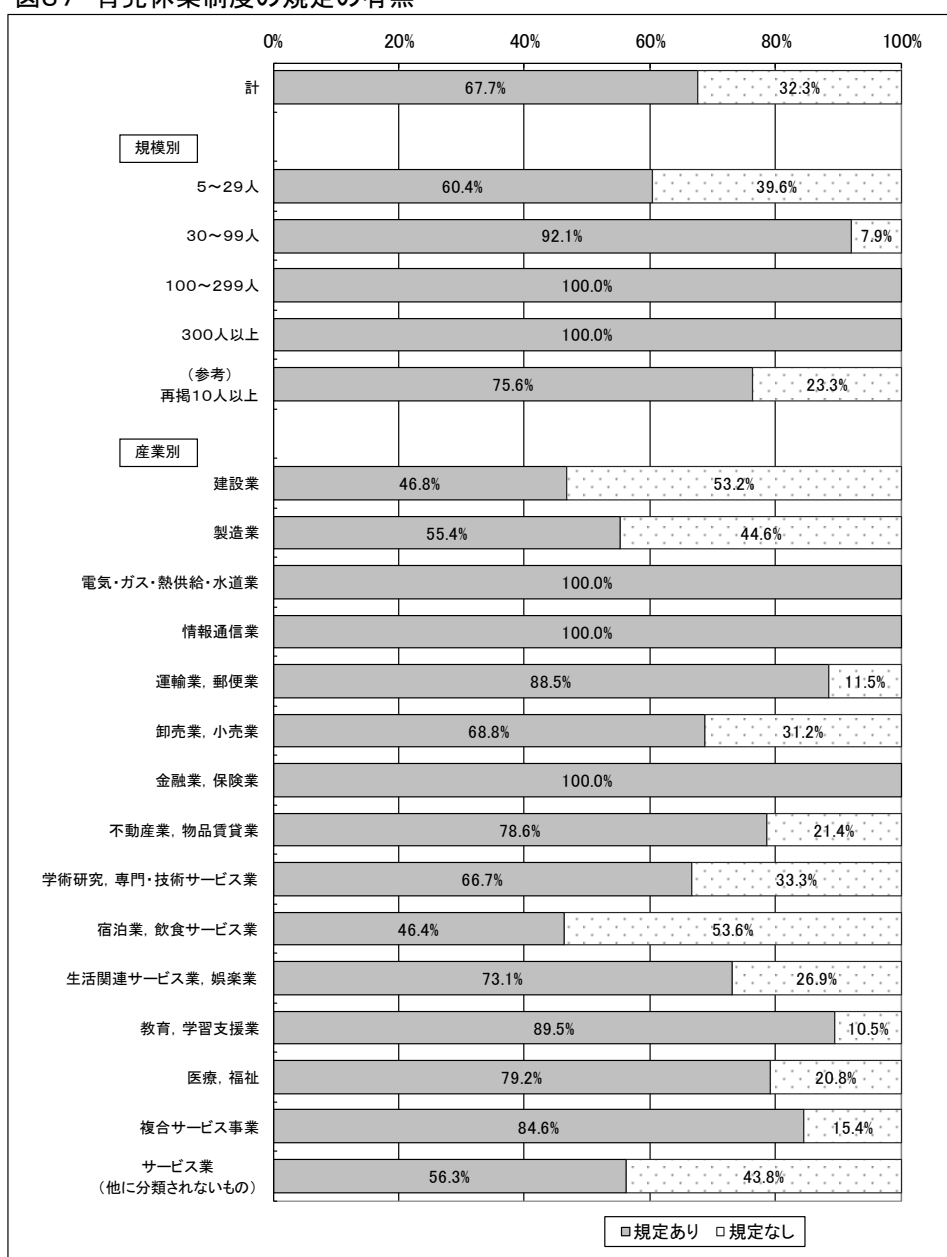
① 規定の有無

育児休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は67.7%であった。

規模別でみると、事業所の規模が大きくなるにつれて育児休業にかかる規定が整えられ、「100～299人」と「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」と「情報通信業」、「金融業、保険業」のすべての事業所で「規定あり」となっている。

図37 育児休業制度の規定の有無

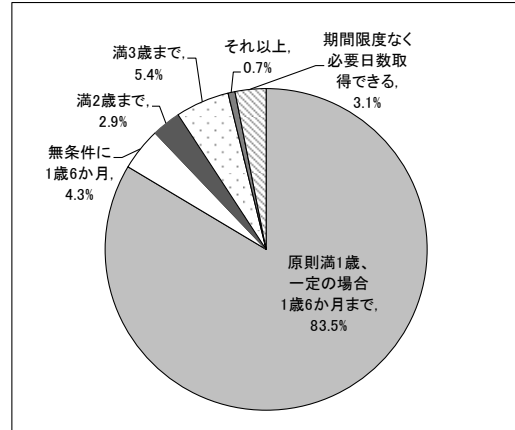


② 取得可能期間

育児休業の「規定あり」と回答した事業所のうち、取得することができる期間は、「原則満1歳、一定の場合1歳6か月まで」が83.5%と最も多くなっている。

※育児休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで（両親とも取得の場合は子が1歳2か月に達するまでの間に1年間）、一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができる制度です。

図38 育児休業取得可能期間



2. 育児休業の利用状況(統計表V-12)

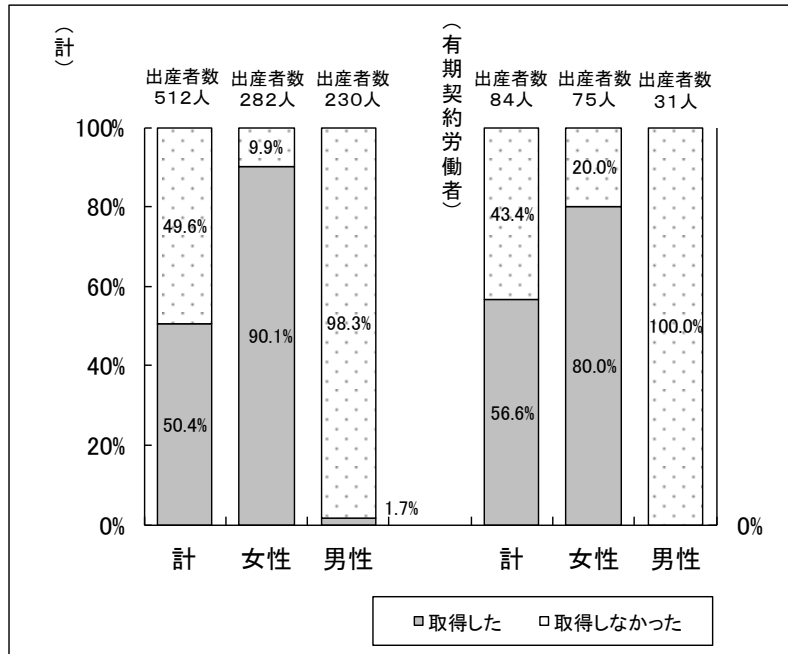
① 取得率

回答事業所において、平成27年7月1日から平成28年6月30日までの間の出産者数（男性の場合は、配偶者が出産した者の数）は512人で、うち平成29年6月30日までに育児休業を開始した者（調査時点で育児休業開始予定の申出をしているものを含む）は258人（取得率50.4%）となっている。

このうち女性は出産者数282人、育児休業取得者数254人（取得率90.1%）、男性は配偶者の出産者数230人、育児休業取得者数4人（取得率1.7%）となっている。

育児休業を開始した者のうち、有期契約労働者における育児休業取得率は、全体で56.6%となっており、そのうち女性は80.0%、男性は0人だった。

図39 育児休業取得状況

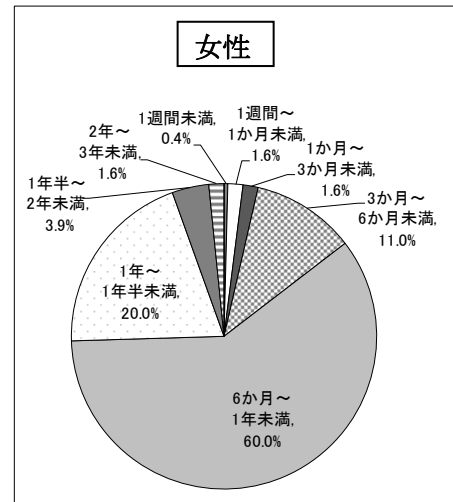


② 取得期間

①で育児休業を取得した者の取得期間は、女性では「6か月～1年未満」(60.0%)が最も多く、次いで「1年～1年半未満」(20.0%)となっている。

男性では取得者が4名で、取得期間別人数は、「1か月～3か月未満」が3名、「1週間未満」が1名だった。

図40 育児休業の取得期間



③ 育児休業時及び復職時の対応

育児休業が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(36.7%)が最も多く、次いで「派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した」(25.3%)となっている。(図41)

復職時の対応は、「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(91.1%)が最も多くなっている。(図42)

図41 育児休業時の対応

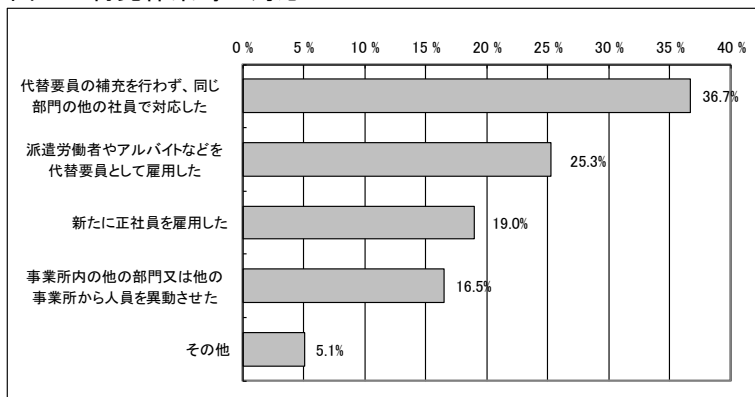
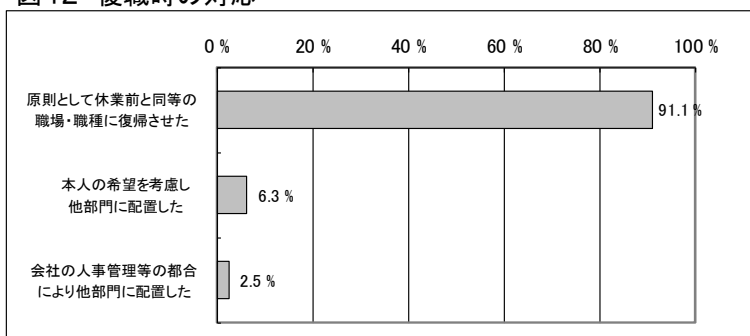


図42 復職時の対応

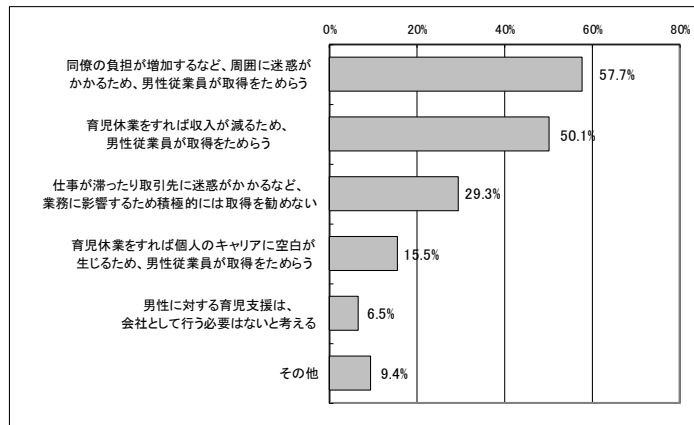


3. 男性の育児休業取得について(統計表V-13)

① 男性の育児休業に対する状況や考え方

男性の育児休業に対する事業所の状況や考え方については、「同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう」(57.7%)、次いで「育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう」(50.1%)の割合が高くなっている。

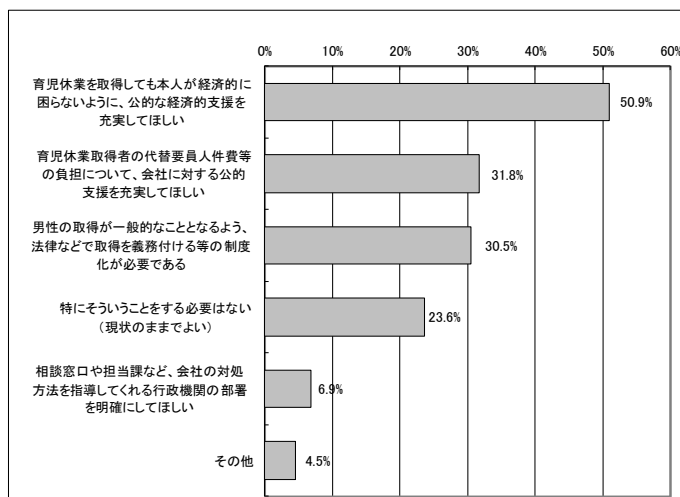
図43 男性の育児休業に対する状況や考え方(複数回答)



② 取得促進について

男性の育児休業の取得促進についての考え方として「育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい」(50.9%)が最も多く、次いで「育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援を充実してほしい」(31.8%)となっている。

図44 男性の育児休業の取得促進について



4. 介護休業制度(統計表V-11)

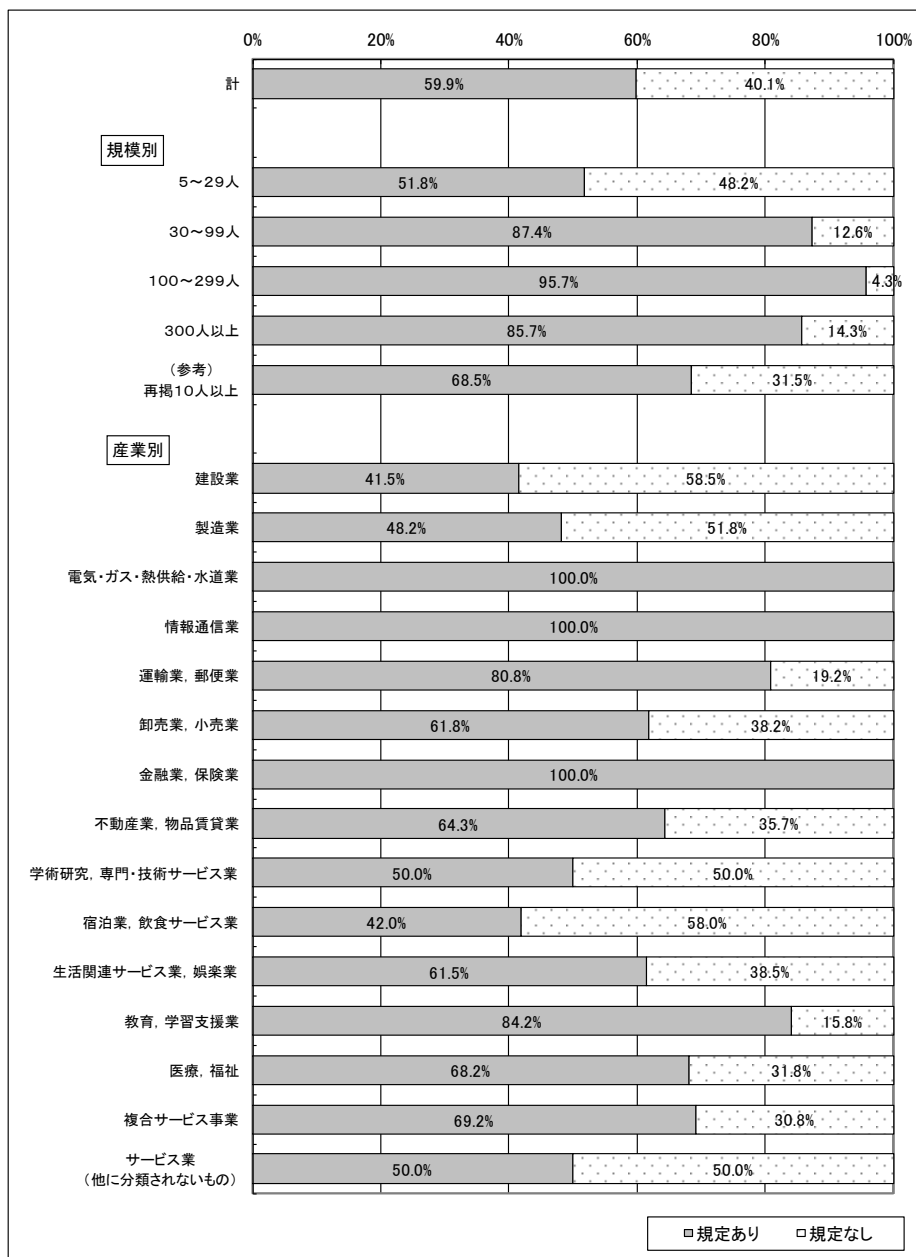
① 規定の有無

介護休業制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は59.9%となっている。

規模別でみると、「規定あり」と回答した事業所は「100～299人」(95.7%)が最も多く、ついで「30～99人」(87.4%)となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「金融業、保険業」で、すべての事業所で「規定あり」となっているが、一方で、「製造業」(48.2%)、「宿泊業、飲食サービス業」(42.0%)、「建設業」(41.5%)では半数を下回っている。

図45 介護休業制度の規定の有無

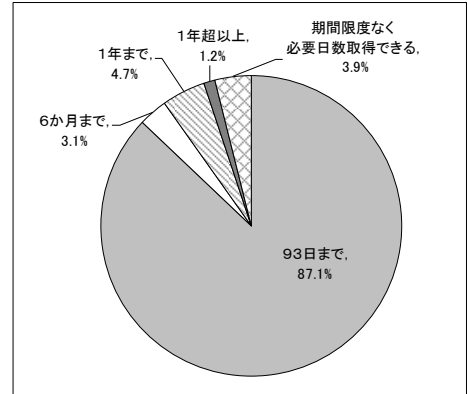


② 取得可能期間

介護休業制度がある事業所に取得可能期間をたずねたところ、法定期間である「93日まで」と回答した事業所が87.1%と最も多くなっている。

※介護休業制度とは、育児・介護休業法に基づき、労働者が事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算93日まで、3回を上限として分割して介護休業を取得することができる制度です。

図46 介護休業取得可能期間



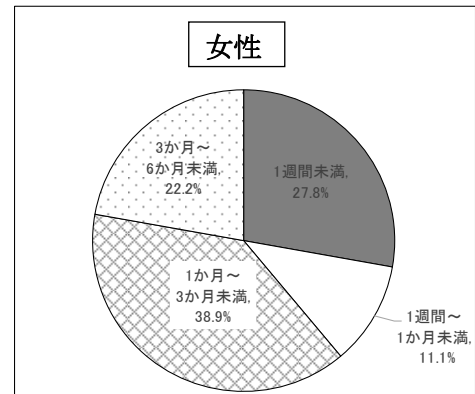
5. 介護休業の利用状況(統計表V-11)

① 取得期間

回答事業所で介護休業取得期間は、女性では「1か月～3か月未満」(38.9%)が最も多く、ついで「1週間未満」(27.8%)となっている。

男性では、介護休業を取得したのは3名で、「1週間未満」が2名、「1か月～3か月未満」が1名だった。

図47 介護休業の取得期間



② 介護休業時及び復職時の対応

介護休業者が生じた際の対応は、「代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」(58.8%)が最も多くなっている。(図48)

復職時の対応は、回答があったすべての事業所で「原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた」(100%)となっている。(図49)

図48 介護休業者が生じた際の対応

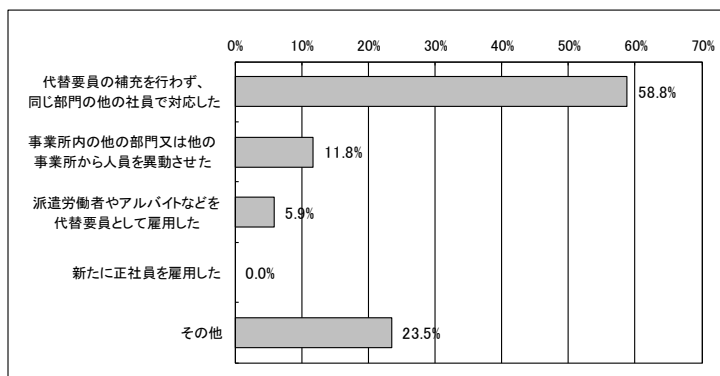
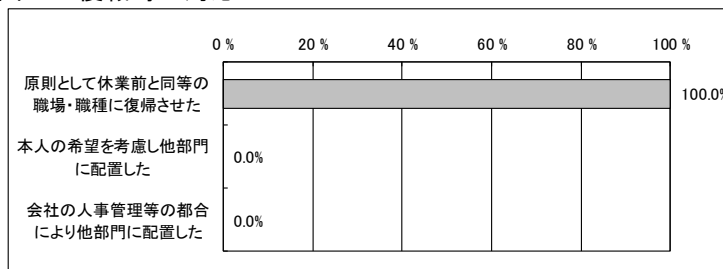


図49 復職時の対応



VI. 子の看護休暇制度・介護休暇制度

1. 子の看護休暇制度(統計表VI-14)

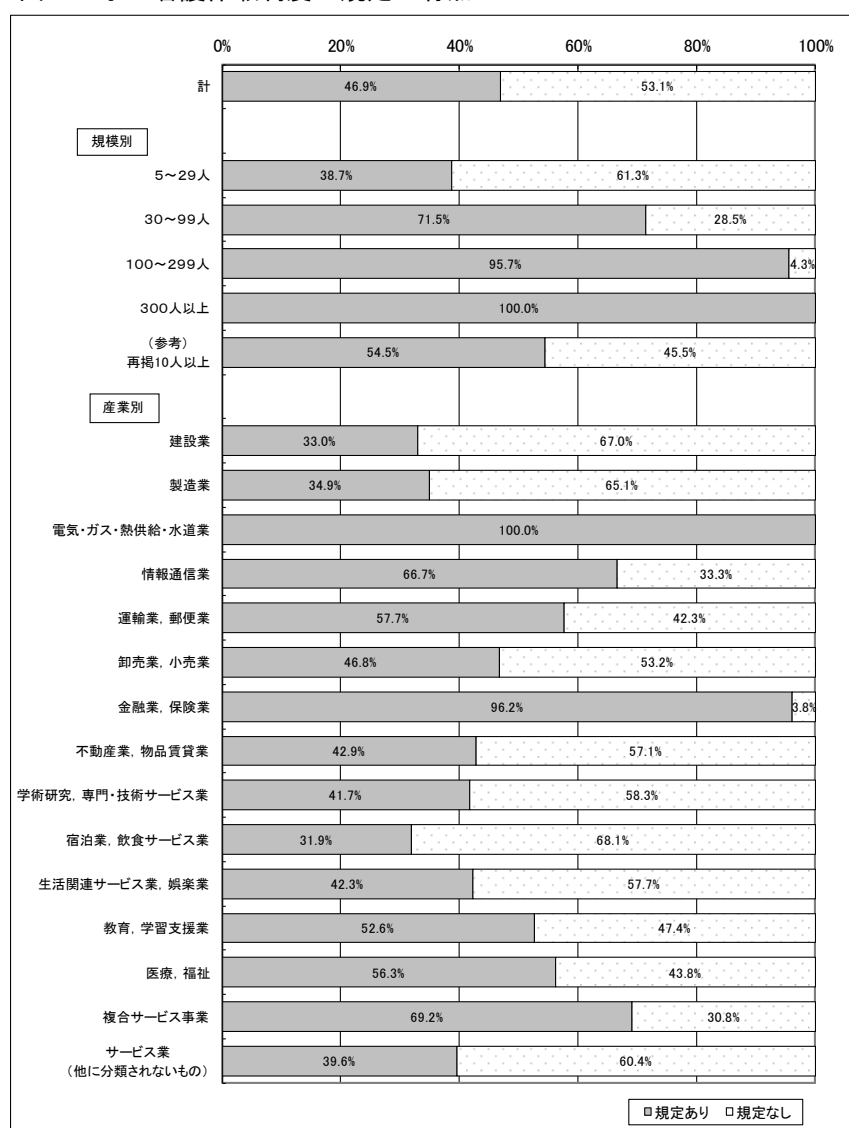
① 規定の有無

子の看護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は全体の46.9%で、半数を下回っている。

規模別にみると、「300人以上」の事業所ではすべての事業所で「規定あり」となっている。

産業別にみると、「電気・ガス・熱供給・水道業」(100%)が最も多く、次いで「金融業、保険業」(96.2%)、「複合サービス事業」(69.2%)となっている。

図50 子の看護休暇制度の規定の有無



② 取得日数の限度等

子の看護休暇制度について「規定あり」と回答した事業所における取得可能日数の限度は「5日まで（2人以上は10日まで）」（92.9%）、取得可能な子の年齢は「小学校就学前」（88.5%）と、ともに法定の範囲内としている事業所が最も多くなっている。（図51、52）

また、時間単位の取得は、「できる」が55.8となっている。（図53）

図51 取得日数限度

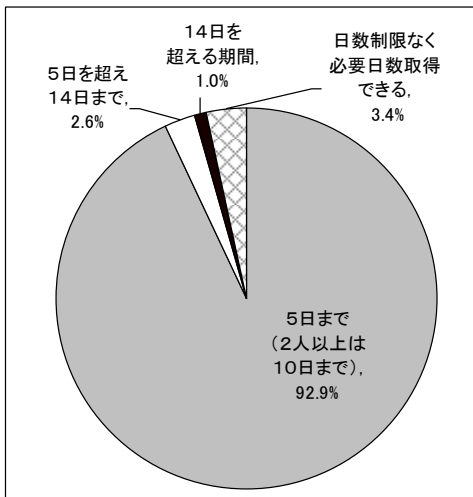


図52 利用可能な子の年齢

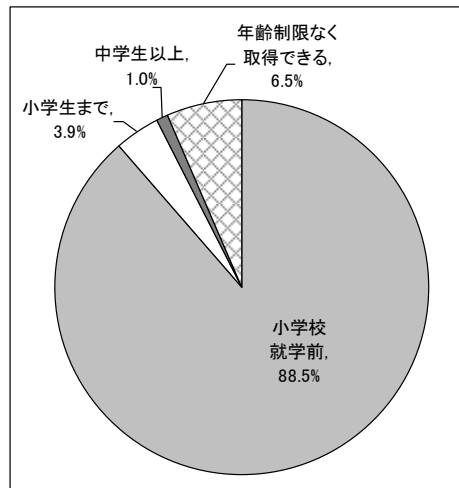
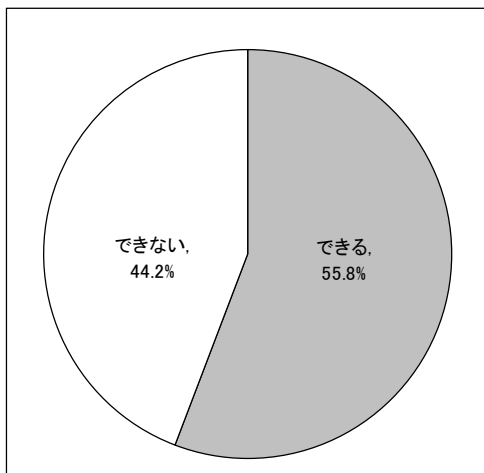


図53 時間単位の取得



2. 介護休暇制度（統計表VI-14）

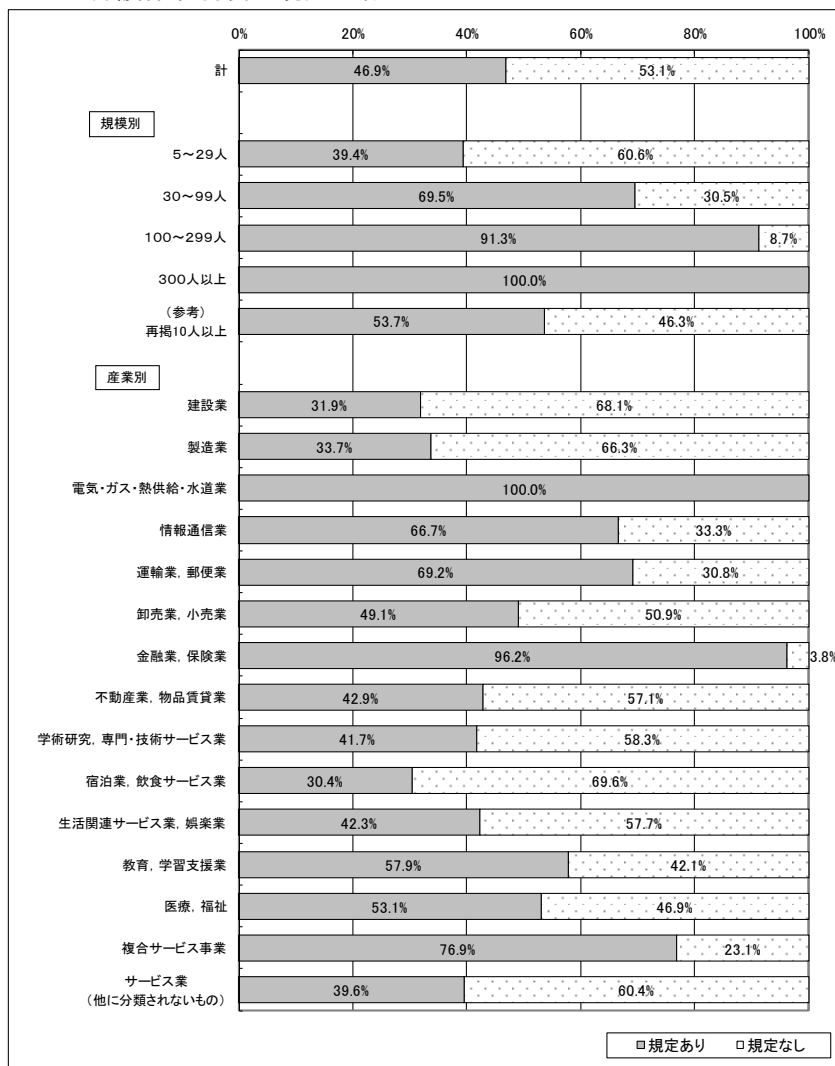
① 規定の有無

介護休暇制度について、事業所が定める就業規則に「規定あり」と回答した事業所は全体の46.9%で、半数を下回っている。

規模別で見ると、「300人以上」のすべての事業所で「規定あり」となっている。

産業別で見ると、「電気・ガス・熱供給・水道業」（100.0%）が最も多く、次いで「金融業、保険業」（96.2%）、「複合サービス事業」（76.9%）となっている。（図53）

図54 介護休暇制度の規定の有無



② 取得日数の限度等

介護休暇制度について「規定あり」と回答した事業所における取得日数の限度は、「5日まで(2人以上は10日まで)」(89.8%)となっており、約9割の事業所で法定期間の範囲内としている。(図55)

また、時間単位の取得は、「できる」が56.5%となっている。(図56)

図55 介護休暇取得日数限度

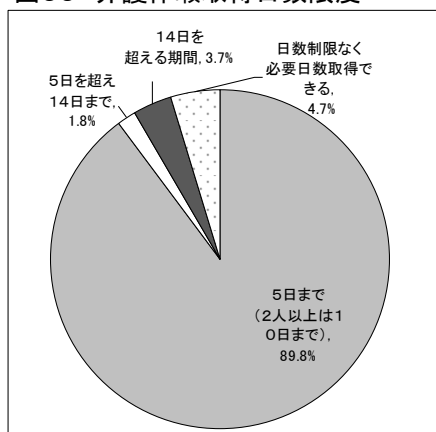
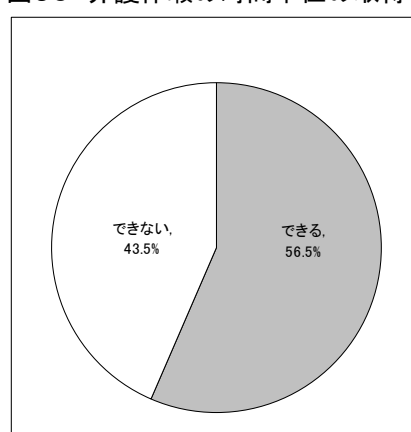


図56 介護休暇の時間単位の取得



VII. 高年齢者の雇用状況

1. 高年齢者雇用の概況について(統計表VII-15)

表1 雇用者全体に占める高年齢者の割合

① 高年齢者の雇用者数

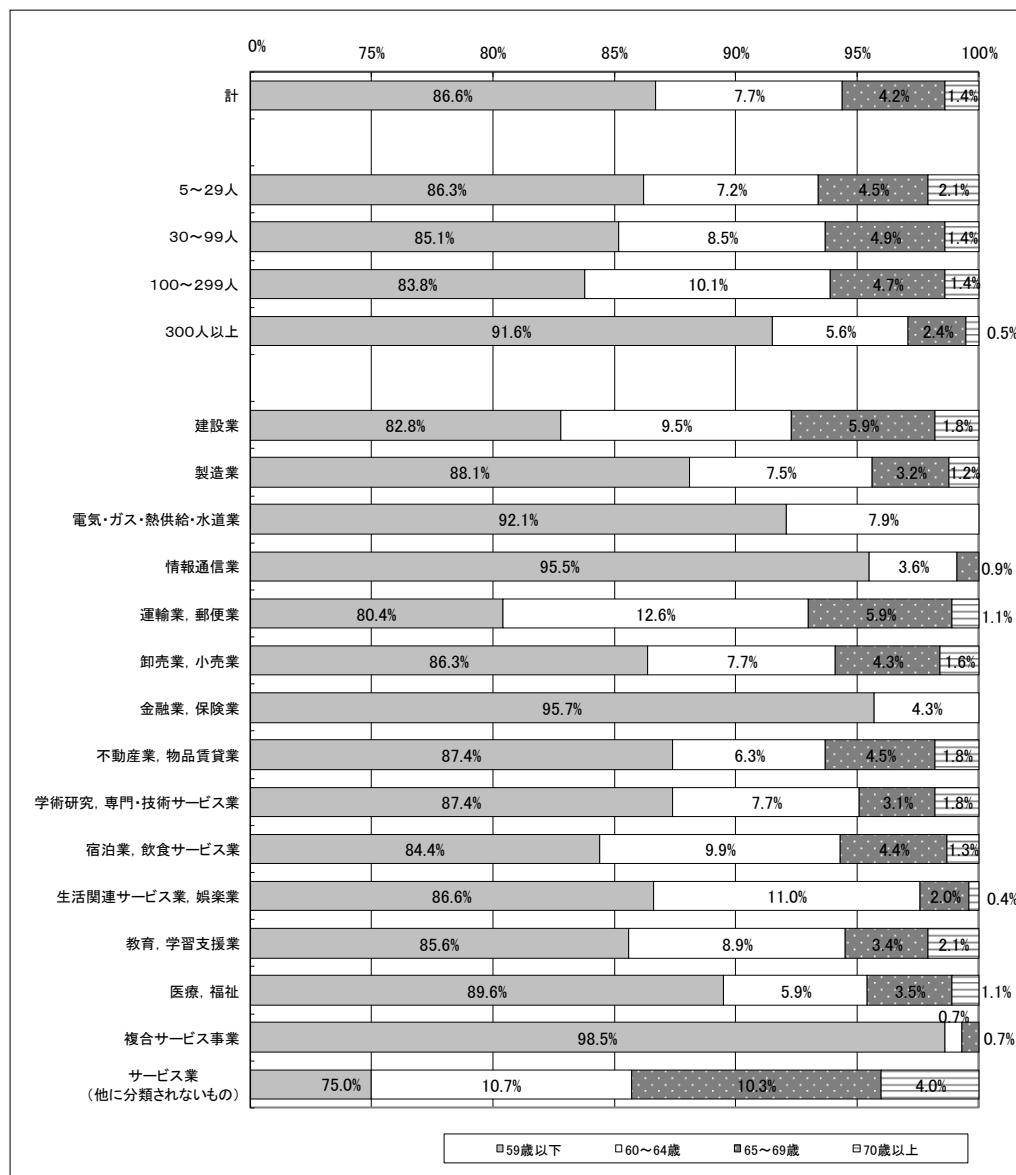
回答のあった事業所における60歳以上の雇用者数を年齢別にみると、「60～64歳」(7.7%)が最も多く、次いで「65～69歳」(4.2%)、「70歳以上」(1.4%)となっている。

年齢	雇用者数	割合
雇用者全体	23,684	100.0%
60～64歳	1,835	7.7%
65～69歳	1,000	4.2%
70歳以上	338	1.4%
計	3,173	13.4%

規模別にみると、「100～299人」の事業所で60歳以上の雇用者の割合が16.2%と最も多く、次いで、「30～99人」が14.8%となっている。

産業別にみると、「サービス業(他に分類されないもの)」(25.0%)が最も多く、次いで「運輸業、郵便業」(19.6%)、「建設業」(17.2%)となっている。

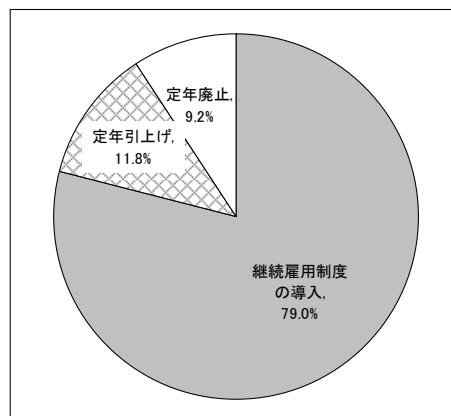
図57 雇用者全体に占める高年齢者の割合



② 改正高年齢者雇用安定法への対応

改正高年齢者雇用安定法への対応済の事業所においては、「継続雇用制度の導入」(79.0%)が最も多く、次いで「定年引上げ」(11.8%)、「定年廃止」(9.2%)となっている。

図58 改正高年齢者雇用安定法への対応



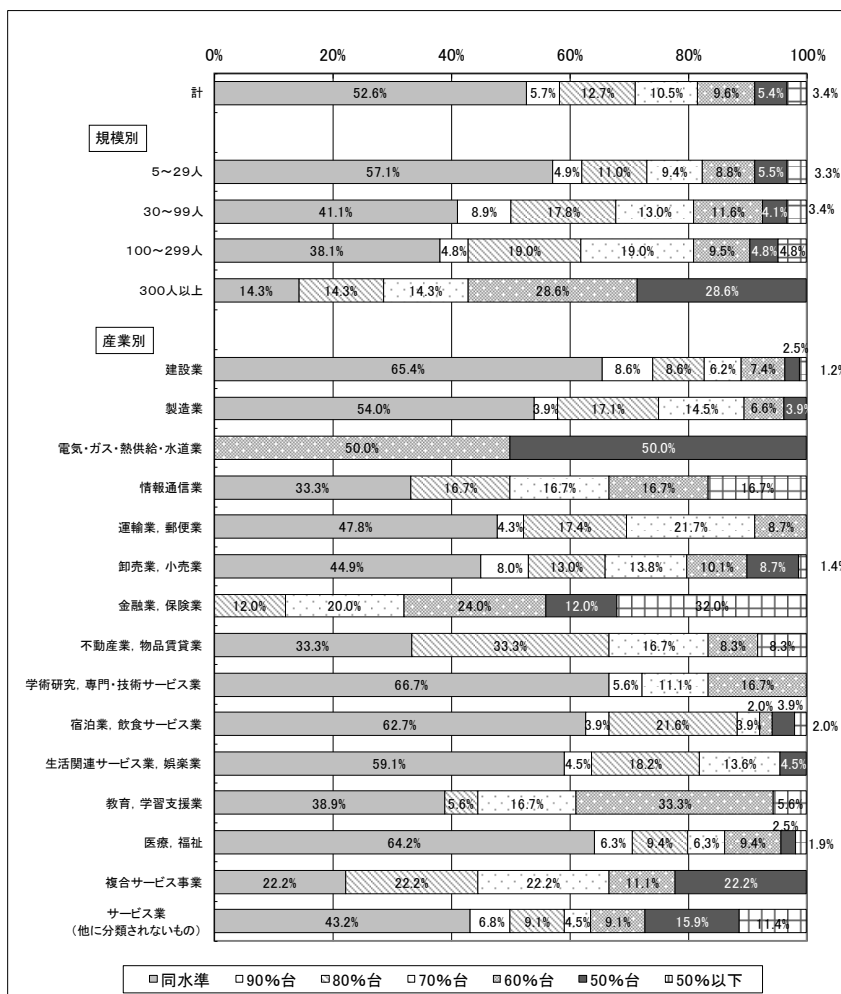
③ 60歳以降の賃金水準

事業所における60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べ「同水準」(52.6%)が最も多く、次いで「80%台」(12.7%)、「70%台」(10.5%)となっている。

規模別にみると、規模が小さい事業所ほど60歳以降の賃金水準を「同水準」としている事業所が多くなっている。

産業別にみると、60歳以降の賃金水準を「同水準」としているのは、「学術研究、専門・技術サービス業」(66.7%)が最も多く、次いで、「建設業」(65.4%)、「医療、福祉」(64.2%)となっている。

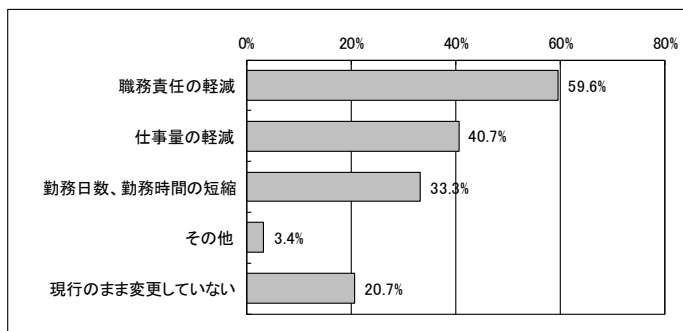
図59 60歳以降の賃金水準



④ 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容(複数回答)

③で「同水準」と回答した事業所以外に、労働条件等に変更したものがあつたところ、「職務責任の軽減」(59.6%)が最も多く、次いで「仕事量の軽減」(40.7%)、「勤務日数、勤務時間の短縮」(33.3%)となっている。また、「現行のまま変更していない」という事業所も20.7%あつた。

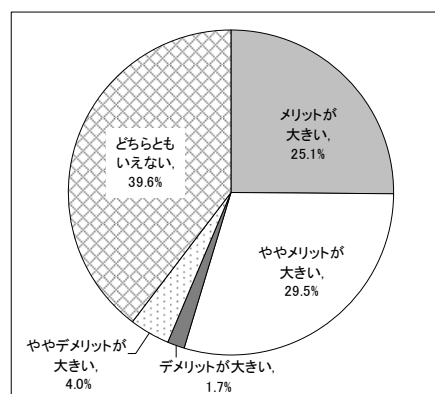
図60 賃金引下げ時の労働条件等の変更内容(複数回答)



⑤ 高齢者の雇用維持への評価

事業所における高齢者の雇用維持への評価について、「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」と回答した事業所は合わせて54.6%で、「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」を合わせた5.7%を上回っている。このほか、「どちらともいえない」と回答した事業所も39.6%あつた。

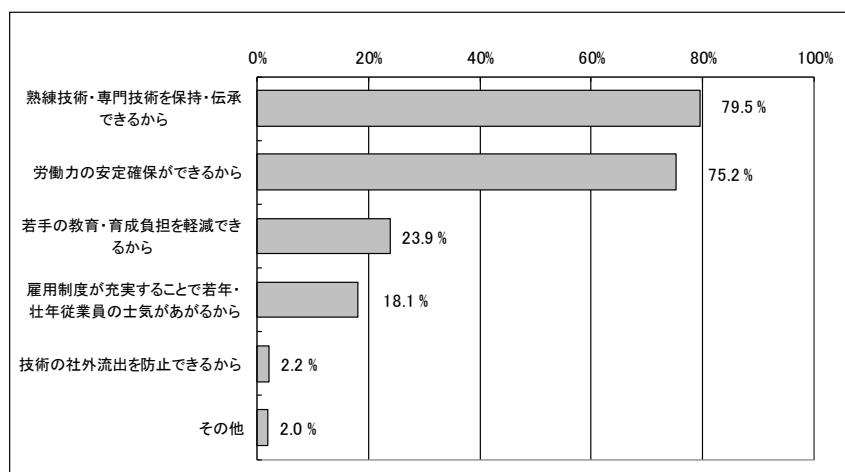
図61 高齢者の雇用維持への評価



⑥ メリットが大きい理由(複数回答)

⑤で「メリットが大きい」・「ややメリットが大きい」と回答した理由は、「熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから」(79.5%)が最も多く、次いで「労働力の安定確保ができるから」(75.2%)、「若手の教育・育成負担を軽減できるから」(23.9%)となっている。

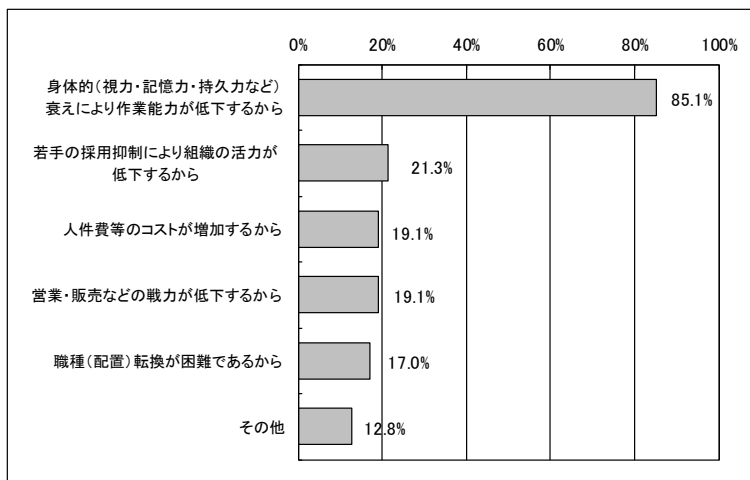
図62 メリットが大きい理由(複数回答)



⑦ デメリットが大きい理由(複数回答)

⑤で「デメリットが大きい」・「ややデメリットが大きい」と回答した理由は、「身体的(視力・記憶力・持久力など)衰えにより作業能力が低下するから」(85.1%)が最も多く、次いで「若手の採用抑制により組織の活力が低下するから」(21.3%)となっている。

図63 デメリットが大きい理由(複数回答)

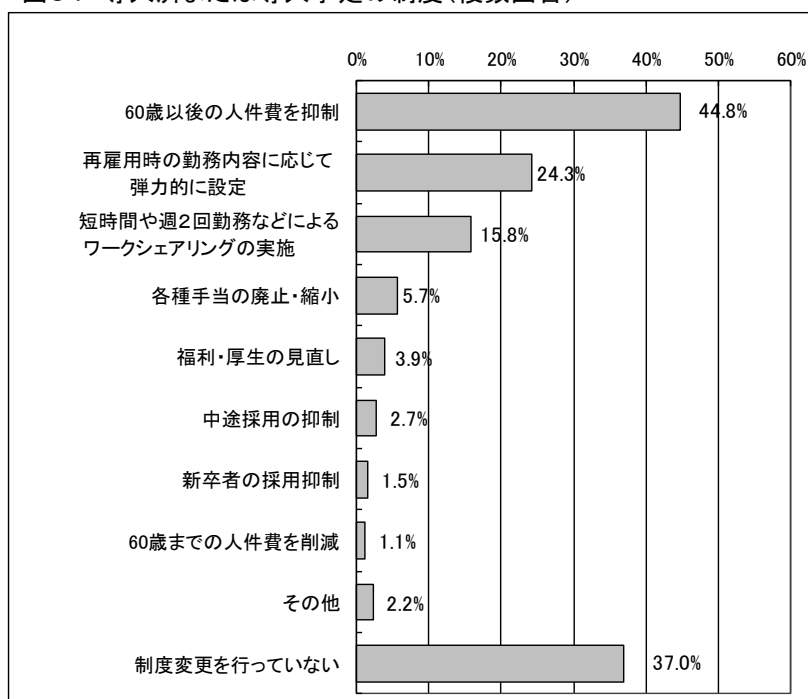


2. 高齢者雇用に関する制度等について(統計表Ⅶ-16)

① 導入済または導入予定の制度等(複数回答)

高齢者を雇用する上で、事業所において導入済または導入予定の制度等は、「60歳以後の人件費を抑制」(44.8%)が最も多く、次いで、「再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定」(24.3%)、「短時間や週2回勤務などによるワークシェアリングの実施」(15.8%)となっている。

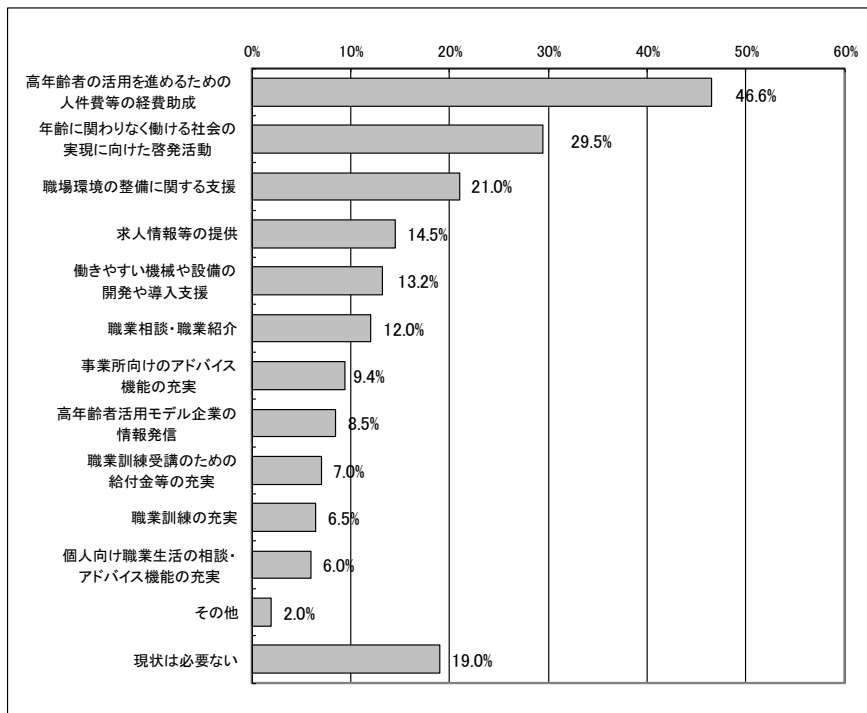
図64 導入済または導入予定の制度(複数回答)



② 高齢者の雇用維持のための必要な支援(複数回答)

社会全体で高齢者の雇用を維持するために必要だと考える支援は、「高齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成」(46.6%)が最も多く、次いで「年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動」(29.5%)、「職場環境の整備に関する支援」(21.0%)となっている。

図65 雇用維持のための必要な支援(複数回答)



3. 統計表

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-I-1

県合計

上段：事業所数 下段：%

上段：雇用者数 下段：%

産業	事業所数	規模			
		5～29人	30～99人	100～299人	300人以上
計	820	638	152	23	7
	100.0	77.8	18.5	2.8	0.9
建設業	94	80	14	0	0
	11.5	85.1	14.9	0.0	0.0
製造業	83	53	23	5	2
	10.1	63.9	27.7	6.0	2.4
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	1	0	0
	0.2	50.0	50.0	0.0	0.0
情報通信業	9	7	1	1	0
	1.1	77.8	11.1	11.1	0.0
運輸業、郵便業	27	11	14	2	0
	3.3	40.7	51.9	7.4	0.0
卸売業、小売業	174	143	28	2	1
	21.2	82.2	16.1	1.1	0.6
金融業、保険業	26	20	6	0	0
	3.2	76.9	23.1	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	14	13	1	0	0
	1.7	92.9	7.1	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	24	19	4	1	0
	2.9	79.2	16.7	4.2	0.0
宿泊業、飲食サービス業	69	55	13	0	1
	8.4	79.7	18.8	0.0	1.4
生活関連サービス業、娯楽業	26	21	4	1	0
	3.2	80.8	15.4	3.8	0.0
教育、学習支援業	19	14	4	1	0
	2.3	73.7	21.1	5.3	0.0
医療、福祉	192	147	35	8	2
	23.4	76.6	18.2	4.2	1.0
複合サービス事業	13	12	1	0	0
	1.6	92.3	7.7	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	48	42	3	2	1
	5.9	87.5	6.3	4.2	2.1

事業所規模別産業別	事業所数	雇用者数								
		全体			会社などの役員			正規の職員・従業員		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	820	23,684	11,424	12,260	1,334	966	368	13,858	7,922	5,936
	100.0	100.0	48.2	51.8	100.0	72.4	27.6	100.0	57.2	42.8
5～29人	638	7,652	3,797	3,855	850	599	251	4,319	2,561	1,758
	100.0	100.0	49.6	50.4	100.0	70.5	29.5	100.0	59.3	40.7
30～99人	152	7,438	3,877	3,561	364	272	92	4,544	2,794	1,750
	100.0	100.0	52.1	47.9	100.0	74.7	25.3	100.0	61.5	38.5
100～299人	23	3,746	1,845	1,901	108	87	21	2,308	1,344	964
	100.0	100.0	49.3	50.7	100.0	80.6	19.4	100.0	58.2	41.8
300人以上	7	4,848	1,905	2,943	12	8	4	2,687	1,223	1,464
	100.0	100.0	39.3	60.7	100.0	66.7	33.3	100.0	45.5	54.5
建設業	94	1,638	1,367	271	246	179	67	1,236	1,096	140
	100.0	100.0	83.5	16.5	100.0	72.8	27.2	100.0	88.7	11.3
製造業	83	3,435	2,467	968	174	134	40	2,429	1,950	479
	100.0	100.0	71.8	28.2	100.0	77.0	23.0	100.0	80.3	19.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2	63	50	13	0	0	0	50	42	8
	100.0	100.0	79.4	20.6	0.0	0.0	0.0	100.0	84.0	16.0
情報通信業	9	222	146	76	16	13	3	160	111	49
	100.0	100.0	65.8	34.2	100.0	81.3	18.8	100.0	69.4	30.6
運輸業、郵便業	27	1,101	965	136	84	72	12	817	733	84
	100.0	100.0	87.6	12.4	100.0	85.7	14.3	100.0	89.7	10.3
卸売業、小売業	174	3,551	1,718	1,833	243	166	77	1,439	1,045	394
	100.0	100.0	48.4	51.6	100.0	68.3	31.7	100.0	72.6	27.4
金融業、保険業	26	464	202	262	13	13	0	332	166	166
	100.0	100.0	43.5	56.5	100.0	100.0	0.0	100.0	50.0	50.0
不動産業、物品賃貸業	14	223	107	116	17	10	7	143	74	69
	100.0	100.0	48.0	52.0	100.0	58.8	41.2	100.0	51.7	48.3
学術研究、専門・技術サービス業	24	556	328	228	25	23	2	406	267	139
	100.0	100.0	59.0	41.0	100.0	92.0	8.0	100.0	65.8	34.2
宿泊業、飲食サービス業	69	1,734	561	1,173	62	38	24	416	202	214
	100.0	100.0	32.4	67.6	100.0	61.3	38.7	100.0	48.6	51.4
生活関連サービス業、娯楽業	26	507	201	306	38	34	4	264	125	139
	100.0	100.0	39.6	60.4	100.0	89.5	10.5	100.0	47.3	52.7
教育、学習支援業	19	528	247	281	25	19	6	284	147	137
	100.0	100.0	46.8	53.2	100.0	76.0	24.0	100.0	51.8	48.2
医療、福祉	192	7,888	2,177	5,711	301	186	115	5,229	1,485	3,744
	100.0	100.0	27.6	72.4	100.0	61.8	38.2	100.0	28.4	71.6
複合サービス事業	13	136	91	45	18	18	0	97	68	29
	100.0	100.0	66.9	33.1	100.0	100.0	0.0	100.0	70.1	29.9
サービス業(他に分類されないもの)	48	1,638	797	841	72	61	11	556	411	145
	100.0	100.0	48.7	51.3	100.0	84.7	15.3	100.0	73.9	26.1

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-I-2

県合計

上段：雇用者数 下段：%

事業所規模別産業別	雇用者数																				
	非正規雇用																				
	非正規雇用計			パート			アルバイト			派遣社員			契約社員			嘱託			その他		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
計	8,492	2,536	5,956	4,960	850	4,110	948	430	518	493	140	353	779	404	375	566	364	202	746	348	398
	100.0	29.9	70.1	100.0	17.1	82.9	100.0	45.4	54.6	100.0	28.4	71.6	100.0	51.9	48.1	100.0	64.3	35.7	100.0	46.6	53.4
5～29人	2,483	637	1,846	1,686	272	1,414	380	174	206	30	5	25	180	69	111	127	74	53	80	43	37
	100.0	25.7	74.3	100.0	16.1	83.9	100.0	45.8	54.2	100.0	16.7	83.3	100.0	38.3	61.7	100.0	58.3	41.7	100.0	53.8	46.3
30～99人	2,530	811	1,719	1,591	298	1,293	348	131	217	23	7	16	255	160	95	241	163	78	72	52	20
	100.0	32.1	67.9	100.0	18.7	81.3	100.0	37.6	62.4	100.0	30.4	69.6	100.0	62.7	37.3	100.0	67.6	32.4	100.0	72.2	27.8
100～299人	1,330	414	916	901	178	723	102	64	38	26	11	15	183	91	92	89	48	41	29	22	7
	100.0	31.1	68.9	100.0	19.8	80.2	100.0	62.7	37.3	100.0	42.3	57.7	100.0	49.7	50.3	100.0	53.9	46.1	100.0	75.9	24.1
300人以上	2,149	674	1,475	782	102	680	118	61	57	414	117	297	161	84	77	109	79	30	565	231	334
	100.0	31.4	68.6	100.0	13.0	87.0	100.0	51.7	48.3	100.0	28.3	71.7	100.0	52.2	47.8	100.0	72.5	27.5	100.0	40.9	59.1
建設業	156	92	64	67	17	50	24	21	3	0	0	0	28	24	4	16	14	2	21	16	5
	100.0	59.0	41.0	100.0	25.4	74.6	100.0	87.5	12.5	0.0	0.0	0.0	100.0	85.7	14.3	100.0	87.5	12.5	100.0	76.2	23.8
製造業	832	383	449	510	162	358	40	31	9	49	22	27	145	103	42	57	51	6	31	24	7
	100.0	46.0	54.0	100.0	29.8	70.2	100.0	77.5	22.5	100.0	44.9	55.1	100.0	71.0	29.0	100.0	89.5	10.5	100.0	77.4	22.6
電気・ガス・熱供給・水道業	13	8	5	1	0	1	0	0	0	4	0	4	3	3	0	0	0	0	5	5	0
	100.0	61.5	38.5	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0
情報通信業	46	22	24	13	1	12	5	3	2	0	0	0	8	3	5	9	6	3	11	9	2
	100.0	47.8	52.2	100.0	7.7	92.3	100.0	60.0	40.0	0.0	0.0	0.0	100.0	37.5	62.5	100.0	66.7	33.3	100.0	81.8	18.2
運輸業、郵便業	200	160	40	33	14	19	20	20	0	2	0	2	49	42	7	78	73	5	18	11	7
	100.0	80.0	20.0	100.0	42.4	57.6	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	85.7	14.3	100.0	93.6	6.4	100.0	61.1	38.9
卸売業、小売業	1,869	507	1,362	1,363	234	1,129	319	160	159	15	5	10	91	55	36	40	27	13	41	26	15
	100.0	27.1	72.9	100.0	17.2	82.8	100.0	50.2	49.8	100.0	33.3	66.7	100.0	60.4	39.6	100.0	67.5	32.5	100.0	63.4	36.6
金融業、保険業	119	23	96	74	3	71	5	1	4	1	0	1	7	5	2	29	13	16	3	1	2
	100.0	19.3	80.7	100.0	4.1	95.9	100.0	20.0	80.0	100.0	0.0	100.0	100.0	71.4	28.6	100.0	44.8	55.2	100.0	33.3	66.7
不動産業、物品賃貸業	63	23	40	53	15	38	1	1	0	1	0	1	7	6	1	1	1	0	0	0	0
	100.0	36.5	63.5	100.0	28.3	71.7	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	85.7	14.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	125	38	87	88	12	76	4	2	2	0	0	0	8	5	3	22	16	6	3	3	0
	100.0	30.4	69.6	100.0	13.6	86.4	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	62.5	37.5	100.0	72.7	27.3	100.0	100.0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	1,256	321	935	742	119	623	383	146	237	0	0	0	92	36	56	33	18	15	6	2	4
	100.0	25.6	74.4	100.0	16.0	84.0	100.0	38.1	61.9	0.0	0.0	0.0	100.0	39.1	60.9	100.0	54.5	45.5	100.0	33.3	66.7
生活関連サービス業、娯楽業	205	42	163	140	17	123	20	6	14	6	3	3	21	8	13	18	8	10	0	0	0
	100.0	20.5	79.5	100.0	12.1	87.9	100.0	30.0	70.0	100.0	50.0	50.0	100.0	38.1	61.9	100.0	44.4	55.6	0.0	0.0	0.0
教育、学習支援業	219	81	138	93	21	72	43	13	30	2	0	2	37	17	20	36	22	14	8	8	0
	100.0	37.0	63.0	100.0	22.6	77.4	100.0	30.2	69.8	100.0	0.0	100.0	100.0	45.9	54.1	100.0	61.1	38.9	100.0	100.0	0.0
医療、福祉	2,358	506	1,852	1,519	183	1,336	32	11	21	46	2	44	162	34	128	121	43	78	478	233	245
	100.0	21.5	78.5	100.0	12.0	88.0	100.0	34.4	65.6	100.0	4.3	95.7	100.0	21.0	79.0	100.0	35.5	64.5	100.0	48.7	51.3
複合サービス事業	21	5	16	15	4	11	4	1	3	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1
	100.0	23.8	76.2	100.0	26.7	73.3	100.0	25.0	75.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
サービス業(他に分類されないもの)	1,010	325	685	249	58	191	48	14	34	367	108	259	120	63	57	106	72	34	120	10	110
	100.0	32.2	67.8	100.0	23.3	76.7	100.0	29.2	70.8	100.0	29.4	70.6	100.0	52.5	47.5	100.0	67.9	32.1	100.0	8.3	91.7

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表Ⅱ-2

県合計

上段：事業所数 下段：%

上段：人数 下段：%

事業所規模別産業別	事業所の現況			採用状況																				
	就業規則の有無			事業所数	新卒・中途総合計	新規学卒者 男性						新規学卒者 女性				中途採用者	中途採用者 男性				中途採用者 女性			
	事業所数	有	無			新規学卒者	正規の職員・従業員			非正規雇用			正規の職員・従業員	非正規雇用			正規の職員・従業員	非正規雇用		正規の職員・従業員	非正規雇用			
							うち高卒	うち高卒	うち高卒	うち高卒	うち高卒	うち高卒		うち高卒	うち高卒			うち高卒	うち高卒					
計	820	744 90.7	76 9.3	251	1,011 100.0	391 38.7	123 12.2	50 4.9	43 4.3	1 0.1	176 17.4	53 5.2	49 4.8	5 0.5	620 61.3	132 13.1	47 4.6	129 12.8	14 1.4	181 17.9	93 9.2	178 17.6	46 4.5	
5～29人	638	562 88.1	76 11.9	143	250 100.0	82 32.8	36 14.4	13 5.2	2 0.8	1 0.4	37 14.8	13 5.2	7 2.8	0 0.0	168 67.2	46 18.4	16 6.4	21 8.4	8 3.2	52 20.8	23 9.2	49 19.6	24 9.6	
30～99人	152	152 100.0	0 0.0	82	197 100.0	91 46.2	37 18.8	20 10.2	0 0.0	0 0.0	49 24.9	19 9.6	5 2.5	3 1.5	106 53.8	29 14.7	12 6.1	17 8.6	2 1.0	26 13.2	7 3.6	34 17.3	14 7.1	
100～299人	23	23 100.0	0 0.0	21	129 100.0	54 41.9	21 16.3	9 7.0	1 0.8	0 0.0	30 23.3	18 14.0	2 1.6	1 0.8	75 58.1	30 23.3	5 3.9	8 6.2	1 0.8	23 17.8	4 3.1	14 10.9	2 1.6	
300人以上	7	7 100.0	0 0.0	5	435 100.0	164 37.7	29 6.7	8 1.8	40 9.2	0 0.0	60 13.8	3 0.7	35 8.0	1 0.2	271 62.3	27 6.2	14 3.2	83 19.1	3 0.7	80 18.4	59 13.6	81 18.6	6 1.4	
建設業	94	85 90.4	9 9.6	16	30 100.0	14 46.7	11 36.7	9 30.0	0 0.0	0 0.0	3 10.0	1 3.3	0 0.0	0 0.0	16 53.3	14 46.7	1 3.3	0 0.0	0 0.0	1 3.3	0 0.0	1 3.3	1 3.3	
製造業	83	75 90.4	8 9.6	27	81 100.0	51 63.0	36 44.4	21 25.9	0 0.0	0 0.0	13 16.0	11 13.6	2 2.5	1 1.2	30 37.0	18 22.2	8 9.9	3 3.7	1 1.2	7 8.6	3 3.7	2 2.5	0 0.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2 100.0	0 0.0	1	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 100.0	1 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
情報通信業	9	9 100.0	0 0.0	4	12 100.0	6 50.0	3 25.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 16.7	0 0.0	1 8.3	0 0.0	6 50.0	4 33.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
運輸業、郵便業	27	27 100.0	0 0.0	6	14 100.0	8 57.1	8 57.1	6 42.9	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 42.9	3 21.4	2 14.3	1 7.1	0 0.0	1 7.1	1 7.1	1 7.1	1 7.1	
卸売業、小売業	174	157 90.2	17 9.8	45	88 100.0	37 42.0	23 26.1	4 4.5	0 0.0	0 0.0	14 15.9	9 10.2	0 0.0	0 0.0	51 58.0	12 13.6	8 9.1	9 10.2	4 4.5	8 9.1	5 5.7	22 25.0	10 11.4	
金融業、保険業	26	26 100.0	0 0.0	12	18 100.0	13 72.2	3 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	10 55.6	3 16.7	0 0.0	0 0.0	5 27.8	0 0.0	0 0.0	1 5.6	0 0.0	0 0.0	0 0.0	4 22.2	3 16.7	
不動産業、物品賃貸業	14	13 92.9	1 7.1	5	7 100.0	1 14.3	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 85.7	4 57.1	3 42.9	1 14.3	1 14.3	1 14.3	1 14.3	1 14.3	0 0.0	0 0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	24	22 91.7	2 8.3	7	26 100.0	4 15.4	3 11.5	3 11.5	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	1 3.8	0 0.0	22 84.6	6 23.1	1 3.8	1 3.8	0 0.0	6 23.1	3 11.5	9 34.6	3 11.5	
宿泊業、飲食サービス業	69	49 71.0	20 29.0	17	45 100.0	13 28.9	1 2.2	0 0.0	1 2.2	0 0.0	11 24.4	6 13.3	0 0.0	0 0.0	71 71.1	6 6.7	2 2.2	20 20.0	2 2.2	15 15.6	2 2.2	28 28.9	4 4.9	
生活関連サービス業、娯楽業	26	23 88.5	3 11.5	11	20 100.0	5 25.0	3 15.0	1 5.0	0 0.0	0 0.0	2 10.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	15 75.0	3 15.0	1 5.0	1 5.0	0 0.0	4 20.0	0 0.0	7 35.0	1 5.0	
教育、学習支援業	19	17 89.5	2 10.5	10	27 100.0	4 14.8	2 7.4	0 0.0	0 0.0	0 0.0	2 7.4	1 3.7	0 0.0	0 0.0	23 85.2	2 7.4	0 0.0	10 37.0	2 7.4	5 18.5	1 3.7	6 22.2	2 7.4	
医療、福祉	192	184 95.8	8 4.2	71	591 100.0	220 37.2	27 4.6	3 0.5	42 7.1	1 0.2	112 19.0	16 2.7	39 6.6	4 0.7	371 62.8	50 8.5	19 3.2	83 14.0	2 0.3	133 22.5	76 12.9	105 17.8	15 2.5	
複合サービス事業	13	13 100.0	0 0.0	4	6 100.0	4 66.7	1 16.7	1 16.7	0 0.0	0 0.0	3 50.0	2 33.3	0 0.0	0 0.0	2 33.3	2 33.3	1 16.7	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	48	42 87.5	6 12.5	15	45 100.0	10 22.2	1 2.2	1 2.2	0 0.0	0 0.0	3 6.7	3 6.7	6 13.3	0 0.0	35 77.8	11 24.4	2 4.4	10 22.2	3 6.7	6 13.3	2 4.4	8 17.8	6 13.3	

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅱ－3

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	配置状況														
	女性労働者の配置がない部署			女性労働者の配置がない部署がある理由（複数回答）											
	事業所数	有	無	事業所数	技能や資格を持つ女性が少ないため	女性の適任者がいないため	当該部門が女性の配置を希望しないため	女性が配置を希望しないため	出張・転勤があることに配慮するため	家事・保育などのため就業時間に制約があるため	深夜業や時間外労働が多いため	重量物運搬や有害物を発散する場所での業務があるため	体力・筋力が必要とする業務であるため	その他	
計	820	203	617	203	93	60	14	31	5	9	18	33	69	28	
	100.0	24.8	75.2	100.0	45.8	29.6	6.9	15.3	2.5	4.4	8.9	16.3	34.0	13.8	
5～29人	638	131	507	131	65	39	11	21	4	5	5	23	37	17	
	100.0	20.5	79.5	100.0	49.6	29.8	8.4	16.0	3.1	3.8	3.8	17.6	28.2	13.0	
30～99人	152	62	90	62	25	18	2	9	1	4	12	10	25	8	
	100.0	40.8	59.2	100.0	40.3	29.0	3.2	14.5	1.6	6.5	19.4	16.1	40.3	12.9	
100～299人	23	8	15	8	3	3	0	1	0	0	1	0	5	3	
	100.0	34.8	65.2	100.0	37.5	37.5	0.0	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0	62.5	37.5	
300人以上	7	2	5	2	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	
	100.0	28.6	71.4	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
建設業	94	67	27	67	39	25	7	12	2	2	3	10	20	8	
	100.0	71.3	28.7	100.0	58.2	37.3	10.4	17.9	3.0	3.0	4.5	14.9	29.9	11.9	
製造業	83	32	51	32	13	10	0	3	3	3	6	4	17	3	
	100.0	38.6	61.4	100.0	40.6	31.3	0.0	9.4	9.4	9.4	18.8	12.5	53.1	9.4	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	100.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
情報通信業	9	1	8	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	
	100.0	11.1	88.9	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	
運輸業、郵便業	27	14	13	14	6	1	0	2	0	1	5	2	4	1	
	100.0	51.9	48.1	100.0	42.9	7.1	0.0	14.3	0.0	7.1	35.7	14.3	28.6	7.1	
卸売業、小売業	174	32	142	32	12	12	2	8	0	2	1	10	9	3	
	100.0	18.4	81.6	100.0	37.5	37.5	6.3	25.0	0.0	6.3	3.1	31.3	28.1	9.4	
金融業、保険業	26	3	23	3	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	
	100.0	11.5	88.5	100.0	33.3	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
不動産業、物品賃貸業	14	3	11	3	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	
	100.0	21.4	78.6	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	24	5	19	5	4	0	0	0	0	0	0	1	1	1	
	100.0	20.8	79.2	100.0	80.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	20.0	20.0	
宿泊業、飲食サービス業	69	6	63	6	2	2	0	2	0	0	0	0	2	2	
	100.0	8.7	91.3	100.0	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	
生活関連サービス業、娯楽業	26	3	23	3	0	1	0	0	0	0	0	1	1	2	
	100.0	11.5	88.5	100.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	66.7	
教育、学習支援業	19	3	16	3	0	2	0	1	0	0	0	0	1	1	
	100.0	15.8	84.2	100.0	0.0	66.7	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	
医療、福祉	192	13	179	13	6	3	0	0	0	0	0	1	3	3	
	100.0	6.8	93.2	100.0	46.2	23.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	7.7	23.1	23.1	
複合サービス事業	13	1	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	
	100.0	7.7	92.3	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	
サービス業(他に分類されないもの)	48	19	29	19	7	3	3	2	0	1	2	4	8	2	
	100.0	39.6	60.4	100.0	36.8	15.8	15.8	10.5	0.0	5.3	10.5	21.1	42.1	10.5	

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表 - II - 4

県 合 計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	管理職について																				
	管理職及び女性の管理職										女性管理職が1割未満あるいはまったくない理由(複数回答)										
	事業所数	管理職全体(人)		役員(人)		部長相当職(人)		課長相当職(人)		係長相当職(人)		事業所数	知識・経験・判断力等を有する女性が少ない	役職に就くための在職年数を満たしていない女性が多い	管理職になるまでに退職してしまっている女性が多い	時間外労働が多い、夜勤を要する女性が多い	出張・転勤等に対応できない女性が多い	仕事内容が体力的・精神的にきつい	女性が希望しない	女性従業員が少ない又はいない	その他
計	725	3,855	1,094	1,334	368	651	139	924	219	946	368	548	146	94	55	14	19	59	75	171	134
			28.4		27.6		21.4		23.7		38.9	100.0	26.6	17.2	10.0	2.6	3.5	10.8	13.7	31.2	24.5
5～29人	548	1,767	512	850	251	306	81	316	79	296	101	433	109	55	40	8	13	43	62	138	123
			29.0		29.5		26.5		25.0		34.2	100.0	25.2	12.7	9.2	1.8	3.0	9.9	14.3	31.9	28.4
30～99人	147	1,264	326	364	92	222	38	358	76	310	120	100	29	32	11	5	6	14	12	32	10
			26.0		25.3		17.1		21.2		38.7	100.0	29.0	32.0	11.0	5.0	6.0	14.0	12.0	32.0	10.0
100～299人	23	590	167	108	21	97	16	160	52	225	78	12	6	5	4	1	0	2	1	1	1
			28.3		19.4		16.5		32.5		34.7	100.0	50.0	41.7	33.3	8.3	0.0	16.7	8.3	8.3	8.3
300人以上	7	244	89	12	4	26	4	90	12	116	69	3	2	2	0	0	0	0	0	0	0
			36.5		33.3		15.4		13.3		59.5	100.0	66.7	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	93	518	92	246	67	91	9	110	10	71	6	80	27	4	0	2	12	13	52	8	
			17.8		27.2		9.9		9.1		8.5	100.0	33.8	2.5	5.0	0.0	2.5	15.0	16.3	65.0	10.0
製造業	80	598	83	174	40	115	7	162	19	147	17	70	26	15	6	2	3	13	8	24	13
			13.9		23.0		6.1		11.7		11.6	100.0	37.1	21.4	8.6	2.9	4.3	18.6	11.4	34.3	18.6
電気・ガス・熱供給・水道業	2	12	0	0	0	3	0	3	0	6	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0
			0.0				0.0		0.0		0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	9	54	7	16	3	17	2	6	0	15	2	9	5	4	2	0	1	0	1	2	1
			13.0		18.8		11.8		0.0		13.3	100.0	55.6	44.4	22.2	0.0	11.1	0.0	11.1	22.2	11.1
運輸業、郵便業	24	192	36	84	12	35	5	27	2	46	17	24	6	5	2	2	0	2	3	10	4
			18.8		14.3		14.3		7.4		37.0	100.0	20.8	20.8	8.3	8.3	0.0	8.3	12.5	41.7	16.7
卸売業、小売業	143	644	145	243	77	92	12	167	19	142	37	120	28	22	13	1	4	10	16	38	28
			22.5		31.7		13.0		11.4		26.1	100.0	23.3	18.3	10.8	0.8	3.3	8.3	13.3	31.7	23.3
金融業、保険業	25	122	20	13	0	22	0	43	5	44	15	22	4	9	7	1	0	1	2	0	3
			16.4		0.0		0.0		11.6		34.1	100.0	18.2	40.9	31.8	4.5	0.0	4.5	9.1	0.0	13.6
不動産業、物品賃貸業	12	55	18	17	7	7	0	18	7	13	4	10	3	2	1	0	2	2	2	2	1
			32.7		41.2		0.0		38.9		30.8	100.0	30.0	20.0	10.0	0.0	20.0	20.0	20.0	20.0	10.0
学術研究、専門・技術サービス業	24	121	14	25	2	23	1	45	6	28	5	19	6	1	0	1	0	2	2	7	6
			11.6		8.0		4.3		13.3		17.9	100.0	31.6	5.3	0.0	5.3	0.0	10.5	10.5	36.8	31.6
宿泊業、飲食サービス業	44	137	53	62	24	21	6	24	7	30	16	40	8	2	5	4	1	3	9	7	15
			38.7		38.7		28.6		29.2		53.3	100.0	20.0	5.0	12.5	10.0	2.5	7.5	22.5	17.5	37.5
生活関連サービス業、娯楽業	23	82	15	38	4	8	2	16	4	20	5	18	7	5	1	0	1	0	3	4	3
			18.3		10.5		25.0		25.0		25.0	100.0	38.9	27.8	5.6	0.0	5.6	0.0	16.7	22.2	16.7
教育、学習支援業	18	112	37	25	6	23	4	37	12	27	15	9	3	4	2	0	0	0	0	1	3
			33.0		24.0		17.4		32.4		55.6	100.0	33.3	44.4	22.2	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	33.3
医療、福祉	174	971	528	301	115	160	89	209	120	301	204	80	14	12	8	2	2	8	8	7	38
			54.4		38.2		55.6		57.4		67.8	100.0	17.5	15.0	10.0	2.5	2.5	10.0	10.0	8.8	47.5
複合サービス事業	12	49	4	18	0	9	0	12	2	10	2	9	1	2	1	0	0	1	2	3	2
			8.2		0.0		0.0		16.7		20.0	100.0	11.1	22.2	11.1	0.0	0.0	11.1	22.2	33.3	22.2
サービス業(他に分類されないもの)	42	188	42	72	11	25	2	45	6	46	23	36	9	7	3	1	3	5	6	14	9
			22.3		15.3		8.0		13.3		50.0	100.0	25.0	19.4	8.3	2.8	8.3	13.9	16.7	38.9	25.0

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅱ－5－②・③

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	女性の活躍推進の取組状況																
	女性活躍推進の取組目的（回答2つ以内）								女性従業員に強く望むこと（回答2つ以内）								
	事業所数	従業員の職務意識や情報化に対応するため	企業イメージ向上など企業戦略として	顧客のニーズに対応するため	企業の社会的責任であるから	人的資質を有効に活用し、労働力を確保するため	職場の風土改善により組織を活性化させるため	その他	事業所数	転勤や配属転換に応じてほしい	妊娠・出産後もやめずに働き続けしてほしい	新たな業務にも積極的に取り組んでほしい	管理職の昇進に積極的にチャレンジしてほしい	時間外労働を敬遠しないでほしい	その他	現状は特に望むことはない	
計	742	247	45	90	119	479	186	52	810	47	325	348	158	71	10	260	
	100.0	33.3	6.1	12.1	16.0	64.6	25.1	7.0	100.0	5.8	40.1	43.0	19.5	8.8	1.2	32.1	
5～29人	570	182	30	70	84	359	150	46	630	33	241	261	106	55	8	221	
	100.0	31.9	5.3	12.3	14.7	63.0	26.3	8.1	100.0	5.2	38.3	41.4	16.8	8.7	1.3	35.1	
30～99人	144	52	13	19	26	97	31	6	151	12	66	72	40	14	2	36	
	100.0	36.1	9.0	13.2	18.1	67.4	21.5	4.2	100.0	7.9	43.7	47.7	26.5	9.3	1.3	23.8	
100～299人	21	10	2	0	7	18	3	0	22	1	13	10	10	2	0	3	
	100.0	47.6	9.5	0.0	33.3	85.7	14.3	0.0	100.0	4.5	59.1	45.5	45.5	9.1	0.0	13.6	
300人以上	7	3	0	1	2	5	2	0	7	1	5	5	2	0	0	0	
	100.0	42.9	0.0	14.3	28.6	71.4	28.6	0.0	100.0	14.3	71.4	71.4	28.6	0.0	0.0	0.0	
建設業	75	24	4	5	12	42	22	8	93	0	21	32	7	10	1	50	
	100.0	32.0	5.3	6.7	16.0	56.0	29.3	10.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
製造業	79	26	5	9	11	51	19	6	82	1	30	33	15	6	2	33	
	100.0	32.9	6.3	11.4	13.9	64.6	24.1	7.6	100.0	1.2	36.6	40.2	18.3	7.3	2.4	40.2	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	1	1	0	0	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	
	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
情報通信業	7	4	0	1	3	4	1	0	8	0	3	5	3	0	0	2	
	100.0	57.1	0.0	14.3	42.9	57.1	14.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
運輸業、郵便業	24	8	3	2	2	14	6	3	27	1	10	9	5	6	0	9	
	100.0	33.3	12.5	8.3	8.3	58.3	25.0	12.5	100.0	3.7	37.0	33.3	18.5	22.2	0.0	33.3	
卸売業、小売業	162	52	14	31	25	94	36	11	172	19	52	82	37	8	0	57	
	100.0	32.1	8.6	19.1	15.4	58.0	22.2	6.8	100.0	11.0	30.2	47.7	21.5	4.7	0.0	33.1	
金融業、保険業	26	14	0	1	3	20	11	0	26	1	16	16	16	0	0	1	
	100.0	53.8	0.0	3.8	11.5	76.9	42.3	0.0	100.0	3.8	61.5	61.5	61.5	0.0	0.0	3.8	
不動産業、物品賃貸業	14	4	2	1	2	12	4	0	14	3	6	5	1	3	0	4	
	100.0	28.6	14.3	7.1	14.3	85.7	28.6	0.0	100.0	21.4	42.9	35.7	7.1	21.4	0.0	28.6	
学術研究、専門・技術サービス業	24	4	0	2	5	18	6	2	24	1	9	12	3	1	1	10	
	100.0	16.7	0.0	8.3	20.8	75.0	25.0	8.3	100.0	4.2	37.5	50.0	12.5	4.2	4.2	41.7	
宿泊業、飲食サービス業	64	19	2	10	12	42	16	5	68	5	26	26	12	12	2	24	
	100.0	29.7	3.1	15.6	18.8	65.6	25.0	7.8	100.0	7.4	38.2	38.2	17.6	17.6	2.9	35.3	
生活関連サービス業、娯楽業	24	10	2	2	1	13	5	4	26	3	13	5	9	1	0	7	
	100.0	41.7	8.3	8.3	4.2	54.2	20.8	16.7	100.0	11.5	50.0	19.2	34.6	3.8	0.0	26.9	
教育、学習支援業	17	6	2	1	2	12	7	0	17	0	8	9	4	0	0	4	
	100.0	35.3	11.8	5.9	11.8	70.6	41.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
医療、福祉	170	57	9	17	35	118	35	10	192	11	113	85	25	21	4	39	
	100.0	33.5	5.3	10.0	20.6	69.4	20.6	5.9	100.0	5.7	58.9	44.3	13.0	10.9	2.1	20.3	
複合サービス事業	12	8	0	1	1	9	2	0	13	0	6	8	8	1	0	1	
	100.0	66.7	0.0	8.3	8.3	75.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	42	9	1	6	5	30	16	3	46	2	12	19	11	2	0	19	
	100.0	21.4	2.4	14.3	11.9	71.4	38.1	7.1	100.0	4.3	26.1	41.3	23.9	4.3	0.0	41.3	

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅱ－6・Ⅲ－7－①

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	ハラスメント防止										ワーク・ライフ・バランス(仕事と家庭の調和)			
	取組状況			取組内容(複数回答)							認知状況			
	事業所数	取り組んでいる	取り組んでいない	事業所数	就業規則等に防止策について記載する	管理職・従業員に対する研修を行う	ポスター・パンフレットなどの啓発資料の作成・配布をする	相談窓口や担当部署など苦情処理機関を設置する	その他	事業所数	言葉も内容も知っている	聞いたことはあるが、内容は知らない	言葉も内容も知らない	
計	820	481	339	481	329	193	110	259	24	820	359	281	180	
	100.0	58.7	41.3	100.0	68.4	40.1	22.9	53.8	5.0	100.0	43.8	34.3	22.0	
5～29人	638	337	301	337	217	137	70	162	23	638	247	232	159	
	100.0	52.8	47.2	100.0	64.4	40.7	20.8	48.1	6.8	100.0	38.7	36.4	24.9	
30～99人	152	116	36	116	94	48	33	75	0	152	86	46	20	
	100.0	76.3	23.7	100.0	81.0	41.4	28.4	64.7	0.0	100.0	56.6	30.3	13.2	
100～299人	23	21	2	21	14	4	5	16	1	23	19	3	1	
	100.0	91.3	8.7	100.0	66.7	19.0	23.8	76.2	4.8	100.0	82.6	13.0	4.3	
300人以上	7	7	0	7	4	4	2	6	0	7	7	0	0	
	100.0	100.0	0.0	100.0	57.1	57.1	28.6	85.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
建設業	94	27	67	27	17	9	5	10	1	94	18	47	29	
	100.0	28.7	71.3	100.0	63.0	33.3	18.5	37.0	3.7	100.0	19.1	50.0	30.9	
製造業	83	39	44	39	29	10	6	18	5	83	40	23	20	
	100.0	47.0	53.0	100.0	74.4	25.6	15.4	46.2	12.8	100.0	48.2	27.7	24.1	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	2	0	2	1	2	0	2	2	0	0	
	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	50.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
情報通信業	9	6	3	6	4	4	2	5	0	9	8	1	0	
	100.0	66.7	33.3	100.0	66.7	66.7	33.3	83.3	0.0	100.0	88.9	11.1	0.0	
運輸業、郵便業	27	18	9	18	12	4	7	8	0	27	10	8	9	
	100.0	66.7	33.3	100.0	66.7	22.2	38.9	44.4	0.0	100.0	37.0	29.6	33.3	
卸売業、小売業	174	110	64	110	76	49	30	65	7	174	73	58	43	
	100.0	63.2	36.8	100.0	69.1	44.5	27.3	59.1	6.4	100.0	42.0	33.3	24.7	
金融業、保険業	26	26	0	26	25	16	15	23	0	26	25	1	0	
	100.0	100.0	0.0	100.0	96.2	61.5	57.7	88.5	0.0	100.0	96.2	3.8	0.0	
不動産業、物品賃貸業	14	9	5	9	7	2	0	4	0	14	5	7	2	
	100.0	64.3	35.7	100.0	77.8	22.2	0.0	44.4	0.0	100.0	35.7	50.0	14.3	
学術研究、専門・技術サービス業	24	16	8	16	12	6	2	7	1	24	13	4	7	
	100.0	66.7	33.3	100.0	75.0	37.5	12.5	43.8	6.3	100.0	54.2	16.7	29.2	
宿泊業、飲食サービス業	69	37	32	37	21	16	7	23	2	69	22	21	26	
	100.0	53.6	46.4	100.0	56.8	43.2	18.9	62.2	5.4	100.0	31.9	30.4	37.7	
生活関連サービス業、娯楽業	26	18	8	18	12	8	6	9	0	26	13	9	4	
	100.0	69.2	30.8	100.0	66.7	44.4	33.3	50.0	0.0	100.0	50.0	34.6	15.4	
教育、学習支援業	19	17	2	17	12	8	3	7	1	19	14	4	1	
	100.0	89.5	10.5	100.0	70.6	47.1	17.6	41.2	5.9	100.0	73.7	21.1	5.3	
医療、福祉	192	119	73	119	82	39	16	54	5	192	91	71	30	
	100.0	62.0	38.0	100.0	68.9	32.8	13.4	45.4	4.2	100.0	47.4	37.0	15.6	
複合サービス事業	13	11	2	11	5	7	3	11	0	13	3	7	3	
	100.0	84.6	15.4	100.0	45.5	63.6	27.3	100.0	0.0	100.0	23.1	53.8	23.1	
サービス業(他に分類されないもの)	48	26	22	26	15	13	7	13	2	48	22	20	6	
	100.0	54.2	45.8	100.0	57.7	50.0	26.9	50.0	7.7	100.0	45.8	41.7	12.5	

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表Ⅲ-7-④

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）												
	取り組んでいない理由（回答3つ以内）												
	事業所数	従業員からの要望がないから	人手不足だから	労務管理が複雑になるから	代替要員の確保が困難だから	従業員の負担や不公平感が増大するから	業務の特性上、残業や休日出勤が多くなる	コストがかかる	生産性・売上が上がらない	メリットがあるかわからない	どういってもかわからないから	行政の支援が不足しているから	その他
計	209	77	64	13	17	19	18	8	5	52	76	3	13
	100.0	36.8	30.6	6.2	8.1	9.1	8.6	3.8	2.4	24.9	36.4	1.4	6.2
5～29人	200	74	61	11	15	19	16	8	5	50	74	3	12
	100.0	37.0	30.5	5.5	7.5	9.5	8.0	4.0	2.5	25.0	37.0	1.5	6.0
30～99人	9	3	3	2	2	0	2	0	0	2	2	0	1
	100.0	33.3	33.3	22.2	22.2	0.0	22.2	0.0	0.0	22.2	22.2	0.0	11.1
100～299人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設業	44	22	11	0	2	3	3	0	2	7	14	1	1
	100.0	50.0	25.0	0.0	4.5	6.8	6.8	0.0	4.5	15.9	31.8	2.3	2.3
製造業	28	11	9	4	2	4	3	1	1	7	9	0	1
	100.0	39.3	32.1	14.3	7.1	14.3	10.7	3.6	3.6	25.0	32.1	0.0	3.6
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業、郵便業	4	3	1	0	0	0	1	0	0	1	2	0	0
	100.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	50.0	0.0	0.0
卸売業、小売業	48	15	19	1	7	6	3	4	1	10	15	0	4
	100.0	31.3	39.6	2.1	14.6	12.5	6.3	8.3	2.1	20.8	31.3	0.0	8.3
金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	3	1	0	1	0	0	0	0	0	1	2	0	0
	100.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	8	2	1	0	0	0	1	0	0	5	4	1	2
	100.0	25.0	12.5	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	0.0	62.5	50.0	12.5	25.0
宿泊業、飲食サービス業	26	8	8	2	0	1	3	0	0	9	15	0	1
	100.0	30.8	30.8	7.7	0.0	3.8	11.5	0.0	0.0	34.6	57.7	0.0	3.8
生活関連サービス業、娯楽業	6	2	2	0	1	1	2	1	1	0	0	0	2
	100.0	33.3	33.3	0.0	16.7	16.7	33.3	16.7	16.7	0.0	0.0	0.0	33.3
教育、学習支援業	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
医療、福祉	27	9	8	3	4	3	0	1	0	8	9	0	2
	100.0	33.3	29.6	11.1	14.8	11.1	0.0	3.7	0.0	29.6	33.3	0.0	7.4
複合サービス事業	2	0	1	1	0	0	0	0	0	1	1	0	0
	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	12	4	4	1	1	1	2	1	0	3	4	1	0
	100.0	33.3	33.3	8.3	8.3	8.3	16.7	8.3	0.0	25.0	33.3	8.3	0.0

事業所規模別産業別	年次有給休暇												
	事業所数	労働者数(人)		年間延べ付与日数(日) A		年間延べ取得日数(日) B		一人当たり					
		うち女性	うち女性	うち女性	うち女性	付与日数(日)	うち女性	取得日数(日)	うち女性	取得率 B/A (%)	うち女性		
計	682	13,521	5,929	229,920	99,367	97,477	45,030	17.0	16.8	7.2	7.6	42.4	45.3
5～29人	519	3,949	1,700	66,240	27,779	27,289	13,798	16.8	16.3	6.9	8.1	41.2	49.7
30～99人	134	4,320	1,746	70,495	27,539	29,871	13,149	16.3	15.8	6.9	7.5	42.4	47.7
100～299人	23	2,426	951	37,546	14,564	16,925	6,796	15.5	15.3	7.0	7.1	45.1	46.7
300人以上	6	2,826	1,532	55,639	29,485	23,392	11,288	19.7	19.2	8.3	7.4	42.0	38.3
建設業	71	945	106	14,897	1,634	5,695	628	15.8	15.4	6.0	5.9	38.2	38.4
製造業	68	2,246	447	40,281	7,533	20,279	3,613	17.9	16.9	9.0	8.1	50.3	48.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	50	8	995	155	839	143	19.9	19.4	16.8	17.9	84.3	92.3
情報通信業	8	152	46	2,779	814	1,192	429	18.3	17.7	7.8	9.3	42.9	52.7
運輸業,郵便業	25	791	86	13,153	1,565	6,110	923	16.6	18.4	7.7	10.9	46.5	59.0
卸売業,小売業	142	1,463	459	25,090	7,567	8,195	2,932	17.1	16.5	5.6	6.4	32.7	38.7
金融業,保険業	26	344	179	6,241	3,089	2,832	1,461	18.1	17.3	8.2	8.2	45.4	47.3
不動産業,物品賃貸業	12	132	56	2,253	1,043	1,223	713	17.1	15.8	9.3	10.8	54.3	68.4
学術研究,専門・技術サービス業	19	319	117	5,803	2,123	3,243	1,325	18.2	18.1	10.2	11.3	55.9	62.4
宿泊業,飲食サービス業	43	369	182	5,808	2,868	2,293	1,567	15.7	15.8	6.2	8.6	39.5	54.6
生活関連サービス業,娯楽業	20	190	93	3,164	1,384	989	616	16.7	14.9	5.2	6.6	31.3	44.5
教育,学習支援業	17	304	141	5,011	2,344	1,650	1,071	16.5	16.6	5.4	7.6	32.9	45.7
医療,福祉	173	5,501	3,799	91,733	63,627	37,056	27,503	16.7	16.7	6.7	7.2	40.4	43.2
複合サービス事業	13	96	28	1,925	543	852	246	20.1	19.4	8.9	8.8	44.3	45.3
サービス業(他に分類されないもの)	43	619	173	10,787	3,078	5,029	1,860	17.4	17.8	8.1	10.8	46.6	60.4

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-IV-8-②・③

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	年次有給休暇																									
	計画的付与制度												時間単位取得制度													
	事業所数	制度あり	制度なし	計画的付与日数										事業所数	制度あり	制度なし	時間単位取得日数									
				事業所数	1～2日	3～4日	5～6日	7～8日	9～10日	11～12日	13～14日	15日以上	事業所数				1日	2日	3日	4日	5日	6～9日	10日以上			
計	819	119	700	119	7	19	28	10	23	8	2	22	819	188	631	188	2	3	2	0	62	8	111			
	100.0	14.5	85.5	100.0	5.9	16.0	23.6	8.4	19.3	6.7	1.7	18.5	100.0	23.0	77.0	100.0	1.1	1.6	1.1	0.0	33.0	4.3	59.0			
5～29人	637	98	539	98	3	16	20	10	21	8	1	19	637	143	494	143	2	3	1	0	43	6	88			
	100.0	15.4	84.6	100.0	3.1	16.3	20.4	10.2	21.4	8.2	1.0	19.4	100.0	22.4	77.6	100.0	1.4	2.1	0.7	0.0	30.1	4.2	61.5			
30～99人	152	17	135	17	4	2	6	0	2	0	1	2	152	36	116	36	0	0	1	0	15	1	19			
	100.0	11.2	88.8	100.0	23.5	11.8	35.3	0.0	11.8	0.0	5.9	11.8	100.0	23.7	76.3	100.0	0.0	0.0	2.8	0.0	41.7	2.8	52.8			
100～299人	23	1	22	1	0	0	0	0	0	0	0	1	23	7	16	7	0	0	0	0	3	1	3			
	100.0	4.3	95.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	30.4	69.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	14.3	42.9			
300人以上	7	3	4	3	0	1	2	0	0	0	0	0	7	2	5	2	0	0	0	0	1	0	1			
	100.0	42.9	57.1	100.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	28.6	71.4	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0			
建設業	94	9	85	9	0	0	3	0	4	0	0	2	94	12	82	12	0	0	1	0	3	0	8			
	100.0	9.6	90.4	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	44.4	0.0	0.0	22.2	100.0	12.8	87.2	100.0	0.0	0.0	8.3	0.0	25.0	0.0	66.7			
製造業	83	15	68	15	2	3	4	3	0	0	0	3	83	10	73	10	0	0	0	0	6	1	3			
	100.0	18.1	81.9	100.0	13.3	20.0	26.7	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	100.0	12.0	88.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	10.0	30.0			
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	2	0	0	0	0	1	0	1			
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0			
情報通信業	9	4	5	4	0	1	1	0	1	0	0	1	9	4	5	4	0	0	0	0	1	0	3			
	100.0	44.4	55.6	100.0	0.0	25.0	25.0	0.0	25.0	0.0	0.0	25.0	100.0	44.4	55.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0			
運輸業、郵便業	27	2	25	2	0	0	0	0	1	1	0	0	27	5	22	5	0	0	0	0	1	0	4			
	100.0	7.4	92.6	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	18.5	81.5	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	80.0			
卸売業、小売業	173	25	148	25	4	2	7	1	4	1	1	5	173	30	143	30	0	0	0	0	7	3	20			
	100.0	14.5	85.5	100.0	16.0	8.0	28.0	4.0	16.0	4.0	4.0	20.0	100.0	17.3	82.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	23.3	10.0	66.7			
金融業、保険業	26	15	11	15	0	4	1	1	2	6	0	1	26	7	19	7	1	0	0	0	3	1	2			
	100.0	57.7	42.3	100.0	0.0	26.7	6.7	6.7	13.3	40.0	0.0	6.7	100.0	26.9	73.1	100.0	14.3	0.0	0.0	0.0	42.9	14.3	28.6			
不動産業、物品賃貸業	14	2	12	2	0	0	1	1	0	0	0	0	14	6	8	6	0	0	0	0	4	0	2			
	100.0	14.3	85.7	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	42.9	57.1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	66.7	0.0	33.3			
学術研究、専門・技術サービス業	24	2	22	2	0	1	1	0	0	0	0	0	24	8	16	8	0	0	0	0	1	0	7			
	100.0	8.3	91.7	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	33.3	66.7	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	12.5	0.0	87.5			
宿泊業、飲食サービス業	69	5	64	5	0	0	0	0	3	0	0	2	69	6	63	6	0	1	0	0	1	0	4			
	100.0	7.2	92.8	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0	100.0	8.7	91.3	100.0	0.0	16.7	0.0	0.0	16.7	0.0	66.7			
生活関連サービス業、娯楽業	26	4	22	4	1	1	1	0	0	0	0	1	26	7	19	7	0	0	0	0	3	0	4			
	100.0	15.4	84.6	100.0	25.0	25.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	100.0	26.9	73.1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	42.9	0.0	57.1			
教育、学習支援業	19	5	14	5	0	1	3	0	1	0	0	0	19	8	11	8	0	0	0	0	2	0	6			
	100.0	26.3	73.7	100.0	0.0	20.0	60.0	0.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0	42.1	57.9	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0			
医療、福祉	192	20	172	20	0	5	3	3	6	0	1	2	192	63	129	63	1	1	1	0	23	3	34			
	100.0	10.4	89.6	100.0	0.0	25.0	15.0	15.0	30.0	0.0	5.0	10.0	100.0	32.8	67.2	100.0	1.6	1.6	1.6	0.0	36.5	4.8	54.0			
複合サービス事業	13	6	7	6	0	0	1	0	1	0	0	4	13	8	5	8	0	1	0	0	3	0	4			
	100.0	46.2	53.8	100.0	0.0	0.0	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	66.7	100.0	61.5	38.5	100.0	0.0	12.5	0.0	0.0	37.5	0.0	50.0			
サービス業(他に分類されないもの)	48	5	43	5	0	1	2	1	0	0	0	1	48	12	36	12	0	0	0	0	3	0	9			
	100.0	10.4	89.6	100.0	0.0	20.0	40.0	20.0	0.0	0.0	0.0	20.0	100.0	25.0	75.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	0.0	75.0			

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-IV-9

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	年次有給休暇 取得促進のための取組									週休2日制度(適用労働者割合)					週休2日制度(事業所割合)						
	事業所数	実施している	年(月)初めの計画書の提出	事業所全体の一律付与	時間・半日単位の分割付与	管理・監督者の率先取得	残日数を社員に通知	その他	実施していない	労働者数	週休1日制又は週休1日半制	何らかの週休2日制	完全週休2日制より実質的に少ない	完全週休2日制	完全週休2日制より多い	事業所数	週休1日制又は週休1日半制	何らかの週休2日制	完全週休2日制より実質的に少ない	完全週休2日制	完全週休2日制より多い
計	820	501	109	64	313	65	303	41	319	14,328	2,185	10,235	3,760	6,485	1,908	755	206	520	213	307	29
	100.0	61.1	21.8	12.8	62.8	13.0	60.5	8.2	38.9	100.0	15.2	71.4	26.2	45.3	13.3	100.0	27.3	68.9	28.2	40.7	3.8
5～29人	638	365	87	48	231	43	217	28	273	4,467	1,175	3,160	1,230	1,930	132	584	176	393	161	232	15
	100.0	57.2	23.8	13.2	63.3	11.8	59.5	7.7	42.8	100.0	26.3	70.7	27.5	43.2	3.0	100.0	30.1	67.3	27.6	39.7	2.6
30～99人	152	108	18	12	62	17	66	10	44	4,523	738	3,445	1,634	1,811	340	142	28	105	45	60	9
	100.0	71.1	16.7	11.1	57.4	15.7	61.1	9.3	28.9	100.0	16.3	76.2	36.1	40.0	7.5	100.0	19.7	73.9	31.7	42.3	6.3
100～299人	23	21	2	2	16	4	14	1	2	2,609	272	1,667	605	1,062	670	23	2	16	5	11	5
	100.0	91.3	9.5	9.5	76.2	19.0	66.7	4.8	8.7	100.0	10.4	63.9	23.2	40.7	25.7	100.0	8.7	69.6	21.7	47.8	21.7
300人以上	7	7	2	2	4	1	6	2	0	2,729	0	1,963	281	1,682	766	6	0	6	2	4	0
	100.0	100.0	28.6	28.6	57.1	14.3	85.7	28.6	0.0	100.0	0.0	71.9	10.3	61.6	28.1	100.0	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0
建設業	94	34	4	7	14	7	19	6	60	1,180	422	722	434	288	36	86	41	43	29	14	2
	100.0	36.2	11.8	20.6	41.2	20.6	55.9	17.6	63.8	100.0	35.8	61.2	36.8	24.4	3.1	100.0	47.7	50.0	33.7	16.3	2.3
製造業	83	45	4	14	27	4	26	3	38	2,431	396	1,878	998	880	157	75	20	51	28	23	4
	100.0	54.2	8.9	31.1	60.0	8.9	57.8	6.7	45.8	100.0	16.3	77.3	41.1	36.2	6.5	100.0	26.7	68.0	37.3	30.7	5.3
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	1	0	2	1	1	0	0	50	0	13	0	13	37	2	0	1	0	1	1
	100.0	100.0	50.0	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0	26.0	0.0	26.0	74.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0
情報通信業	9	9	1	4	4	2	5	4	0	163	0	151	0	151	12	9	0	9	0	9	0
	100.0	100.0	11.1	44.4	44.4	22.2	55.6	44.4	0.0	100.0	0.0	92.6	0.0	92.6	7.4	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0
運輸業、郵便業	27	13	2	0	9	1	5	2	14	867	133	725	300	425	9	27	8	18	6	12	1
	100.0	48.1	15.4	0.0	69.2	7.7	38.5	15.4	51.9	100.0	15.3	83.6	34.6	49.0	1.0	100.0	29.6	66.7	22.2	44.4	3.7
卸売業、小売業	174	102	25	11	55	7	72	10	72	1,595	271	1,215	610	605	109	157	41	107	57	50	9
	100.0	58.6	24.5	10.8	53.9	6.9	70.6	9.8	41.4	100.0	17.0	76.2	38.2	37.9	6.8	100.0	26.1	68.2	36.3	31.8	5.7
金融業、保険業	26	24	18	2	22	6	13	4	2	350	19	331	0	331	0	26	1	25	0	25	0
	100.0	92.3	75.0	8.3	91.7	25.0	54.2	16.7	7.7	100.0	5.4	94.6	0.0	94.6	0.0	100.0	3.8	96.2	0.0	96.2	0.0
不動産業、物品賃貸業	14	9	2	2	5	0	6	0	5	153	23	129	43	86	1	14	3	11	4	7	0
	100.0	64.3	22.2	22.2	55.6	0.0	66.7	0.0	35.7	100.0	15.0	84.3	28.1	56.2	0.7	100.0	21.4	78.6	28.6	50.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	24	13	1	1	11	3	7	0	11	461	43	412	14	398	6	22	3	19	3	16	0
	100.0	54.2	7.7	7.7	84.6	23.1	53.8	0.0	45.8	100.0	9.3	89.4	3.0	86.3	1.3	100.0	13.6	86.4	13.6	72.7	0.0
宿泊業、飲食サービス業	69	27	3	1	11	4	20	1	42	416	160	256	166	90	0	54	29	25	14	11	0
	100.0	39.1	11.1	3.7	40.7	14.8	74.1	3.7	60.9	100.0	38.5	61.5	39.9	21.6	0.0	100.0	53.7	46.3	25.9	20.4	0.0
生活関連サービス業、娯楽業	26	15	2	1	9	4	10	1	11	211	49	166	59	97	6	24	5	18	9	9	1
	100.0	57.7	13.3	6.7	60.0	26.7	66.7	6.7	42.3	100.0	23.2	73.9	28.0	46.0	2.8	100.0	20.8	75.0	37.5	37.5	4.2
教育、学習支援業	19	17	4	4	12	2	8	1	2	319	82	237	101	136	0	18	5	13	7	6	0
	100.0	89.5	23.5	23.5	70.6	11.8	47.1	5.9	10.5	100.0	25.7	74.3	31.7	42.6	0.0	100.0	27.8	72.2	38.9	33.3	0.0
医療、福祉	192	149	29	13	104	16	89	7	43	5,383	411	3,449	870	2,579	1,523	183	40	133	43	90	10
	100.0	77.6	19.5	8.7	69.8	10.1	59.7	4.7	22.4	100.0	7.6	64.1	16.2	47.9	28.3	100.0	21.9	72.7	23.5	49.2	5.5
複合サービス事業	13	9	7	3	9	2	7	0	4	96	7	89	4	85	0	13	1	12	1	11	0
	100.0	69.2	77.8	33.3	100.0	22.2	77.8	0.0	30.8	100.0	7.3	92.7	4.2	88.5	0.0	100.0	7.7	92.3	7.7	84.6	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	48	33	6	1	19	7	15	2	15	653	169	472	151	321	12	45	9	35	12	23	1
	100.0	68.8	18.2	3.0	57.6	21.2	45.5	6.1	31.3	100.0	25.9	72.3	23.1	49.2	1.8	100.0	20.0	77.8	26.7	51.1	2.2

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-IV-10-①・②

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	労働時間について														
	労働時間短縮のための取組状況			取組内容（複数回答）											
	事業所数	実施している	実施していない	事業所数	所定内労働時間の短縮	所定外労働時間の削減	変形労働時間制の導入・活用	週休制の改善	年次有給休暇の付与日数の増加	年次有給休暇の計画的付与の実施	連続休暇制度の導入・拡大	ノー残業デー・ノー残業ウィークの設定	従業員の増員	その他	
計	820	468	352	468	89	161	160	29	37	108	59	168	116	32	
	100.0	57.1	42.9	100.0	19.0	34.4	34.2	6.2	7.9	23.1	12.6	35.9	24.8	6.8	
5～29人	638	341	297	341	69	107	109	24	25	88	46	123	78	27	
	100.0	53.4	46.6	100.0	20.2	31.4	32.0	7.0	7.3	25.8	13.5	36.1	22.9	7.9	
30～99人	152	104	48	104	17	46	42	3	11	16	8	35	32	3	
	100.0	68.4	31.6	100.0	16.3	44.2	40.4	2.9	10.6	15.4	7.7	33.7	30.8	2.9	
100～299人	23	17	6	17	3	5	7	2	1	0	2	5	6	2	
	100.0	73.9	26.1	100.0	17.6	29.4	41.2	11.8	5.9	0.0	11.8	29.4	35.3	11.8	
300人以上	7	6	1	6	0	3	2	0	0	4	3	5	0	0	
	100.0	85.7	14.3	100.0	0.0	50.0	33.3	0.0	0.0	66.7	50.0	83.3	0.0	0.0	
建設業	94	44	50	44	13	15	15	3	3	8	4	13	3	1	
	100.0	46.8	53.2	100.0	29.5	34.1	34.1	6.8	6.8	18.2	9.1	29.5	6.8	2.3	
製造業	83	43	40	43	7	16	14	2	2	12	4	16	13	2	
	100.0	51.8	48.2	100.0	16.3	37.2	32.6	4.7	4.7	27.9	9.3	37.2	30.2	4.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	2	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	
	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	
情報通信業	9	9	0	9	1	4	4	0	0	3	2	6	1	1	
	100.0	100.0	0.0	100.0	11.1	44.4	44.4	0.0	0.0	33.3	22.2	66.7	11.1	11.1	
運輸業、郵便業	27	16	11	16	3	8	8	0	2	2	0	4	3	0	
	100.0	59.3	40.7	100.0	18.8	50.0	50.0	0.0	12.5	12.5	0.0	25.0	18.8	0.0	
卸売業、小売業	174	115	59	115	17	41	40	9	9	22	10	34	29	11	
	100.0	66.1	33.9	100.0	14.8	35.7	34.8	7.8	7.8	19.1	8.7	29.6	25.2	9.6	
金融業、保険業	26	24	2	24	0	19	2	0	3	15	16	23	1	0	
	100.0	92.3	7.7	100.0	0.0	79.2	8.3	0.0	12.5	62.5	66.7	95.8	4.2	0.0	
不動産業、物品賃貸業	14	9	5	9	1	4	2	2	0	2	0	3	2	0	
	100.0	64.3	35.7	100.0	11.1	44.4	22.2	22.2	0.0	22.2	0.0	33.3	22.2	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	24	13	11	13	2	3	1	0	1	2	2	7	4	2	
	100.0	54.2	45.8	100.0	15.4	23.1	7.7	0.0	7.7	15.4	15.4	53.8	30.8	15.4	
宿泊業、飲食サービス業	69	37	32	37	14	15	12	2	2	3	3	8	15	3	
	100.0	53.6	46.4	100.0	37.8	40.5	32.4	5.4	5.4	8.1	8.1	21.6	40.5	8.1	
生活関連サービス業、娯楽業	26	12	14	12	3	2	7	0	0	4	2	2	5	0	
	100.0	46.2	53.8	100.0	25.0	16.7	58.3	0.0	0.0	33.3	16.7	16.7	41.7	0.0	
教育、学習支援業	19	11	8	11	1	1	6	2	1	5	5	4	3	1	
	100.0	57.9	42.1	100.0	9.1	9.1	54.5	18.2	9.1	45.5	45.5	36.4	27.3	9.1	
医療、福祉	192	96	96	96	20	24	39	6	13	20	10	31	29	6	
	100.0	50.0	50.0	100.0	20.8	25.0	40.6	6.3	13.5	20.8	10.4	32.3	30.2	6.3	
複合サービス事業	13	10	3	10	2	4	2	1	0	5	0	7	2	1	
	100.0	76.9	23.1	100.0	20.0	40.0	20.0	10.0	0.0	50.0	0.0	70.0	20.0	10.0	
サービス業(他に分類されないもの)	48	27	21	27	5	5	7	2	1	5	1	8	6	4	
	100.0	56.3	43.8	100.0	18.5	18.5	25.9	7.4	3.7	18.5	3.7	29.6	22.2	14.8	

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-V-11-①・②・V-12-①

県合計

上段：事業所数 下段：%

上段：人数 下段：%

事業所規模別産業別	育児休業制度																			
	育児休業制度について										出産者数									
	事業所数	規定あり	規定なし	取得期間							事業所数	出産者数	有期契約労働者数	育児対象有期契約労働者数	女	有期契約労働者数	育児対象有期契約労働者数	男(妻)	有期契約労働者数	育児対象有期契約労働者数
				事業所数	原則満1歳、一定の場合1歳6か月まで	無条件に1歳6か月まで	満2歳まで	満3歳まで	それ以上	期間限度なし										
計	818	554	264	553	462	24	16	30	4	17	198	512	106	84	282	75	63	230	31	21
	100.0	67.7	32.3	100.0	83.5	4.3	2.9	5.4	0.7	3.1		100.0	20.7	16.4	55.1	26.6	22.3	44.9	13.5	9.1
5～29人	637	385	252	384	320	18	9	20	3	14	107	133	32	21	64	23	17	69	9	4
	100.0	60.4	39.6	100.0	83.3	4.7	2.3	5.2	0.8	3.6		100.0	24.1	15.8	48.1	35.9	26.6	51.9	13.0	5.8
30～99人	151	139	12	139	120	5	5	5	1	3	67	132	30	20	72	22	16	60	8	4
	100.0	92.1	7.9	100.0	86.3	3.6	3.6	3.6	0.7	2.2		100.0	22.7	15.2	54.5	30.6	22.2	45.5	13.3	6.7
100～299人	23	23	0	23	18	1	1	3	0	0	17	74	15	15	42	12	12	32	3	3
	100.0	100.0	0.0	100.0	78.3	4.3	4.3	13.0	0.0	0.0		100.0	20.3	20.3	56.8	28.6	28.6	43.2	9.4	9.4
300人以上	7	7	0	7	4	0	1	2	0	0	7	173	29	28	104	18	18	69	11	10
	100.0	100.0	0.0	100.0	57.1	0.0	14.3	28.6	0.0	0.0		100.0	16.8	16.2	60.1	17.3	17.3	39.9	15.9	14.5
建設業	94	44	50	44	38	1	1	2	0	2	14	18	4	1	2	0	0	16	4	1
	100.0	46.8	53.2	100.0	86.4	2.3	2.3	4.5	0.0	4.5		100.0	22.2	5.6	11.1	0.0	0.0	88.9	25.0	6.3
製造業	83	46	37	46	40	2	2	1	0	1	29	96	13	10	16	7	5	80	6	5
	100.0	55.4	44.6	100.0	87.0	4.3	4.3	2.2	0.0	2.2		100.0	13.5	10.4	16.7	43.8	31.3	83.3	7.5	6.3
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	2	0	0	2	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
情報通信業	9	9	0	8	6	1	0	0	1	0	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	75.0	12.5	0.0	0.0	12.5	0.0		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
運輸業、郵便業	26	23	3	23	18	2	0	2	0	1	7	11	2	0	1	0	0	10	2	0
	100.0	88.5	11.5	100.0	78.3	8.7	0.0	8.7	0.0	4.3		100.0	18.2	0.0	9.1	0.0	0.0	90.9	20.0	0.0
卸売業、小売業	173	119	54	119	95	7	5	6	3	3	38	59	15	9	28	13	9	31	2	0
	100.0	68.8	31.2	100.0	79.8	5.9	4.2	5.0	2.5	2.5		100.0	25.4	15.3	47.5	46.4	32.1	52.5	6.5	0.0
金融業、保険業	26	26	0	26	22	1	1	2	0	0	6	8	1	0	5	0	0	3	1	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	84.6	3.8	3.8	7.7	0.0	0.0		100.0	12.5	0.0	62.5	0.0	0.0	37.5	33.3	0.0
不動産業、物品賃貸業	14	11	3	11	11	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0	0
	100.0	78.6	21.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	24	16	8	16	12	0	0	2	0	2	8	18	5	3	9	3	1	9	2	2
	100.0	66.7	33.3	100.0	75.0	0.0	0.0	12.5	0.0	12.5		100.0	27.8	16.7	50.0	33.3	11.1	50.0	22.2	22.2
宿泊業、飲食サービス業	69	32	37	32	28	1	1	0	0	2	6	9	4	3	7	3	2	2	1	1
	100.0	46.4	53.6	100.0	87.5	3.1	3.1	0.0	0.0	6.3		100.0	44.4	33.3	77.8	42.9	28.6	22.2	50.0	50.0
生活関連サービス業、娯楽業	26	19	7	19	15	2	1	1	0	0	4	5	0	0	3	0	0	2	0	0
	100.0	73.1	26.9	100.0	78.9	10.5	5.3	5.3	0.0	0.0		100.0	0.0	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0
教育、学習支援業	19	17	2	17	13	0	0	4	0	0	7	11	4	4	7	3	3	4	1	1
	100.0	89.5	10.5	100.0	76.5	0.0	0.0	23.5	0.0	0.0		100.0	36.4	36.4	63.6	42.9	42.9	36.4	25.0	25.0
医療、福祉	192	152	40	152	135	6	1	6	0	4	66	251	54	50	194	43	40	57	11	10
	100.0	79.2	20.8	100.0	88.8	3.9	0.7	3.9	0.0	2.6		100.0	21.5	19.9	77.3	22.2	20.6	22.7	19.3	17.5
複合サービス事業	13	11	2	11	6	0	1	4	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	0	0
	100.0	84.6	15.4	100.0	54.5	0.0	9.1	36.4	0.0	0.0		100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	48	27	21	27	23	1	1	0	0	2	9	22	3	3	8	2	2	14	1	1
	100.0	56.3	43.8	100.0	85.2	3.7	3.7	0.0	0.0	7.4		100.0	13.6	13.6	36.4	25.0	25.0	63.6	7.1	7.1

事業所規模別産業別	労働時間について													
	労働時間が長くなる要因（複数回答）													
	事業所数	人手不足だから	所定内労働時間ではない仕事量だから	事業活動の差が大きいから	業績、成果主義により従業員が熱心に取り組むようになったため	仕事の性格上、残業や休日出勤など仕事中	組織又は個人の進め方から	取引先との関係、時間的余裕を必要とするから	従業員の手当や手当が手厚いから	従業員が残業を希望するから	従業員が上層に付随するから	長く働かざるを得ないから	より高い成果を上げるため従業員から	突発的な業務が発生するから
計	740	285	155	187	30	154	37	177	25	15	24	32	299	60
	100.0	38.5	20.9	25.3	4.1	20.8	5.0	23.9	3.4	2.0	3.2	4.3	40.4	8.1
5～29人	569	206	105	135	25	107	21	137	16	9	17	21	218	50
	100.0	36.2	18.5	23.7	4.4	18.8	3.7	24.1	2.8	1.6	3.0	3.7	38.3	8.8
30～99人	141	63	39	40	4	41	14	33	7	6	6	6	62	9
	100.0	44.7	27.7	28.4	2.8	29.1	9.9	23.4	5.0	4.3	4.3	4.3	44.0	6.4
100～299人	23	11	7	8	1	5	2	6	2	0	1	4	13	1
	100.0	47.8	30.4	34.8	4.3	21.7	8.7	26.1	8.7	0.0	4.3	17.4	56.5	4.3
300人以上	7	5	4	4	0	1	0	1	0	0	0	1	6	0
	100.0	71.4	57.1	57.1	0.0	14.3	0.0	14.3	0.0	0.0	0.0	14.3	85.7	0.0
建設業	86	40	24	19	2	27	4	34	4	1	4	5	43	1
	100.0	46.5	27.9	22.1	2.3	31.4	4.7	39.5	4.7	1.2	4.7	5.8	50.0	1.2
製造業	79	19	24	30	0	10	4	27	8	0	2	2	29	7
	100.0	24.1	30.4	38.0	0.0	12.7	5.1	34.2	10.1	0.0	2.5	2.5	36.7	8.9
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0
情報通信業	9	3	2	3	1	3	1	4	0	0	2	2	3	2
	100.0	33.3	22.2	33.3	11.1	33.3	11.1	44.4	0.0	0.0	22.2	22.2	33.3	22.2
運輸業、郵便業	27	10	7	8	0	9	1	10	2	0	0	1	10	2
	100.0	37.0	25.9	29.6	0.0	33.3	3.7	37.0	7.4	0.0	0.0	3.7	37.0	7.4
卸売業、小売業	159	61	22	39	10	27	16	42	4	4	6	7	61	11
	100.0	38.4	13.8	24.5	6.3	17.0	10.1	26.4	2.5	2.5	3.8	4.4	38.4	6.9
金融業、保険業	26	1	5	8	5	2	2	7	0	2	0	5	14	0
	100.0	3.8	19.2	30.8	19.2	7.7	7.7	26.9	0.0	7.7	0.0	19.2	53.8	0.0
不動産業、物品賃貸業	12	4	1	4	0	1	0	4	0	0	1	0	5	1
	100.0	33.3	8.3	33.3	0.0	8.3	0.0	33.3	0.0	0.0	8.3	0.0	41.7	8.3
学術研究、専門・技術サービス業	22	7	5	6	1	6	1	7	1	0	0	1	10	1
	100.0	31.8	22.7	27.3	4.5	27.3	4.5	31.8	4.5	0.0	0.0	4.5	45.5	4.5
宿泊業、飲食サービス業	62	38	10	21	1	8	3	8	3	1	4	1	19	6
	100.0	61.3	16.1	33.9	1.6	12.9	4.8	12.9	4.8	1.6	6.5	1.6	30.6	9.7
生活関連サービス業、娯楽業	23	13	4	2	0	4	0	5	0	1	0	1	3	3
	100.0	56.5	17.4	8.7	0.0	17.4	0.0	21.7	0.0	4.3	0.0	4.3	13.0	13.0
教育、学習支援業	15	4	5	4	2	8	1	1	0	0	0	1	6	1
	100.0	26.7	33.3	26.7	13.3	53.3	6.7	6.7	0.0	0.0	0.0	6.7	40.0	6.7
医療、福祉	163	65	33	26	4	35	3	8	3	6	5	2	65	24
	100.0	39.9	20.2	16.0	2.5	21.5	1.8	4.9	1.8	3.7	3.1	1.2	39.9	14.7
複合サービス事業	13	6	6	3	1	1	1	4	0	0	0	1	8	0
	100.0	46.2	46.2	23.1	7.7	7.7	7.7	30.8	0.0	0.0	0.0	7.7	61.5	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	42	12	7	13	3	13	0	16	0	0	0	3	22	1
	100.0	28.6	16.7	31.0	7.1	31.0	0.0	38.1	0.0	0.0	0.0	7.1	52.4	2.4

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-V-12-②・③

県合計

上段：人数 下段：%

事業所規模別産業別	育児休業制度																								
	育児休業者数(人)						育児休業取得率(%)						育児休業利用期間(女性)												
	育児休業者計	有期契約労働者数	女	有期契約労働者数	男	有期契約労働者数	育児休業取得率計	有期契約労働者数	女	有期契約労働者数	男	有期契約労働者数	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年半未満	1年半～2年未満	2年～3年未満	3年以上	合計	退職者	
計	258	60	254	60	4	0	50.4	56.6	90.1	80.0	1.7	0.0	106	1	4	4	28	153	51	10	4	0	255	22	
	100.0	23.3	98.4	23.6	1.6	0.0								0.4	1.6	1.6	11.0	60.0	20.0	3.9	1.6	0.0	100.0	8.6	
5～29人	55	15	54	15	1	0	41.4	46.9	84.4	65.2	1.4	0.0	50	1	0	2	9	25	15	3	0	0	55	4	
	100.0	27.3	98.2	27.8	1.8	0.0								1.8	0.0	3.6	16.4	45.5	27.3	5.5	0.0	0.0	100.0	7.3	
30～99人	63	18	63	18	0	0	47.7	60.0	87.5	81.8	0.0	0.0	38	0	3	2	2	34	20	2	0	0	63	11	
	100.0	28.6	100.0	28.6	0.0	0.0								0.0	4.8	3.2	3.2	54.0	31.7	3.2	0.0	0.0	100.0	17.5	
100～299人	38	9	37	9	1	0	51.4	60.0	88.1	75.0	3.1	0.0	11	0	0	0	5	30	1	1	0	0	37	2	
	100.0	23.7	97.4	24.3	2.6	0.0								0.0	0.0	0.0	13.5	81.1	2.7	2.7	0.0	0.0	100.0	5.4	
300人以上	102	18	100	18	2	0	59.0	62.1	96.2	100.0	2.9	0.0	7	0	1	0	12	64	15	4	4	0	100	5	
	100.0	17.6	98.0	18.0	2.0	0.0								0.0	1.0	0.0	12.0	64.0	15.0	4.0	4.0	0.0	100.0	5.0	
建設業	2	0	2	0	0	0	11.1	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	2	0	0	0	1	1	1	0	0	0	3	0	
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
製造業	15	6	15	6	0	0	15.6	46.2	93.8	85.7	0.0	0.0	10	0	0	0	4	6	2	3	0	0	15	1	
	100.0	40.0	100.0	40.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	26.7	40.0	13.3	20.0	0.0	0.0	100.0	6.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
情報通信業	1	1	1	1	0	0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
運輸業、郵便業	2	0	1	0	1	0	18.2	0.0	100.0	0.0	10.0	0.0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
卸売業、小売業	22	7	21	7	1	0	37.3	46.7	75.0	53.8	3.2	0.0	18	0	0	2	0	8	10	1	0	0	21	2	
	100.0	31.8	95.5	33.3	4.5	0.0								0.0	0.0	9.5	0.0	38.1	47.6	4.8	0.0	0.0	100.0	9.5	
金融業、保険業	4	0	4	0	0	0	50.0	0.0	80.0	0.0	0.0	0.0	3	0	0	0	0	3	1	0	0	0	4	0	
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	75.0	25.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	5	0	5	0	0	0	27.8	0.0	55.6	0.0	0.0	0.0	2	0	0	0	0	4	1	0	0	0	5	0	
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	80.0	20.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
宿泊業、飲食サービス業	6	2	6	2	0	0	66.7	50.0	85.7	66.7	0.0	0.0	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	6	0	
	100.0	33.3	100.0	33.3	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	3	0	3	0	0	0	60.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	3	0	0	0	0	1	2	0	0	0	3	0	
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
教育、学習支援業	7	3	7	3	0	0	63.6	75.0	100.0	100.0	0.0	0.0	4	0	0	0	2	3	1	1	0	0	7	5	
	100.0	42.9	100.0	42.9	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	28.6	42.9	14.3	14.3	0.0	0.0	100.0	71.4
医療、福祉	194	39	182	39	2	0	73.3	72.2	93.8	90.7	3.5	0.0	54	1	4	2	21	116	30	4	4	0	182	14	
	100.0	21.2	98.9	21.4	1.1	0.0								0.5	2.2	1.1	11.5	63.7	16.5	2.2	2.2	0.0	100.0	7.7	
複合サービス事業	1	0	1	0	0	0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	
	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	6	2	6	2	0	0	27.3	66.7	75.0	100.0	0.0	0.0	4	0	0	0	0	5	0	1	0	0	6	0	
	100.0	33.3	100.0	33.3	0.0	0.0								0.0	0.0	0.0	0.0	83.3	0.0	16.7	0.0	0.0	100.0	0.0	

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-V-12-③・⑤・⑦

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	育児休業制度														育児休業者が生じた際の対応						育児休業における復職時の対応			
	育児休業利用期間（男性）											事業所数	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	新たに正社員を雇った	派遣労働者やアルバイトなどを代替として雇用した	その他	事業所数	原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	本人の希望を考慮し他部門に配置した	会社の人事管理などにより他部門に配置した			
	事業所数	1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年～1年半未満	1年半～2年未満	2年～3年未満	3年以上	合計											退職者	事業所数	事業所数
計	3	1	0	3	0	0	0	0	0	0	4	0	79	29	13	15	20	4	79	72	5	2		
		25.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	36.7	16.5	19.0	25.3	5.1	100.0	91.1	6.3	2.5		
5～29人	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	37	16	4	3	12	2	37	36	1	0		
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	43.2	10.8	8.1	32.4	5.4	100.0	97.3	2.7	0.0		
30～99人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	6	6	8	5	2	25	20	3	2		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	24.0	24.0	32.0	20.0	8.0	100.0	80.0	12.0	8.0		
100～299人	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	11	2	3	4	2	0	11	10	1	0		
		0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	18.2	27.3	36.4	18.2	0.0	100.0	90.9	9.1	0.0		
300人以上	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	6	5	0	0	1	0	6	6	0	0		
		0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
建設業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
製造業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	3	1	1	3	0	8	7	1	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	37.5	12.5	12.5	37.5	0.0	100.0	87.5	12.5	0.0		
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	1	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
運輸業、郵便業	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	2	1	1	0	0	0	2	2	0	0		
		0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
卸売業、小売業	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	11	5	0	2	3	1	11	11	0	0		
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	45.5	0.0	18.2	27.3	9.1	100.0	100.0	0.0	0.0		
金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	1	0	2	1	0	1		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	0.0	50.0		
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
生活関連サービス業、娯楽業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1	1	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	2	2	0	4	4	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
医療、福祉	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	0	42	15	8	9	10	2	42	39	3	0		
		0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	35.7	19.0	21.4	23.8	4.8	100.0	92.9	7.1	0.0		
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0		
サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	1	1	1	0	1	4	2	1	1		
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	25.0	25.0	25.0	0.0	25.0	100.0	50.0	25.0	25.0		

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	男性の育児休業取得について													
	男性の育児休業が進まない理由（複数回答）							取得促進について（複数回答）						
	事業所数	男性に対する育児支援は、会社として必要はないと考える	業務に影響するため積極的に取得を勧めない	周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう	個人のキャリアに空白が生じたため、男性従業員が取得をためらう	収入が減るため、男性従業員が取得をためらう	その他	事業所数	本人への法的な経済的支援を充実して欲しい	法律などでの取得を義務付ける等の制度化が必要	代替要員の確保、人材費等の会社への公的支援を充実して欲しい	会社に対処方法を指導してくれる行政機関の明確化	現状のままよい	その他
計	744	48	218	429	115	373	70	763	388	233	243	53	180	34
	100.0	6.5	29.3	57.7	15.5	50.1	9.4	100.0	50.9	30.5	31.8	6.9	23.6	4.5
5～29人	574	41	180	321	86	281	51	592	285	169	186	42	157	30
	100.0	7.1	31.4	55.9	15.0	49.0	8.9	100.0	48.1	28.5	31.4	7.1	26.5	5.1
30～99人	140	7	35	87	23	67	19	141	83	56	51	9	19	3
	100.0	5.0	25.0	62.1	16.4	47.9	13.6	100.0	58.9	39.7	36.2	6.4	13.5	2.1
100～299人	23	0	3	15	4	18	0	23	15	6	4	2	2	1
	100.0	0.0	13.0	65.2	17.4	78.3	0.0	100.0	65.2	26.1	17.4	8.7	8.7	4.3
300人以上	7	0	0	6	2	7	0	7	5	2	2	0	2	0
	100.0	0.0	0.0	85.7	28.6	100.0	0.0	100.0	71.4	28.6	28.6	0.0	28.6	0.0
建設業	85	10	34	43	5	39	8	88	44	18	20	8	32	3
	100.0	11.8	40.0	50.6	5.9	45.9	9.4	100.0	50.0	20.5	22.7	9.1	36.4	3.4
製造業	82	7	24	41	12	46	7	81	35	10	21	4	29	5
	100.0	8.5	29.3	50.0	14.6	56.1	8.5	100.0	43.2	12.3	25.9	4.9	35.8	6.2
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	0	1	0	2	1	2	1	1	0	0	0	0
	100.0	0.0	0.0	50.0	0.0	100.0	50.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	9	0	2	7	3	5	0	9	8	6	5	1	0	0
	100.0	0.0	22.2	77.8	33.3	55.6	0.0	100.0	88.9	66.7	55.6	11.1	0.0	0.0
運輸業、郵便業	25	0	5	13	3	19	2	25	18	8	12	2	2	1
	100.0	0.0	20.0	52.0	12.0	76.0	8.0	100.0	72.0	32.0	48.0	8.0	8.0	4.0
卸売業、小売業	164	12	53	95	23	72	15	168	83	52	59	12	42	3
	100.0	7.3	32.3	57.9	14.0	43.9	9.1	100.0	49.4	31.0	35.1	7.1	25.0	1.8
金融業、保険業	25	0	5	22	11	11	0	25	7	14	5	4	1	5
	100.0	0.0	20.0	88.0	44.0	44.0	0.0	100.0	28.0	56.0	20.0	16.0	4.0	20.0
不動産業、物品賃貸業	14	1	4	7	0	7	1	14	5	3	3	0	6	0
	100.0	7.1	28.6	50.0	0.0	50.0	7.1	100.0	35.7	21.4	21.4	0.0	42.9	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	23	2	8	14	2	11	0	23	11	8	3	0	6	2
	100.0	8.7	34.8	60.9	8.7	47.8	0.0	100.0	47.8	34.8	13.0	0.0	26.1	8.7
宿泊業、飲食サービス業	52	4	11	39	6	29	4	58	28	16	16	5	20	2
	100.0	7.7	21.2	75.0	11.5	55.8	7.7	100.0	48.3	27.6	27.6	8.6	34.5	3.4
生活関連サービス業、娯楽業	23	2	6	8	6	12	4	23	14	7	8	1	3	1
	100.0	8.7	26.1	34.8	26.1	52.2	17.4	100.0	60.9	30.4	34.8	4.3	13.0	4.3
教育、学習支援業	17	0	4	10	3	8	3	17	10	3	5	0	3	1
	100.0	0.0	23.5	58.8	17.6	47.1	17.6	100.0	58.8	17.6	29.4	0.0	17.6	5.9
医療、福祉	168	7	45	94	30	84	25	172	91	62	62	12	28	10
	100.0	4.2	26.8	56.0	17.9	50.0	14.9	100.0	52.9	36.0	36.0	7.0	16.3	5.8
複合サービス事業	12	0	3	9	5	7	0	12	7	6	5	1	0	0
	100.0	0.0	25.0	75.0	41.7	58.3	0.0	100.0	58.3	50.0	41.7	8.3	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	43	3	14	26	6	21	0	46	26	19	19	3	8	1
	100.0	7.0	32.6	60.5	14.0	48.8	0.0	100.0	56.5	41.3	41.3	6.6	17.4	2.2

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-V-11-①・③・V-12-④

県合計

上段：事業所数 下段：%

上段：人数 下段：%

事業所規模別産業別	介護休業制度																	
	事業所数	規定あり	規定なし	取得期間						事業所数	介護休業利用期間（女性）						合計	退職者
				事業所数	93日まで	6か月まで	1年まで	1年超以上	期間限度なし		1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上		
計	818	490	328	489	426	15	23	6	19	16	5	2	7	4	0	0	18	4
	100.0	59.9	40.1	100.0	87.1	3.1	4.7	1.2	3.9		27.8	11.1	38.9	22.2	0.0	0.0	100.0	22.2
5～29人	637	330	307	329	288	7	16	2	16	7	3	1	2	1	0	0	7	2
	100.0	51.8	48.2	100.0	87.5	2.1	4.9	0.6	4.9		42.9	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	100.0	28.6
30～99人	151	132	19	132	116	6	5	3	2	2	0	0	1	1	0	0	2	0
	100.0	87.4	12.6	100.0	87.9	4.5	3.8	2.3	1.5		0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	0.0
100～299人	23	22	1	22	18	2	1	0	1	6	2	1	4	1	0	0	8	1
	100.0	95.7	4.3	100.0	81.8	9.1	4.5	0.0	4.5		25.0	12.5	50.0	12.5	0.0	0.0	100.0	12.5
300人以上	7	6	1	6	4	0	1	1	0	1	0	0	0	1	0	0	1	1
	100.0	85.7	14.3	100.0	66.7	0.0	16.7	16.7	0.0		0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0
建設業	94	39	55	39	34	2	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	100.0	41.5	58.5	100.0	87.2	5.1	2.6	0.0	5.1		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
製造業	83	40	43	40	32	2	3	0	3	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	100.0	48.2	51.8	100.0	80.0	5.0	7.5	0.0	7.5		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
情報通信業	9	9	0	8	7	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	87.5	0.0	12.5	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
運輸業、郵便業	26	21	5	21	18	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	80.8	19.2	100.0	85.7	9.5	0.0	0.0	4.8		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
卸売業、小売業	173	107	66	107	92	1	7	3	4	4	2	0	2	0	0	0	4	2
	100.0	61.8	38.2	100.0	86.0	0.9	6.5	2.8	3.7		50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0
金融業、保険業	26	26	0	26	23	0	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	100.0	0.0	100.0	88.5	0.0	3.8	0.0	7.7		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不動産業、物品賃貸業	14	9	5	9	8	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	64.3	35.7	100.0	88.9	0.0	0.0	0.0	11.1		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
学術研究、専門・技術サービス業	24	12	12	12	10	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	50.0	50.0	100.0	83.3	8.3	8.3	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	69	29	40	29	25	1	0	0	3	2	0	0	1	1	0	0	2	1
	100.0	42.0	58.0	100.0	86.2	3.4	0.0	0.0	10.3		0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	100.0	50.0
生活関連サービス業、娯楽業	26	16	10	16	13	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	61.5	38.5	100.0	81.3	0.0	12.5	6.3	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教育、学習支援業	19	16	3	16	14	1	1	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1	0
	100.0	84.2	15.8	100.0	87.5	6.3	6.3	0.0	0.0		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
医療、福祉	192	131	61	131	124	3	2	0	2	7	0	2	4	3	0	0	9	1
	100.0	68.2	31.8	100.0	94.7	2.3	1.5	0.0	1.5		0.0	22.2	44.4	33.3	0.0	0.0	100.0	11.1
複合サービス事業	13	9	4	9	5	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	69.2	30.8	100.0	55.6	22.2	22.2	0.0	0.0		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	48	24	24	24	21	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	100.0	50.0	50.0	100.0	87.5	0.0	8.3	0.0	4.2		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

上段：人数 下段：%

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	事業所数	介護休業制度 介護休業利用期間（男性）								介護休業制度 介護休業者が生じた際の対応							介護休業における復職時の対応			
		1週間未満	1週間～1か月未満	1か月～3か月未満	3か月～6か月未満	6か月～1年未満	1年以上	合計	退職者	事業所数	代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	新たに正社員を雇った	派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	その他	事業所数	原則として休業前と同様の職務・職種に復帰させた	本人の希望を考慮し他部門に配置した	会社の人事管理等の都合により他部門に配置した	
計	3	2	1	0	0	0	0	3	0	17	10	2	0	1	4	16	16	0	0	
		66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	58.8	11.8	0.0	5.9	23.5	100.0	100.0	0.0	0.0	
5～29人	2	1	1	0	0	0	0	2	0	8	3	1	0	1	3	7	7	0	0	
		50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	37.5	12.5	0.0	12.5	37.5	100.0	100.0	0.0	0.0	
30～99人	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	2	2	2	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	0.0	50.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
100～299人	1	1	0	0	0	0	0	1	0	6	5	1	0	0	6	6	6	0	0	
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	83.3	16.7	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
建設業	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	1	1	1	0	0	
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
製造業	1	1	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	
		100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
卸売業、小売業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	3	0	0	1	3	3	3	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	75.0	0.0	0.0	25.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
金融業、保険業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
不動産業、物品賃貸業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
宿泊業、飲食サービス業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1	0	0	1	2	2	2	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	50.0	0.0	0.0	50.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	1	0	1	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	1	1	1	0	0	
		0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	
医療、福祉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4	1	0	1	7	7	7	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	57.1	14.3	0.0	14.3	14.3	100.0	100.0	0.0	0.0	
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
		0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表－VI－14－①・②

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	子の看護休暇制度																	
	事業所数	規定あり	規定なし	取得日数限度					子の年齢の限度				時間単位の取得					
				事業所数	法定期間		法定を超える期間		日数制限なし	事業所数	法定期間		法定を超える期間		年齢制限なし	事業所数	できる	できない
					5日まで (2人以上は 10日まで)	5日を超え 14日まで	14日を超 える期間	小学校 就学前			小学生 まで	中学生 以上						
計	816	383	433	382	355	10	4	13	382	338	15	4	25	382	213	169		
	100.0	46.9	53.1	100.0	92.9	2.6	1.0	3.4	100.0	88.5	3.9	1.0	6.5	100.0	55.8	44.2		
5～29人	635	246	389	245	226	6	2	11	245	216	9	3	17	245	142	103		
	100.0	38.7	61.3	100.0	92.2	2.4	0.8	4.5	100.0	88.2	3.7	1.2	6.9	100.0	58.0	42.0		
30～99人	151	108	43	108	102	3	2	1	108	96	5	1	6	108	62	46		
	100.0	71.5	28.5	100.0	94.4	2.8	1.9	0.9	100.0	88.9	4.6	0.9	5.6	100.0	57.4	42.6		
100～299人	23	22	1	22	20	1	0	1	22	20	1	0	1	22	8	14		
	100.0	95.7	4.3	100.0	90.9	4.5	0.0	4.5	100.0	90.9	4.5	0.0	4.5	100.0	36.4	63.6		
300人以上	7	7	0	7	7	0	0	0	7	6	0	0	1	7	1	6		
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	85.7	0.0	0.0	14.3	100.0	14.3	85.7		
建設業	94	31	63	31	28	1	0	2	31	26	1	0	4	31	17	14		
	100.0	33.0	67.0	100.0	90.3	3.2	0.0	6.5	100.0	83.9	3.2	0.0	12.9	100.0	54.8	45.2		
製造業	83	29	54	29	24	3	0	2	29	24	0	0	5	29	13	16		
	100.0	34.9	65.1	100.0	82.8	10.3	0.0	6.9	100.0	82.8	0.0	0.0	17.2	100.0	44.8	55.2		
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	2	2	0	0	0	2	0	2	0	0	2	0	2		
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0		
情報通信業	9	6	3	5	5	0	0	0	5	4	1	0	0	5	2	3		
	100.0	66.7	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	80.0	20.0	0.0	0.0	100.0	40.0	60.0		
運輸業、郵便業	26	15	11	15	15	0	0	0	15	15	0	0	0	15	9	6		
	100.0	57.7	42.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	60.0	40.0		
卸売業、小売業	171	80	91	80	75	3	1	1	80	66	8	2	4	80	42	38		
	100.0	46.8	53.2	100.0	93.8	3.8	1.3	1.3	100.0	82.5	10.0	2.5	5.0	100.0	52.6	47.5		
金融業、保険業	26	25	1	25	25	0	0	0	25	24	0	1	0	25	11	14		
	100.0	96.2	3.8	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	96.0	0.0	4.0	0.0	100.0	44.0	56.0		
不動産業、物品賃貸業	14	6	8	6	5	0	0	1	6	5	0	0	1	6	4	2		
	100.0	42.9	57.1	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	100.0	66.7	33.3		
学術研究、専門・技術サービス業	24	10	14	10	9	0	0	1	10	9	0	0	1	10	7	3		
	100.0	41.7	58.3	100.0	90.0	0.0	0.0	10.0	100.0	90.0	0.0	0.0	10.0	100.0	70.0	30.0		
宿泊業、飲食サービス業	69	22	47	22	20	0	0	2	22	20	0	0	2	22	12	10		
	100.0	31.9	68.1	100.0	90.9	0.0	0.0	9.1	100.0	90.9	0.0	0.0	9.1	100.0	54.5	45.5		
生活関連サービス業、娯楽業	26	11	15	11	11	0	0	0	11	11	0	0	0	11	4	7		
	100.0	42.3	57.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	36.4	63.6		
教育、学習支援業	19	10	9	10	10	0	0	0	10	9	1	0	0	10	6	4		
	100.0	52.6	47.4	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	90.0	10.0	0.0	0.0	100.0	60.0	40.0		
医療、福祉	192	108	84	108	102	2	1	3	108	101	2	0	5	108	67	41		
	100.0	56.3	43.8	100.0	94.4	1.9	0.9	2.8	100.0	93.5	1.9	0.0	4.6	100.0	62.0	38.0		
複合サービス事業	13	9	4	9	8	0	1	0	9	8	0	0	1	9	8	1		
	100.0	69.2	30.8	100.0	88.9	0.0	11.1	0.0	100.0	88.9	0.0	0.0	11.1	100.0	88.9	11.1		
サービス業(他に分類されないもの)	48	19	29	19	16	1	1	1	19	16	0	1	2	19	11	8		
	100.0	39.6	60.4	100.0	84.2	5.3	5.3	5.3	100.0	84.2	0.0	5.3	10.5	100.0	57.9	42.1		

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表－VI－14－①・③ 県 合 計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	介護休暇制度										
	事業所数	規定あり	規定なし	取得期間					時間単位の取得		
				事業所数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なし	事業所数	できる	できない
					5日まで (2人以上は 10日まで)	5日を超え 14日まで	14日を超 える期間				
計	816	383	433	382	343	7	14	18	382	216	166
	100.0	46.9	53.1	100.0	89.8	1.8	3.7	4.7	100.0	56.5	43.5
5～29人	635	250	385	249	220	2	11	16	249	146	103
	100.0	39.4	60.6	100.0	88.4	0.8	4.4	6.4	100.0	58.6	41.4
30～99人	151	105	46	105	96	4	3	2	105	60	45
	100.0	69.5	30.5	100.0	91.4	3.8	2.9	1.9	100.0	57.1	42.9
100～299人	23	21	2	21	20	1	0	0	21	8	13
	100.0	91.3	8.7	100.0	95.2	4.8	0.0	0.0	100.0	38.1	61.9
300人以上	7	7	0	7	7	0	0	0	7	2	5
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	28.6	71.4
建設業	94	30	64	30	25	1	1	3	30	16	14
	100.0	31.9	68.1	100.0	83.3	3.3	3.3	10.0	100.0	53.3	46.7
製造業	83	28	55	28	22	3	1	2	28	13	15
	100.0	33.7	66.3	100.0	78.6	10.7	3.6	7.1	100.0	46.4	53.6
電気・ガス・熱供給・水道業	2	2	0	2	2	0	0	0	2	0	2
	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0
情報通信業	9	6	3	5	5	0	0	0	5	2	3
	100.0	66.7	33.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	40.0	60.0
運輸業、郵便業	26	18	8	18	17	0	0	1	18	12	6
	100.0	69.2	30.8	100.0	94.4	0.0	0.0	5.6	100.0	66.7	33.3
卸売業、小売業	171	84	87	84	77	2	3	2	84	46	38
	100.0	49.1	50.9	100.0	91.7	2.4	3.6	2.4	100.0	54.8	45.2
金融業、保険業	26	25	1	25	24	0	0	1	25	11	14
	100.0	96.2	3.8	100.0	96.0	0.0	0.0	4.0	100.0	44.0	56.0
不動産業、物品賃貸業	14	6	8	6	5	0	0	1	6	4	2
	100.0	42.9	57.1	100.0	83.3	0.0	0.0	16.7	100.0	66.7	33.3
学術研究、専門・技術サービス業	24	10	14	10	10	0	0	0	10	6	4
	100.0	41.7	58.3	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	60.0	40.0
宿泊業、飲食サービス業	69	21	48	21	19	0	0	2	21	12	9
	100.0	30.4	69.6	100.0	90.5	0.0	0.0	9.5	100.0	57.1	42.9
生活関連サービス業、娯楽業	26	11	15	11	11	0	0	0	11	3	8
	100.0	42.3	57.7	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	27.3	72.7
教育、学習支援業	19	11	8	11	10	0	0	1	11	6	5
	100.0	57.9	42.1	100.0	90.9	0.0	0.0	9.1	100.0	54.5	45.5
医療、福祉	192	102	90	102	92	1	5	4	102	65	37
	100.0	53.1	46.9	100.0	90.2	1.0	4.9	3.9	100.0	63.7	36.3
複合サービス事業	13	10	3	10	8	0	2	0	10	9	1
	100.0	76.9	23.1	100.0	80.0	0.0	20.0	0.0	100.0	90.0	10.0
サービス業(他に分類されないもの)	48	19	29	19	16	0	2	1	19	11	8
	100.0	39.6	60.4	100.0	84.2	0.0	10.5	5.3	100.0	57.9	42.1

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表－Ⅶ－15－①・②・③

県 合 計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	高齢者の雇用状況																	
	改正高齢者雇用安定法への対応																	
	年齢別雇用者数					対応					60歳以降の賃金水準							
	事業所数	全体(人)	60歳未満(人)	60～64歳(人)	65～69歳(人)	70歳以上(人)	事業所数	定年廃止	定年引上げ	継続雇用制度導入	事業所数	同水準	90%台	80%台	70%台	60%台	50%台	50%未満
計	820	23,684	20,511	1,835	1,000	338	628	58	74	496	684	360	39	87	72	66	37	23
		100.0	86.6	7.7	4.2	1.4	100.0	9.2	11.8	79.0	100.0	52.6	5.7	12.7	10.5	9.6	5.4	3.4
5～29人	638	7,652	6,600	551	344	157	455	49	65	341	510	291	25	56	48	45	28	17
		100.0	86.3	7.2	4.5	2.1	100.0	10.8	14.3	74.9	100.0	57.1	4.9	11.0	9.4	8.8	5.5	3.3
30～99人	152	7,438	6,332	635	366	105	143	9	8	126	146	60	13	26	19	17	6	5
		100.0	85.1	8.5	4.9	1.4	100.0	6.3	5.6	88.1	100.0	41.1	8.9	17.8	13.0	11.6	4.1	3.4
100～299人	23	3,746	3,140	379	176	51	23	0	1	22	21	8	1	4	4	2	1	1
		100.0	83.8	10.1	4.7	1.4	100.0	0.0	4.3	95.7	100.0	38.1	4.8	19.0	19.0	9.5	4.8	4.8
300人以上	7	4,848	4,439	270	114	25	7	0	0	7	7	1	0	1	1	2	2	0
		100.0	91.6	5.6	2.4	0.5	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	14.3	0.0	14.3	14.3	28.6	28.6	0.0
建設業	94	1,638	1,357	155	96	30	71	10	15	46	81	53	7	7	5	6	2	1
		100.0	82.8	9.5	5.9	1.8	100.0	14.1	21.1	64.8	100.0	65.4	8.6	8.6	6.2	7.4	2.5	1.2
製造業	83	3,435	3,027	258	110	40	71	10	10	51	76	41	3	13	11	5	3	0
		100.0	88.1	7.5	3.2	1.2	100.0	14.1	14.1	71.8	100.0	53.9	3.9	17.1	14.5	6.6	3.9	0.0
電気・ガス・熱供給・水道業	2	63	58	5	0	0	2	0	0	2	2	0	0	0	0	1	1	0
		100.0	92.1	7.9	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0
情報通信業	9	222	212	8	2	0	6	0	0	6	6	2	0	1	1	1	0	1
		100.0	95.5	3.6	0.9	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	33.3	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7
運輸業、郵便業	27	1,101	885	139	65	12	22	1	4	17	23	11	1	4	5	2	0	0
		100.0	80.4	12.6	5.9	1.1	100.0	4.5	18.2	77.3	100.0	47.8	4.3	17.4	21.7	8.7	0.0	0.0
卸売業、小売業	174	3,551	3,065	275	154	57	129	10	9	110	138	62	11	18	19	14	12	2
		100.0	86.3	7.7	4.3	1.6	100.0	7.8	7.0	85.3	100.0	44.9	8.0	13.0	13.8	10.1	8.7	1.4
金融業、保険業	26	464	444	20	0	0	24	0	0	24	25	0	0	3	5	6	3	8
		100.0	95.7	4.3	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	12.0	20.0	24.0	12.0	32.0
不動産業、物品賃貸業	14	223	195	14	10	4	10	1	0	9	12	4	0	4	2	1	0	1
		100.0	87.4	6.3	4.5	1.8	100.0	10.0	0.0	90.0	100.0	33.3	0.0	33.3	16.7	8.3	0.0	8.3
学術研究、専門・技術サービス業	24	556	486	43	17	10	15	2	2	11	18	12	1	0	2	3	0	0
		100.0	87.4	7.7	3.1	1.8	100.0	13.3	13.3	73.3	100.0	66.7	5.6	0.0	11.1	16.7	0.0	0.0
宿泊業、飲食サービス業	69	1,734	1,464	171	76	23	39	8	7	24	51	32	2	11	2	1	2	1
		100.0	84.4	9.9	4.4	1.3	100.0	20.5	17.9	61.5	100.0	62.7	3.9	21.6	3.9	2.0	3.9	2.0
生活関連サービス業、娯楽業	26	507	439	56	10	2	20	3	3	14	22	13	1	4	3	0	1	0
		100.0	86.6	11.0	2.0	0.4	100.0	15.0	15.0	70.0	100.0	59.1	4.5	18.2	13.6	0.0	4.5	0.0
教育、学習支援業	19	528	452	47	18	11	19	3	1	15	18	7	0	1	3	6	0	1
		100.0	85.6	8.9	3.4	2.1	100.0	15.8	5.3	78.9	100.0	38.9	0.0	5.6	16.7	33.3	0.0	5.6
医療、福祉	192	7,888	7,065	467	273	83	156	8	19	129	159	102	10	15	10	15	4	3
		100.0	89.6	5.9	3.5	1.1	100.0	6.1	12.2	82.7	100.0	64.2	6.3	9.4	6.3	9.4	2.5	1.9
複合サービス事業	13	136	134	1	1	0	10	0	0	10	9	2	0	2	2	1	2	0
		100.0	98.5	0.7	0.7	0.0	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	22.2	0.0	22.2	22.2	11.1	22.2	0.0
サービス業(他に分類されないもの)	48	1,638	1,228	176	168	66	34	2	4	28	44	19	3	4	2	4	7	5
		100.0	75.0	10.7	10.3	4.0	100.0	5.9	11.8	82.4	100.0	43.2	6.8	9.1	4.5	9.1	15.9	11.4

事業所規模別産業別	高齢者の雇用状況																			
	改正高齢者雇用安定法への対応																			
	賃金引下げ時の変更内容						雇用維持評価						メリットが大きい理由							
	事業所数	勤務日数、勤務時間の短縮	仕事量の軽減	職務責任の軽減	その他	現行のまま変更していない	事業所数	メリットが大きい	ややメリットが大きい	デメリットが大きい	ややデメリットが大きい	どちらともいえない	事業所数	熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから	労働力の安定確保ができるから	若手の教育・育成負担を軽減できるから	技術の社外流出を防止できるから	若年・壮年従業員の士気が上がるから	その他	
計	324	108	132	193	11	67	820	206	242	14	33	325	448	356	337	107	10	81	9	
	100.0	33.3	40.7	59.6	3.4	20.7	100.0	25.1	29.5	1.7	4.0	39.6	100.0	79.5	75.2	23.9	2.2	18.1	2.0	
5～29人	219	70	96	120	5	51	638	140	173	14	31	280	313	250	226	74	6	55	9	
	100.0	32.0	43.8	54.8	2.3	23.3	100.0	21.9	27.1	2.2	4.9	43.9	100.0	79.9	72.2	23.6	1.9	17.6	2.9	
30～99人	86	32	31	60	3	11	152	56	53	0	2	41	109	87	91	27	4	20	0	
	100.0	37.2	36.0	69.8	3.5	12.8	100.0	36.8	34.9	0.0	1.3	27.0	100.0	79.8	83.5	24.8	3.7	18.3	0.0	
100～299人	13	5	3	9	3	3	23	6	14	0	0	3	20	14	15	5	0	5	0	
	100.0	38.5	23.1	69.2	23.1	23.1	100.0	26.1	60.9	0.0	0.0	13.0	100.0	70.0	75.0	25.0	0.0	25.0	0.0	
300人以上	6	1	2	4	0	2	7	4	2	0	0	1	6	5	5	1	0	1	0	
	100.0	16.7	33.3	66.7	0.0	33.3	100.0	57.1	28.6	0.0	0.0	14.3	100.0	83.3	83.3	16.7	0.0	16.7	0.0	
建設業	28	12	15	11	1	8	94	23	33	1	5	32	56	51	38	12	1	8	2	
	100.0	42.9	53.6	39.3	3.6	28.6	100.0	24.5	35.1	1.1	5.3	34.0	100.0	91.1	67.9	21.4	1.8	14.3	3.6	
製造業	35	8	13	22	0	6	83	16	31	2	4	30	47	42	32	10	3	9	0	
	100.0	22.9	37.1	62.9	0.0	17.1	100.0	19.3	37.3	2.4	4.8	36.1	100.0	89.4	68.1	21.3	6.4	19.1	0.0	
電気・ガス・熱供給・水道業	2	1	0	1	0	1	2	0	2	0	0	0	2	2	1	1	0	1	0	
	100.0	50.0	0.0	50.0	0.0	50.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	
情報通信業	4	2	2	3	0	1	9	2	5	0	0	2	7	5	4	2	0	1	2	
	100.0	50.0	50.0	75.0	0.0	25.0	100.0	22.2	55.6	0.0	0.0	22.2	100.0	71.4	57.1	28.6	0.0	14.3	28.6	
運輸業、郵便業	12	2	4	5	0	2	27	13	9	0	0	5	22	17	17	5	0	7	0	
	100.0	16.7	33.3	41.7	0.0	16.7	100.0	48.1	33.3	0.0	0.0	18.5	100.0	77.3	77.3	22.7	0.0	31.8	0.0	
卸売業、小売業	76	23	32	50	2	11	174	33	50	2	8	81	88	66	58	15	2	12	2	
	100.0	30.3	42.1	65.8	2.6	14.5	100.0	19.0	28.7	1.1	4.6	46.6	100.0	79.5	69.9	18.1	2.4	14.5	2.4	
金融業、保険業	25	16	15	21	1	0	26	5	4	1	0	16	9	7	8	1	1	1	0	
	100.0	64.0	60.0	84.0	4.0	0.0	100.0	19.2	15.4	3.8	0.0	61.5	100.0	77.8	88.9	11.1	11.1	11.1	0.0	
不動産業、物品賃貸業	8	2	3	5	0	2	14	4	4	0	1	5	8	5	7	2	0	1	0	
	100.0	25.0	37.5	62.5	0.0	25.0	100.0	28.6	28.6	0.0	7.1	35.7	100.0	62.5	87.5	25.0	0.0	12.5	0.0	
学術研究、専門・技術サービス業	6	1	3	4	0	1	24	13	3	0	0	8	16	15	7	6	1	4	1	
	100.0	16.7	50.0	66.7	0.0	16.7	100.0	54.2	12.5	0.0	0.0	33.3	100.0	93.8	43.8	37.5	6.3	25.0	6.3	
宿泊業、飲食サービス業	19	6	6	9	0	6	69	20	13	1	1	34	33	19	29	10	1	7	0	
	100.0	31.6	31.6	47.4	0.0	31.6	100.0	29.0	18.8	1.4	1.4	49.3	100.0	57.6	87.9	30.3	3.0	21.2	0.0	
生活関連サービス業、娯楽業	9	4	3	5	2	1	26	1	8	1	1	15	9	7	8	2	1	1	0	
	100.0	44.4	33.3	55.6	22.2	11.1	100.0	3.8	30.8	3.8	3.8	57.7	100.0	77.8	88.9	22.2	11.1	11.1	0.0	
教育、学習支援業	11	4	3	4	3	3	19	7	6	0	0	6	13	12	8	3	0	5	0	
	100.0	36.4	27.3	36.4	27.3	27.3	100.0	36.8	31.6	0.0	0.0	31.6	100.0	92.3	61.5	23.1	0.0	38.5	0.0	
医療、福祉	57	21	20	32	1	16	192	56	56	4	11	65	112	85	95	30	0	18	2	
	100.0	36.8	35.1	56.1	1.8	28.1	100.0	29.2	29.2	2.1	5.7	33.9	100.0	75.9	84.8	26.8	0.0	16.1	1.8	
複合サービス事業	7	0	3	6	0	1	13	2	6	0	0	5	8	5	7	3	0	1	0	
	100.0	0.0	42.9	85.7	0.0	14.3	100.0	15.4	46.2	0.0	0.0	38.5	100.0	62.5	87.5	37.5	0.0	12.5	0.0	
サービス業(他に分類されないもの)	25	6	10	15	1	8	48	11	12	2	2	21	23	18	18	5	0	5	0	
	100.0	24.0	40.0	60.0	4.0	32.0	100.0	22.9	25.0	4.2	4.2	43.8	100.0	78.3	78.3	21.7	0.0	21.7	0.0	

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表Ⅶ-15-⑦・16-①

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	高齢者の雇用状況																		
	改正高齢者雇用安定法への対応							導入済・導入予定制度等について											
	デメリットが大きい理由							導入済・導入予定制度（複数回答）											
	事業所数	人件費等のコストが増加するから	若手の採用抑制により組織の活力が低下するから	営業・販売などの戦力が低下するから	身体的な衰えにより作業能力が低下するから	職種転換が困難であるから	その他	事業所数	60歳以後の人件費を抑制	ワークシェアリングの実施	新卒者の採用抑制	中途採用の抑制	再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定	福利厚生の見直し	各種手当の廃止・縮小	60歳までの人件費を削減	その他	制度変更を行っていない	
計	47	9	10	9	40	8	6	819	367	129	12	22	199	32	47	9	18	303	
	100.0	19.1	21.3	19.1	85.1	17.0	12.8	100.0	44.8	15.8	1.5	2.7	24.3	3.9	5.7	1.1	2.2	37.0	
5～29人	45	8	9	8	38	6	6	637	254	95	7	15	138	25	34	5	15	260	
	100.0	17.8	20.0	17.8	84.4	13.3	13.3	100.0	39.9	14.9	1.1	2.4	21.7	3.9	5.3	0.8	2.4	40.8	
30～99人	2	1	1	1	2	2	0	162	91	27	5	5	48	6	10	3	3	40	
	100.0	50.0	50.0	50.0	100.0	100.0	0.0	100.0	59.9	17.8	3.3	3.3	31.6	3.9	6.6	2.0	2.0	26.3	
100～299人	0	0	0	0	0	0	0	23	16	5	0	2	9	0	1	0	0	3	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	69.6	21.7	0.0	8.7	39.1	0.0	4.3	0.0	0.0	13.0	
300人以上	0	0	0	0	0	0	0	7	6	2	0	0	4	1	2	1	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	85.7	28.6	0.0	0.0	57.1	14.3	28.6	14.3	0.0	0.0	
建設業	6	2	1	0	6	1	0	94	34	11	1	3	17	1	6	2	1	45	
	100.0	33.3	16.7	0.0	100.0	16.7	0.0	100.0	36.2	11.7	1.1	3.2	18.1	1.1	6.4	2.1	1.1	47.9	
製造業	6	1	1	0	6	0	1	83	45	15	1	5	25	5	10	2	0	23	
	100.0	16.7	16.7	0.0	100.0	0.0	16.7	100.0	54.2	18.1	1.2	6.0	30.1	6.0	12.0	2.4	0.0	27.7	
電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0	1	0	0	1	0	1	0	0	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	
情報通信業	0	0	0	0	0	0	0	9	6	2	1	2	1	1	0	0	0	3	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	66.7	22.2	11.1	22.2	11.1	11.1	0.0	0.0	0.0	33.3	
運輸業、郵便業	0	0	0	0	0	0	0	27	14	3	0	2	3	0	1	0	0	13	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	51.9	11.1	0.0	7.4	11.1	0.0	3.7	0.0	0.0	48.1	
卸売業、小売業	10	2	3	3	6	4	1	174	80	12	1	1	39	7	9	1	6	70	
	100.0	20.0	30.0	30.0	60.0	40.0	10.0	100.0	46.0	6.9	0.6	0.6	22.4	4.0	5.2	0.6	3.4	40.2	
金融業、保険業	1	0	0	1	1	0	0	26	25	8	1	0	9	0	3	0	0	1	
	100.0	0.0	0.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	96.2	30.8	3.8	0.0	34.6	0.0	11.5	0.0	0.0	3.8	
不動産業、物品賃貸業	1	0	1	1	1	0	0	14	8	1	1	2	8	1	0	0	0	2	
	100.0	0.0	100.0	100.0	100.0	0.0	0.0	100.0	57.1	7.1	7.1	14.3	57.1	7.1	0.0	0.0	0.0	14.3	
学術研究、専門・技術サービス業	0	0	0	0	0	0	0	24	7	2	0	1	9	1	2	1	3	8	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	29.2	8.3	0.0	4.2	37.5	4.2	8.3	4.2	12.5	33.3	
宿泊業、飲食サービス業	2	0	0	1	1	0	1	69	20	11	1	3	6	0	0	0	0	37	
	100.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	100.0	29.0	15.9	1.4	4.3	8.7	0.0	0.0	0.0	0.0	53.6	
生活関連サービス業、娯楽業	2	0	0	0	2	0	1	26	10	5	0	0	7	4	1	0	0	8	
	100.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	50.0	100.0	38.5	19.2	0.0	0.0	26.9	15.4	3.8	0.0	0.0	30.8	
教育、学習支援業	0	0	0	0	0	0	0	19	11	1	0	0	10	1	2	0	2	4	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	57.9	5.3	0.0	0.0	52.6	5.3	10.5	0.0	10.5	21.1	
医療、福祉	15	2	2	2	14	3	1	192	67	51	1	0	51	7	9	2	1	78	
	100.0	13.3	13.3	13.3	93.3	20.0	6.7	100.0	34.9	26.6	0.5	0.0	26.6	3.6	4.7	1.0	0.5	40.6	
複合サービス事業	0	0	0	0	0	0	0	12	9	2	0	0	6	1	2	0	1	1	
	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	75.0	16.7	0.0	0.0	50.0	8.3	16.7	0.0	8.3	8.3	
サービス業(他に分類されないもの)	4	2	2	1	3	0	1	48	29	5	3	3	8	2	2	0	4	10	
	100.0	50.0	50.0	25.0	75.0	0.0	25.0	100.0	60.4	10.4	6.3	6.3	16.7	4.2	4.2	0.0	8.3	20.8	

平成29年度

労働条件等実態調査

統計表-Ⅶ-16-②

県合計

上段：事業所数 下段：%

事業所規模別産業別	高齢者の雇用状況													
	導入済・導入予定制度等について													
	雇用維持のための必要な支援（複数回答）													
	事業所数	事業所向けの アドバイ ス機能の充 実	高齢者活 用モデル企 業の情報発 信	職場環境の 整備に関す る支援	働きやすい 機械や設備 の開発や導 入支援	高齢者の 活用を進め るための人 件費等の経 費助成	求人情報等 の提供	職業相談・ 職業紹介	職業訓練の 充実	職業訓練受 講のための 給付金等の 充実	個人向け職 業生活の相 談・アドバ イス機能の 充実	年齢に関わ りなく働け る社会の実 現に向けた 啓発活動	その他	現状は必要 ない
計	820	77	70	172	108	382	119	98	53	57	49	242	16	156
	100.0	9.4	8.5	21.0	13.2	46.6	14.5	12.0	6.5	7.0	6.0	29.5	2.0	19.0
5～29人	638	60	54	118	78	281	87	79	43	45	34	185	11	137
	100.0	9.4	8.5	18.5	12.2	44.0	13.6	12.4	6.7	7.1	5.3	29.0	1.7	21.5
30～99人	152	12	13	42	21	82	23	13	10	12	13	49	5	16
	100.0	7.9	8.6	27.6	13.8	53.9	15.1	8.6	6.6	7.9	8.6	32.2	3.3	10.5
100～299人	23	4	3	8	6	14	5	3	0	0	2	3	0	3
	100.0	17.4	13.0	34.8	26.1	60.9	21.7	13.0	0.0	0.0	8.7	13.0	0.0	13.0
300人以上	7	1	0	4	3	5	4	3	0	0	0	5	0	0
	100.0	14.3	0.0	57.1	42.9	71.4	57.1	42.9	0.0	0.0	0.0	71.4	0.0	0.0
建設業	94	6	3	11	9	53	6	5	7	11	3	23	2	20
	100.0	6.4	3.2	11.7	9.6	56.4	6.4	5.3	7.4	11.7	3.2	24.5	2.1	21.3
製造業	83	9	5	17	17	51	7	6	2	5	4	18	0	13
	100.0	10.8	6.0	20.5	20.5	61.4	8.4	7.2	2.4	6.0	4.8	21.7	0.0	15.7
電気・ガス・熱供給・水道業	2	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0
	100.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0
情報通信業	9	1	3	3	0	3	0	0	0	0	1	2	0	2
	100.0	11.1	33.3	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	22.2	0.0	22.2
運輸業、郵便業	27	0	1	4	1	15	1	3	1	0	2	8	1	4
	100.0	0.0	3.7	14.8	3.7	55.6	3.7	11.1	3.7	0.0	7.4	29.6	3.7	14.8
卸売業、小売業	174	14	17	37	20	68	25	14	9	10	12	53	5	35
	100.0	8.0	9.8	21.3	11.5	39.1	14.4	8.0	5.2	5.7	6.9	30.5	2.9	20.1
金融業、保険業	26	6	6	4	1	14	1	0	0	1	1	14	0	3
	100.0	23.1	23.1	15.4	3.8	53.8	3.8	0.0	0.0	3.8	3.8	53.8	0.0	11.5
不動産業、物品賃貸業	14	3	0	4	1	7	3	0	1	1	1	3	0	1
	100.0	21.4	0.0	28.6	7.1	50.0	21.4	0.0	7.1	7.1	7.1	21.4	0.0	7.1
学術研究、専門・技術サービス業	24	1	4	3	2	9	1	3	1	0	0	2	1	7
	100.0	4.2	16.7	12.5	8.3	37.5	4.2	12.5	4.2	0.0	0.0	8.3	4.2	29.2
宿泊業、飲食サービス業	69	5	1	15	11	28	13	11	4	5	2	14	2	20
	100.0	7.2	1.4	21.7	15.9	40.6	18.8	15.9	5.8	7.2	2.9	20.3	2.9	29.0
生活関連サービス業、娯楽業	26	2	0	7	6	13	6	5	1	2	1	7	0	3
	100.0	7.7	0.0	26.9	23.1	50.0	23.1	19.2	3.8	7.7	3.8	26.9	0.0	11.5
教育、学習支援業	19	3	3	4	2	11	6	7	4	3	3	6	0	1
	100.0	15.8	15.8	21.1	10.5	57.9	31.6	36.8	21.1	15.8	15.8	31.6	0.0	5.3
医療、福祉	192	21	18	51	33	86	35	33	18	16	14	72	4	31
	100.0	10.9	9.4	26.6	17.2	44.8	18.2	17.2	9.4	8.3	7.3	37.5	2.1	16.1
複合サービス事業	13	2	2	5	3	4	3	4	0	0	0	6	0	2
	100.0	15.4	15.4	38.5	23.1	30.8	23.1	30.8	0.0	0.0	0.0	46.2	0.0	15.4
サービス業(他に分類されないもの)	48	4	6	6	2	19	12	7	5	3	5	12	1	14
	100.0	8.3	12.5	12.5	4.2	39.6	25.0	14.6	10.4	6.3	10.4	25.0	2.1	29.2

4. 調 査 票

規模	事業所番号	市町村番号	産業分類番号

(※この欄には記入しないでください)

平成29年度長崎県労働条件等実態調査 調査票

I 事業所の現況

問1 事業所の現況について

調査事業所名 (調査票が送付された事業所名)					
調査事業所の所在地	〒				
記入担当者氏名	担当者	電話番号	()		
		FAX番号	()		
事業分類 (○で囲んでください)	① 建設業 ② 製造業 ③ 電気・ガス・熱供給・水道業 ④ 情報通信業 ⑤ 運輸業, 郵便業 ⑥ 卸売業, 小売業 ⑦ 金融業, 保険業 ⑧ 不動産業, 物品賃貸業 ⑨ 学術研究, 専門・技術サービス業 ⑩ 宿泊業, 飲食サービス業 ⑪ 生活関連サービス業, 娯楽業 ⑫ 教育, 学習支援業 ⑬ 医療, 福祉 ⑭ 複合サービス事業 ⑮ サービス業 (他に分類されないもの)				
調査事業所の事業内容					
調査事業所の 雇用者数 (29.6.30現在)			男性	女性	計
	会社などの役員		人	人	人
	正規の職員・従業員		人	人	人
	非 正 規 雇 用	パート	人	人	人
		アルバイト	人	人	人
		派遣社員	人	人	人
		契約社員	人	人	人
		嘱託	人	人	人
その他		人	人	人	
合計		人	人	人	
就業規則の有無 (○で囲んでください)	有 ・ 無				

※上記には、臨時、日雇いを除く雇用者数を記入してください。

- (注) 1. 「会社などの役員」とは、会社の社長、取締役、監査役、各種団体の理事、監事などの役職にある者
 2. 「正規の職員・従業員」とは、一般職員又は正社員などと呼ばれている者
 3. 「パート」とは、就業の時間や日数に関係なく、「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
 4. 「アルバイト」とは、就業の時間や日数に関係なく、「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
 5. 「派遣社員」とは、労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され、そこから派遣されて働いている者
 6. 「契約社員」とは、専門的職種に従事されることを目的に契約に基づき雇用され、雇用期間の定めのある者
 7. 「嘱託」とは、労働条件や契約期間に関係なく、嘱託職員又はそれに近い名称で呼ばれている者
 8. 「その他」とは、上記以外の呼称の場合

Ⅱ 雇用と取組

問2 採用状況について

貴事業所における平成29年4月の採用者数を「新規学卒者」・「中途採用者」ごと男女別・雇用形態別に記入してください。【数値を記入】

* 「新規学卒者」とは29年3月に学校等を卒業した者、「中途採用者」とは新規学卒者以外の者をさします。

* 該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

平成29年4月の採用者数		男 性		女 性	
			うち高卒		うち高卒
新規学卒者	正規の職員・従業員	人	人	人	人
	非正規雇用	人	人	人	人
中途採用者	正規の職員・従業員	人	人	人	人
	非正規雇用	人	人	人	人

問3 配置状況

① 貴事業所では現在、女性労働者の配置がない部署がありますか。【○印は1つ】

女性の配置がない部署（○で囲んでください。）	1 有 ・ 2 無
------------------------	---------------------

② ①で「1.有」とされた事業所に伺います。その部門で男性のみ配置している理由で該当するものすべてに○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	技能や資格を持つ女性がないため
2	女性の適任者がいないため
3	当該部門が女性の配置を希望しないため
4	女性が配置を希望しないため
5	出張、転勤があることに配慮するため
6	家事・保育などのため就業時間に制約があるため
7	深夜業や時間外労働が多いため
8	重量物を取り扱う業務や有害物を発散する場所での業務 ^(注) があるため
9	労働基準法上の就業制限業務ではないが体力・筋力を必要とする業務であるため
10	その他（具体的に _____)

(注) 重量物と取り扱う業務とは、断続作業30kg、継続作業20kg以上の重量物を取り扱う業務をいいます。

有害物を発散する場所での業務とは、鉛、水銀、クロム、砒素、黄りん、弗素、塩素、シアン化水素、アニリンその他これらに準ずる有害物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務をいいます。

問4 管理職等について

① 貴事業所には係長以上の管理職及び女性管理職は何人いますか。【数値を記入】

* 該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

管理職区分	管理職の人数	
	管理職の人数	うち女性の人数
部長相当職	人	人
課長相当職	人	人
係長相当職	人	人

* ここでの「管理職等」とは、

- ・ 企業の組織系列の各部署において、配下の係員等を指揮監督する役職のほか、専任職、スタッフ管理職等と呼ばれている役職を含みます。
- ・ 部長・課長等の役職名を採用していない場合など、貴事業所の実態によりどの管理職区分に該当するか適宜判断してください。

② ①で、女性の管理職が1割未満、あるいは全くいない管理職区分が1つでもある場合、該当する理由に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	必要な知識や経験、判断力等を有する女性がいなかったため
2	将来就く可能性のある者はいるが、現在役職に就くための在職年数等を満たしている女性がいなかったため
3	勤続年数が短く、管理職になるまでに退職してしまう女性が多いため
4	時間外労働が多い、または深夜業を敬遠する女性が多いため
5	出張、転勤等に対応できない女性が多いため
6	女性にとって仕事内容が体力的・精神的にきついため
7	女性が希望しないため
8	女性従業員が少ない又はいないから
9	その他（具体的に)

問5 女性の活躍の推進状況について

① 女性の活躍推進のための取組として貴事業所で実施しているものはありますか。

取組事項ごとに該当番号に○をつけてください。【各々○印は1つ】

取組事項	取組状況		
	実施している	実施なし、今後の実施を検討	実施なし、実施予定なし
性別により評価することがないよう人事考課基準を明確に定める	1	2	3
仕事と家庭との両立のための制度を整備し、制度の活用を促進する	1	2	3
女性の能力発揮促進に関する担当者や責任者を選任するなどの体制を整える	1	2	3
女性がいらない又は少ない職務・役職に女性が従事するための教育訓練を行って女性の登用を推進する	1	2	3
女性の体力面での差を補う器具・設備の導入（例：涉外用バイクをスクーターに替える、作業用の踏み台を設置するなど）	1	2	3
女性の能力発揮の状況や能力発揮にあたっての問題点の調査分析	1	2	3
管理職や同僚の男性に女性の能力発揮の重要性についての啓発を行う	1	2	3
女性従業員の活躍をホームページや社内報で紹介する	1	2	3
その他（具体的に)			

② 貴事業所における女性の活躍推進のための取組の目的を2つまで選んでください。

【○印は2つ以内】

1	従業員の職業意識や価値観の多様化に対応するため
2	企業イメージ向上のためなど、企業戦略として
3	商品開発やマーケティング等、顧客のニーズに対応するため
4	企業の社会的責任であるから
5	人的資源を有効に活用し、労働力を確保するため
6	職場風土の改善により組織を活性化させるため
7	その他（具体的に)

③ 貴事業所が女性従業員に強く望むことを2つまで選んでください。【○印は2つ以内】

1	転勤や配置転換に応じてほしい
2	妊娠・出産後もやめずに働き続けてほしい
3	新たな業務にも積極的に取り組んでほしい
4	管理職の昇進に積極的にチャレンジしてほしい
5	時間外労働を敬遠しないでほしい
6	その他（具体的に)
7	現状は特に望むことはない

問6 ハラスメント防止について

① 貴事業所では、職場におけるハラスメント^(注)防止対策に取り組んでいますか。

1 取り組んでいる	2 取り組んでいない
-----------	------------

(注) **職場におけるハラスメント**とは、職場において、労働者の意に反する言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けることや、また、職場の環境が不快なものとなったため、労働者の能力の発揮に大きな悪影響が生じることです。ハラスメントの中にはセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントなどがあります。

② ①で「1 取り組んでいる」と回答した事業所に伺います。職場におけるハラスメント防止対策の取組内容について、該当番号に○印をつけてください。【○印はいくつでも】

1	就業規則等に防止策について記載する
2	管理職・従業員に対する研修を行う
3	ポスター・パンフレットなど啓発資料の作成・配布をする
4	相談窓口や担当部署など、苦情処理機関を設置する
5	その他（具体的に)

Ⅲ ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和)

問7 ワーク・ライフ・バランスについて

① ワーク・ライフ・バランスという言葉をご存知ですか。
(経営者・管理者・人事担当者などあなたが答えになっても構いません)

【○印は1つ】

1	言葉も内容も知っている
2	聞いたことはあるが、内容は知らない
3	言葉も内容も知らない

(注) **ワーク・ライフ・バランス**とは、老若男女誰もが、仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、さまざまな活動について、自ら希望するバランスで展開できることをいいます。企業が、ワーク・ライフ・バランスを推進することにより、優秀な人材の確保と定着、生産性、顧客満足度、業績、社員のモラルの向上など様々なメリットをもたらします。

② 貴事業所ではワーク・ライフ・バランスに取り組んでいますか。【○印は1つ】

1 取り組んでいる	2 取り組んでいない
-----------	------------

③ ②で「1. 取り組んでいる」とされた事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに関して、導入もしくは実施している制度等がありますか。該当番号に○をつけてください。【○印はいくつでも】また、項目1、2、5、6で法定を上回る内容の規定をされている場合は、上乘せして実施している取組の内容を記入してください。

1	育児休業制度 ^(注1) (法定を上回る既定の場合、上乘せして実施している取組)
2	子の看護休暇制度 ^(注2) (法定を上回る既定の場合、上乘せして実施している取組)
3	事業所内託児施設の設置
4	育児に関する経済的支援 (保育料の補助等)
5	介護休業制度 ^(注3) (法定を上回る既定の場合、上乘せして実施している取組)
6	介護休暇制度 ^(注4) (法定を上回る既定の場合、上乘せして実施している取組)
7	介護に関する経済的支援 (介護サービス費用の補助等)
8	復職への支援 (社内報等による休業中の情報提供、復職後の研修等)
9	所定外労働の免除
10	育児介護など事情に応じた短時間勤務制度 ^(注5) (労基法に基づく育児時間を除く)
11	IT ^(注6) を活用するなどの在宅勤務制度
12	フレックスタイム制 ^(注7)
13	始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ ^(注8)
14	業務体制・分担の見直しによる仕事の効率化
15	休暇取得の促進 (特別休暇制度の拡充等)
16	残業の削減 (ノー残業デーの設置等)
17	地域における子育て支援活動への労働者の積極的な参加の支援等、子ども・子育てに関する地域貢献活動の実施
18	産業医によるカウンセリング機会の設定
19	従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援 ^(注9)
20	健康に関する管理職研修や従業員への講話の機会の設定
21	その他 (具体的に)

(注1) **法定 育児休業制度**とは、労働者がその事業主に申し出ることにより、子が1歳に達するまで(両親ともに取得する場合は、子が1歳2か月に達するまでの間に1年間)の間、育児休業をすることができる制度。子が1歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が1歳6か月に達するまで育児休業をすることができます。

(注2) **法定 子の看護休暇制度**とは、小学校入学までの子を養育する労働者は、その事業主に申し出ることにより、小学校就学前の子が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得することができる制度。

(注3) **法定 介護休業制度**とは、労働者は、その事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき通算して93日まで、3回を上限として、介護休業を分割して取得することができる制度。

(注4) **法定 介護休暇制度**とは、要介護状態にある対象家族の介護を行う労働者は、その事業主に申し出ることにより、要介護状態の対象家族が1人であれば年5日まで、2人以上であれば年10日まで、介護のために、休暇を取得することができる制度。

(注5) **短時間勤務制度**とは、所定労働時間を通常より短くする制度。育児・介護休業法では、3歳未満の子を養育する労働者が希望する場合、1日の所定労働時間を原則として6時間とする措置を含む制度を設けることを事業主に義務付けています。

(注6) **IT**とは、コンピューター・インターネット・携帯電話などの情報機器を使用する、情報処理や通信に関する技術の総称です。

(注7) **フレックスタイム制**とは、一日の労働時間帯を、必ず勤務すべき時間帯(コアタイム)と、その時間帯の中であればいつでも出社または退社してもよい時間帯(フレキシブルタイム)とに分け、出社、退社の時刻を労働者の決定に委ねる制度です。

(注8) **始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ**とは、一日の所定労働時間を変更することなく、始業又は終業時刻を繰上げ又は繰下げる制度です。

(注9) **従業員の健康づくり、病気の予防措置・治療等に対する支援**とは、法定の健康診断は除きます。

- ④ ②で「2. 取り組んでいない」とされた事業所に伺います。ワーク・ライフ・バランスに取り組まない（取り組めない）理由の該当番号に○をつけてください。【○印は3つまで】

1	従業員からの要望がないから
2	人手不足だから
3	労務管理が複雑になるから
4	育児休業などによる代替要員の確保が困難だから
5	従業員の負担や不公平感が増大するから
6	業務の特性上、残業や休日出勤が多くなることが避けられないから
7	コストがかかるから
8	生産性や売りが減少するから
9	ワーク・ライフ・バランスを推進することに、どのようなメリットがあるかわからないから
10	そもそもワーク・ライフ・バランスがどういうものかわからないから
11	行政の支援が不足しているから
12	その他（具体的に)

IV 労働時間

問8 年次有給休暇について

- ① 平成28年（又は平成27会計年度）1年間における、**常用労働者**^(注1)（パートタイム労働者^(注2)は除く）への年次有給休暇^(注3)について記入してください。【数値を記入】

平成28年（又は平成27会計年度）中に 取得資格のある労働者数	うち女	人
年間延べ付与日数 ^(注4) （前年繰越日数を除く） （取得資格のある労働者全員の合計日数）	うち女	日
年間延べ取得（消化）日数 ^(注5) （取得資格のある労働者全員の合計日数）	うち女	日

(注1) **常用労働者**とは、期間を定めずに雇われている労働者です。

(注2) **パートタイム労働者**とは、1日の所定労働時間が一般の労働者より短い者又は1日の所定労働時間が貴事業所の一般労働者と同じであっても1週の所定労働時間が少ない労働者をいいます。

(注3) **年次有給休暇**とは、労働者が休日以外に賃金をもらいながら希望する日に休みを取ることができる労働基準法で定められた制度です。

(注4) **年間延べ付与日数**とは、1年間に新たに付与された年次休暇の日数の合計です。（前年繰越分は除きます）

(注5) **年間延べ取得日数**とは、1年間に実際に取得（消化）した年次有給休暇の日数の合計です。

※時間単位で取得した分は、合計して日数に換算し、端数は四捨五入。

- ② 貴事業所では年次有給休暇の休暇取得日を割り振ることができる制度（計画的付与制度^(注)）がありますか。【○印は1つ】

制度がある	1	年間を通じて、計画的に付与する年次有給休暇は一人当たり何日ですか。	日
制度がない	2		

(注) **計画的付与制度**とは、年次有給休暇のうち、5日を超える分については、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。（例）一斉付与（事業場休業）、班別の交代制付与、年次有給休暇取得計画表による個人別付与など。

- ③ 貴事業所では年次有給休暇を時間単位で取得できる制度がありますか。【○印は1つ】

制度がある	1	年間を通じて、時間単位で取得できる年次有給休暇は一人当たり何日ですか。	日
制度がない	2		

- ④ 貴事業所では年次有給休暇の取得促進のための取組を実施していますか。実施している取組について該当番号に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	年(月)初めの計画書の提出
2	事業所全体の一斉付与
3	時間・半日単位の分割付与
4	管理・監督者の率先取得
5	年次有給休暇の残日数を社員に通知
6	その他（具体的に)
7	実施していない

問9 週休制について

貴事業所における常用労働者（パートタイム労働者は除く）の週休制の形態別に適用労働者数を記入してください。【数値を記入】

週休制の形態		適用労働者数
週休1日制又は週休1日半制		人
何らかの週休2日制	完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度（注）	人
	完全週休2日制	人
完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度（月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等）		人
計		人

（注）完全週休2日制より少ないとは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制のほか、3勤1休、4勤1休等をいいます。

問10 労働時間について

- ① 貴事業所では労働時間短縮のための取組を実施していますか。

1	実施している	2	実施していない
---	--------	---	---------

- ② ①で「1 実施している」と回答した事業所に伺います。労働時間短縮のために実施している取組の該当番号に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	所定内労働時間の短縮
2	所定外労働時間の削減
3	変形労働時間制の導入・活用
4	週休制の改善
5	年次有給休暇の付与日数の増加
6	年次有給休暇の計画的付与制度の実施（注1）
7	連続休暇制度の導入・拡大
8	ノー残業デー、ノー残業ウィークの設定（注2）
9	従業員の増員
10	その他（具体的に)

（注1）選択項目6に○をつけた場合、P6の間8②にも該当します。

（注2）選択項目8に○をつけた場合、P5の間7③の選択項目16にも該当します。

③ 貴事業所における労働時間が長くなる要因について、該当番号に○をつけて下さい。【○はいくつでも】

1	人手不足だから。
2	所定内労働時間では対応できない仕事量だから。
3	事業活動の繁閑の差が大きいから。
4	業績、成果主義により従業員が熱心に取り組むようになったため。
5	仕事の性格上、残業や休日出勤などでないとできない仕事であるから。
6	組織又は個人の進め方に無駄が多いから。
7	取引先の都合に時間を合わせる必要があるから。
8	従業員が残業手当や休日手当を当てにしているから。
9	従業員が上司や同僚等の残業に付き合う雰囲気があるから。
10	長い時間働くことで評価されると考えている従業員がいるから。
11	より高い成果を上げたいと考える従業員がいるから。
12	突発的な業務がしばしば発生するから。
13	その他（具体的に)

V 育児休業・介護休業制度

問 1 1 育児休業制度・介護休業制度の規定について

① 貴事業所には育児・介護休業を就業規則に規定していますか。該当番号に○をつけてください。
【育児休業・介護休業各々○印は1つ】

育児休業制度	1 規定あり → ②へ	2 規定なし
介護休業制度	1 規定あり → ③へ	2 規定なし

*制度内容については、問7③参照。

なお、「1. 規定あり」と回答した場合、P5の問7③の項目番号「1. 育児休業制度」、「5. 介護休業制度」にも該当します。

② 育児休業の規定がある事業所に伺います。
貴事業所では、子が何歳になるまで育児休業を取得することができますか。【○印は1つ】

法定期間	法定を超える期間				期間に限度はなく、 必要日数を取得できる
原則は1歳だが、 一定の場合は1歳6か月	無条件に 1歳6か月	満2歳 まで	満3歳 まで	それ以上	
1	2	3	4	5	6

③ 介護休業の規定がある事業所に伺います。
貴事業所では、対象家族1人につきどのくらいの介護休業を取得することができますか。
【○印は1つ】

法定期間	法定を超える期間			期間に限度はなく、 必要日数を取得できる
93日まで	6か月まで	1年まで	1年超以上	
1	2	3	4	5

問 1 2 育児休業制度・介護休業制度の利用状況について

* 問 1 1 ①の「規定あり」「規定なし」にかかわらず、育児・介護休業の利用状況についてお答えください。

- ① 貴事業所における、平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日までの出産者数（男性の場合は配偶者が出産した者の数）【数値を記入】* 該当者がいない場合は「0」をご記入ください。

出 産 者 数						
女 性			男 性（配偶者が出産した男性）			
出産者計	うち有期契約労働者数（注1）		うち育児休業制度の対象となる有期契約労働者数（注2）	配偶者出産者計	うち有期契約労働者数（注1）	
	人	人			人	人

（注1）有期契約労働者とは、一定の期間を定めて使用者から直接雇用されている労働者です。

（注2）育児休業制度の対象となる有期契約労働者とは、次のいずれにも該当する労働者です。

- ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されていること。
- ② 子が1歳6か月になる日の前日までに、労働契約の期間が満了することが明らかでないこと。

- ② ①のうち、平成 29 年 6 月 30 日までに育児休業を開始した者の数（育児休業開始予定の申出をしている者を含む）

育 児 休 業 者			
女 性		男 性	
女性育児休業者計		男性育児休業者計	
人	うち有期契約労働者数 人	人	うち有期契約労働者数 人

- ③ ②で育児休業を開始した者の利用期間（取得中の場合は利用予定期間）別人数と、そのうち利用期間中及び利用後の退職者数について記入してください。【数値を記入】

育 児 休 業												
性別	期間										合 計	うち利用期間中及び利用後の退職者数
	1 週 間 未 満	1 週 間 ~ 1 か 月 未 満	1 か 月 ~ 3 か 月 未 満	3 か 月 ~ 6 か 月 未 満	6 か 月 ~ 1 年 未 満	1 年 ~ 1 年 半 未 満	1 年 半 ~ 2 年 未 満	2 年 ~ 3 年 未 満	3 年 以 上			
女 性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
男 性	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人

* 該当者のあった欄のみ記入してください。

* 同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、2人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

* 育児休業の「利用期間」とは、子の月齢ではなく実際に育児休業を利用した期間をいい、労働基準法に規定する産前産後休業期間は含みません。

- ④ 貴事業所における、平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの介護休業の利用期間（取得中の場合は利用予定期間）別人数と、そのうち利用期間中及び利用後の退職者数について記入してください。【数値を記入】

介 護 休 業									
性別	期間							合 計	うち利用期間中及び利用後の退職者数
	1 週 間 未 満	1 週 間 ~ 1 か 月 未 満	1 か 月 ~ 3 か 月 未 満	3 か 月 ~ 6 か 月 未 満	6 か 月 ~ 1 年 未 満	1 年 以 上			
女 性	人	人	人	人	人	人	人	人	
男 性	人	人	人	人	人	人	人	人	

* 同一労働者が期間内に2回以上利用した場合は、2人としてそれぞれの取得期間に計上してください。ただし同一労働者が期間を継続延長した場合は、1人として計上してください。

- ⑤ ③と④で育児休業・介護休業の利用者があった事業所に伺います。育児休業・介護休業の利用者があつた際にどのような対応をされましたか。【○印は1つ】

※複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したものを回答ください。

対応の内容	育児休業	介護休業
1 代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した	1	2
2 事業所内の他の部門又は他の事業所から人員を異動させた	1	2
3 新たに正社員を雇用した	1	2
4 派遣労働者やアルバイトなどを代替要員として雇用した	1	2
5 その他(具体的に)	1	2

- ⑥ ⑤で育児休業利用時の対応として「1. 代替要員の補充を行わず、同じ部門の他の社員で対応した」と回答した事業所については、代替要員の補充を行わなかった理由を記入してください。

()

- ⑦ ③と④で育児休業・介護休業の利用者があつた事業所に伺います。育児休業・介護休業終了後に復職した(する)場合、どのような対応をされましたか。【○印は1つ】

※複数ある場合は、最も多くの取得者に採用したもの、育児休業・介護休業が終了していない場合は、対応予定で回答ください。

対応の内容	育児休業	介護休業
1 原則として休業前と同等の職場・職種に復帰させた	1	2
2 本人の希望を考慮し他部門に配置した	1	2
3 会社の人事管理等の都合により他部門に配置した	1	2

問13 男性の育児休業取得について

本県の男性の育児休業取得率は女性に比べると非常に低い状況となっています。

男性 8.8%、女性 89.2% (平成28年度長崎県労働条件等実態調査)

- ① 男性の育児休業の取得が進まない理由についてどのように考えますか。【○印はいくつでも】

1	男性に対する育児支援は、会社として行う必要はないと考える
2	仕事が滞ったり取引先に迷惑がかかるなど、業務に影響するため積極的には取得を勧めない
3	同僚の負担が増加するなど、周囲に迷惑がかかるため、男性従業員が取得をためらう
4	育児休業をすれば個人のキャリアに空白が生じるため、男性従業員が取得をためらう
5	育児休業をすれば収入が減るため、男性従業員が取得をためらう
6	その他(具体的に)

- ② 男性が育児休業を取りやすくするためには、どのようにしたらよいとお考えになりますか。
近いものを選んでください。【○印はいくつでも】

1	育児休業を取得しても本人が経済的に困らないように、公的な経済的支援を充実してほしい
2	男性の取得が一般的なこととなるよう、法律などで取得を義務付ける等の制度化が必要である
3	育児休業取得者の代替要員人件費等の負担について、会社に対する公的支援 ^(注) を充実してほしい
4	相談窓口や担当課など、会社の対処方法を指導してくれる行政機関の部署を明確にほしい
5	特にそういうことをする必要はない(現状のままでよい)
6	その他(具体的に)

(注) 厚生労働省：中小企業両立支援助成金(代替要員確保コース)・・・育児休業取得者の代替要員人件費については、要件を満たせば、育児休業取得者1人当たり15万円の助成を受けることができます。

VI 子の看護休暇・介護休暇制度

問14 子の看護休暇制度・介護休暇制度の規定について

- ① 貴事業所には子の看護休暇制度や介護休暇制度を就業規則に規定していますか。該当番号に○をつけてください。【○印は1つ】

子の看護休暇制度	1 規定あり → 設問②へ	2 規定なし
介護休暇制度	1 規定あり → 設問③へ	2 規定なし

* 制度内容については、問7③参照。

なお、「1. 規定あり」と回答した場合、P5の問7③の項目番号「2. 子の看護休暇制度」、「6. 介護休暇制度」も該当します。

- ② 子の看護休暇制度の規定がある事業所に伺います。
子の看護休暇制度について、取得日数の限度・子の年齢の限度・時間単位取得の可否をお答えください。
【それぞれ○印は1つ】

取得日数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なく 必要日数を取得できる
	5日まで (2人以上は10日まで)	5日を超え14日まで	14日を超える期間	
	1	2	3	4

子の年齢	法定年齢	法定を超える年齢		年齢制限なく 取得できる
	小学校就学前の子	小学生まで	中学生以上	
	1	2	3	4

時間取得	時間単位の取得	
	できる	できない
	1	2

③ 介護休暇制度の規定がある事業所に伺います。

介護休暇制度について、対象家族1人につき1回あたり取得できる期間と時間単位取得の可否をお答えください。【それぞれ○印は1つ】

取得日数	法定期間	法定を超える期間		日数制限なく必要日数を取得できる
	5日まで (2人以上は10日まで)	5日を超え14日まで	14日を越える期間	
	1	2	3	4

時間取得	時間単位の取得	
	できる	できない
	1	2

VII 高年齢者の雇用状況

※該当者がいない場合でも、ご回答ください。

問15 改正高年齢者雇用安定法^(注)への対応について

① 貴事業所における高年齢者の雇用者数を年齢別に記入してください。

60～64歳	人
65～69歳	人
70歳以上	人

※該当者がいない場合は「0」と記入ください。

(注) **改正高年齢者雇用安定法**とは、高年齢者が少なくとも年金受給開始年齢までは意欲と能力に応じて働き続けられる環境整備を目的として、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」(高年齢者雇用安定法)の一部が改正され、平成25年4月1日より施行されました。

主な改正点は次のとおりです。

1. 継続雇用制度の対象者を限定できる仕組の廃止
2. 継続雇用制度の対象者を雇用する企業の範囲の拡大
3. 義務違反の企業に対する公表規定の導入
4. 高年齢者雇用確保措置の実施および運用に関する指針の策定

② 貴事業所では、改正高年齢者雇用安定法への対応として、どのような対応をされていますか。

※複数該当する場合は、最も多くの雇用者へ適用しているもの。

【○印は1つ】

定年廃止	定年引上げ	継続雇用制度導入	未実施
1	2	3	4

③ 貴事業所における60歳以降の賃金水準は、60歳到達時と比べてどの程度となっていますか。

【○印は1つ】

1	同水準	設問⑤へ
2	90%台	
3	80%台	
4	70%台	
5	60%台	
6	50%台	
7	50%未満	

※ 複数の割合を適用している場合は、平均でご回答ください。

- ④ ③で2から7の回答をされた事業所に伺います。60歳以降の賃金の引き下げの際に、労働条件等で変更したものについて、該当するものに○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	勤務日数、勤務時間の短縮
2	仕事量の軽減
3	職務責任の軽減
4	その他（具体的に)
5	現行のまま変更していない

- ⑤ 貴事業所では、高齢者の雇用維持についてどう評価しますか。【○印は1つ】

1	メリットが大きい	設問 ⑥ へ
2	ややメリットが大きい	
3	デメリットが大きい	設問 ⑦ へ
4	ややデメリットが大きい	
5	どちらともいえない	問16へ

- ⑥ ⑤で、「1 メリットが大きい」、「2 ややメリットが大きい」とされた事業所に伺います。メリットと考える具体的な理由に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	熟練技術・専門技術を保持・伝承できるから
2	労働力の安定確保ができるから
3	若手の教育・育成負担を軽減できるから
4	技術の社外流出を防止できるから
5	雇用制度が充実することで若年・壮年従業員の士気があがるから
6	その他（具体的に)

- ⑦ ⑤で、「3 デメリットが大きい」、「4 ややデメリットが大きい」とされた事業所に伺います。デメリットと考える具体的な理由に○をつけてください。【○印はいくつでも】

1	人件費等のコストが増加するから
2	若手の採用抑制により組織の活力が低下するから
3	営業・販売などの戦力が低下するから
4	身体的（視力・記憶力・持久力など）な衰えにより作業能力が低下するから
5	職種（配置）転換が困難であるから
6	その他（具体的に)

問 1 6 高年齢者雇用に関して導入済または導入予定の制度等について

- ① 貴事業所では、60歳以上の高年齢者を雇用する上で、どのような制度等を導入済または導入予定ですか。【○印はいくつでも】

1	60歳以後の人件費を抑制
2	短時間や週2回勤務などによるワークシェアリング ^(注) の実施
3	新卒者の採用抑制
4	中途採用の抑制
5	再雇用時の勤務内容に応じて弾力的に設定
6	福利・厚生の見直し
7	各種手当の廃止・縮小
8	60歳までの人件費を削減
9	その他（具体的に)
10	制度変更を行っていない

(注) ワークシェアリングとは、従業員一人当たりの労働時間を短くし、その分従業員を増やすことで全体の仕事量を変化させることなく雇用を増大、あるいは維持するという雇用調整の方法です。

- ② 社会全体で60歳以上の高年齢者の雇用を維持するためには、どのような支援が必要だと考えますか。【○印はいくつでも】

1	事業所向けのアドバイス機能の充実
2	高年齢者活用モデル企業の情報発信
3	職場環境の整備に関する支援
4	働きやすい機械や設備の開発や導入支援
5	高年齢者の活用を進めるための人件費等の経費助成
6	求人情報等の提供
7	職業相談・職業紹介
8	職業訓練の充実
9	職業訓練受講のための給付金等の充実
10	個人向け職業生活の相談・アドバイス機能の充実
11	年齢に関わりなく働ける社会の実現に向けた啓発活動
12	その他 ()
13	現状は必要ない

——アンケートはこれで終わりです。ご回答いただき誠にありがとうございました。——

同封の返信用封筒をご使用になり、9月15日（金）までに投函くださいますようお願いいたします。

第2章 労働事情の全国比較

目 次

I. 労働力人口	
1. 労働力状態の推移	7 3
2. 年齢別労働力人口	7 4
3. 産業大分類別就業者数	7 5
4. 就業状態・雇用形態別就業者数	7 6
5. 市町別労働力人口	7 7
II. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数	7 8
III. 賃金・労働時間	
1. 賃金	
(1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移	7 9
(2) 就業形態別平成 28 年平均の月間現金給与額	8 0
(3) 産業別平成 28 年平均の月間定期給与額	8 1
(4) 男女別平成 28 年平均の月間定期給与額	8 2
2. 労働時間	
(1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移	8 3
(2) 就業形態別平成 28 年平均の月間労働時間	8 4
(3) 産業別平成 28 年平均の月間労働時間	8 5
(4) 労働者 1 人の平均年次有給休暇取得状況	8 6
(5) 主な週休制の形態別企業割合	8 7
(6) 週休制の適用労働者割合	8 8
IV. 労使関係	
1. 労働組合組織状況	
(1) 県内の組合数及び組合員数の推移	8 9
(2) 産業別組合数・組合員数	8 9
V. 高年齢者雇用確保措置実施状況	
1. 雇用確保措置実施状況（31 人以上規模企業）	9 0
2. 65 歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移	9 0
3. 70 歳以上まで働ける企業の状況（31 人以上規模企業）	9 1
4. 60 歳定年企業における定年到達者等の状況	9 1
5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況	9 1

I. 労働力人口

1. 労働力状態の推移

(単位:人、%)

男女、年次	15歳以上人口総数						労働力率 注2)	就業率 (c)÷(a)	完全失業率 (d)÷(b)		
	注1)		労働力人口			非労働力人口 (e)					
	(a)	増減数	総数		就業者 (c)					完全失業者 (d)	
		(b)	増減数								
総数	平成7年	1,267,118	21,789	757,787	25,748	725,810	31,977	507,702	59.9	57.3	4.2
	12	1,272,563	5,445	737,915	△ 19,872	702,091	35,824	530,772	58.2	55.2	4.9
	17	1,262,044	△ 10,519	726,965	△ 10,950	679,847	47,118	525,208	58.1	53.9	6.5
	22	1,226,706	△ 35,338	697,279	△ 29,686	650,972	46,307	516,248	57.5	53.1	6.6
	27	1,189,548	△ 37,158	673,891	△ 23,388	644,154	29,737	500,903	57.4	54.2	4.4
27年全国総数 (単位:千人)		(109,754)	(△ 523)	(61, 523)	(△ 2,176)	(58,919)	(2,604)	(41,022)	60.0	53.7	4.2
男	平成7年	584,415	10,513	436,948	10,612	416,273	20,675	146,474	74.9	71.2	4.7
	12	587,194	2,779	418,945	△ 18,003	396,804	22,141	165,584	71.7	67.6	5.3
	17	580,434	△ 6,760	407,844	△ 11,101	377,529	30,315	166,078	71.1	65.0	7.4
	22	563,269	△ 17,165	388,635	△ 19,209	357,622	31,013	168,653	69.7	63.5	8.0
	27	549,090	△ 14,179	368,413	△ 20,222	349,353	19,060	173,144	68.0	63.6	5.2
27年全国総数 (単位:千人)		(52,880)	(△ 275)	(34,772)	(△ 2,053)	(33,078)	(1,694)	(14,284)	70.9	62.6	4.9
女	平成7年	682,703	11,276	320,839	15,136	309,537	11,302	361,228	47.0	45.3	3.5
	12	685,369	2,666	318,970	△ 1,869	305,287	13,683	365,188	46.6	44.5	4.3
	17	681,610	△ 3,759	319,121	151	302,318	16,803	359,130	47.1	44.4	5.3
	22	663,437	△ 18,173	308,644	△ 10,477	293,350	15,294	347,595	47.0	44.2	5.0
	27	640,458	△ 22,979	305,478	△ 3,166	294,801	10,677	327,759	48.2	46.0	3.5
27年全国総数 (単位:千人)		(56,874)	(△ 249)	(26,751)	(△ 123)	(25,841)	(910)	(26,739)	50.0	45.4	3.4

(出典:国勢調査)

注 1) 15歳以上人口総数には「不詳」が含まれるため、15歳以上人口総数(a)は労働力人口(b)と非労働力人口(e)を足した合計とは一致しない。

2) 15才以上人口総数に占める労働力人口の割合。分母から労働力状態「不詳」を除いて集計している。

2. 年齢別労働力人口

①長崎県の年齢別労働力人口

(単位:人)

年齢階層区分	15歳以上人口総数(A) 注1)	労働力人口			非労働力人口(無業者数)(E)	労働力率(G) B/A(※) ×100 注2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
		(B)	就業者数(C)	完全失業者数(D)				
15~19	64,833	8,206	7,335	871	54,993	13.0%	11.3%	10.6%
20~24	54,663	38,935	36,189	2,746	13,291	74.6%	66.2%	7.1%
25~29	58,845	50,792	47,772	3,020	6,819	88.2%	81.2%	5.9%
30~34	69,135	58,505	55,675	2,830	9,264	86.3%	80.5%	4.8%
35~39	77,525	65,696	62,950	2,746	10,421	86.3%	81.2%	4.2%
40~44	88,361	76,059	73,010	3,049	10,849	87.5%	82.6%	4.0%
45~49	82,389	71,166	68,292	2,874	10,060	87.6%	82.9%	4.0%
50~54	85,399	72,683	69,971	2,712	11,847	86.0%	81.9%	3.7%
55~59	94,118	75,758	72,680	3,078	17,578	81.2%	77.2%	4.1%
60~64	109,594	71,031	67,624	3,407	37,864	65.2%	61.7%	4.8%
65~69	110,560	47,323	45,577	1,746	62,737	43.0%	41.2%	3.7%
70~74	81,539	19,802	19,391	411	61,418	24.4%	23.8%	2.1%
75~79	75,576	10,877	10,721	156	64,377	14.5%	14.2%	1.4%
80~84	65,948	5,081	5,020	61	60,581	7.7%	7.6%	1.2%
85~	71,063	1,977	1,947	30	68,804	2.8%	2.7%	1.5%
合計	1,189,548	673,891	644,154	29,737	500,903	57.4%	54.2%	4.4%

(出典:平成27年国勢調査)

②全国の年齢別労働力人口

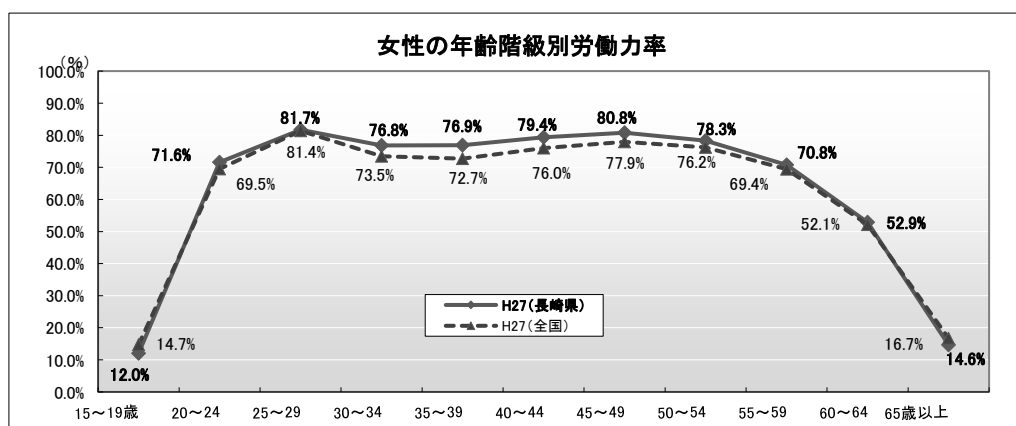
(単位:人)

年齢階層区分	15歳以上人口総数(A) 注1)	労働力人口			非労働力人口(無業者数)(E)	労働力率(G) B/A(※) ×100 注2)	就業率(H) C/A ×100	完全失業率(I) D/B ×100
		(B)	就業者数(C)	完全失業者数(D)				
15~19	6,008,388	844,545	784,923	59,622	4,740,023	15.1%	13.1%	7.1%
20~24	5,968,127	3,691,408	3,442,012	249,396	1,627,359	69.4%	57.7%	6.8%
25~29	6,409,612	4,952,329	4,658,104	294,225	674,727	88.0%	72.7%	5.9%
30~34	7,290,878	5,527,699	5,261,166	266,533	970,435	85.1%	72.2%	4.8%
35~39	8,316,157	6,403,243	6,140,102	263,141	1,142,574	84.9%	73.8%	4.1%
40~44	9,732,218	7,720,429	7,425,829	294,600	1,216,080	86.4%	76.3%	3.8%
45~49	8,662,804	6,975,155	6,713,249	261,906	1,034,320	87.1%	77.5%	3.8%
50~54	7,930,296	6,405,538	6,184,499	221,039	1,049,247	85.9%	78.0%	3.5%
55~59	7,515,246	5,845,879	5,639,654	206,225	1,324,655	81.5%	75.0%	3.5%
60~64	8,455,010	5,380,923	5,143,919	237,004	2,757,208	66.1%	60.8%	4.4%
65~69	9,643,867	4,160,262	3,996,078	164,184	5,146,124	44.7%	41.4%	3.9%
70~74	7,695,811	1,998,698	1,943,543	55,155	5,409,747	27.0%	25.3%	2.8%
75~79	6,276,856	980,595	959,115	21,480	5,043,094	16.3%	15.3%	2.2%
80~84	4,961,420	445,257	438,287	6,970	4,323,256	9.3%	8.8%	1.6%
85~	4,887,487	191,367	188,556	2,811	4,563,607	4.0%	3.9%	1.5%
合計	109,754,177	61,523,327	58,919,036	2,604,291	41,022,456	60.0%	53.7%	4.2%

(出典:平成27年国勢調査)

注 1) 15歳以上人口総数には労働力状態「不詳」が含まれるため、15歳以上人口総数(A)は労働力人口(B)と非労働力人口(E)を足した合計とは一致しない。

2) 労働力率とは、15才以上人口総数に占める労働力人口の割合。分母から労働力状態「不詳」を除いて集計している。



3. 産業大分類別就業者数

①産業大分類別就業者数の比較(長崎県・全国)

(単位:人、%)

項目	長崎県	全国	前回からの増減率		構成比		全国との構成比差
			長崎県	全国	長崎県	全国	
産業大分類別就業者数	644,154	58,919,036	△ 1.0	△ 1.2	100.0	100.0	-
第一次産業 1)	47,812	2,221,699	△ 7.5	△ 6.7	7.7	4.0	3.7
A 農業	36,645	2,067,952	△ 5.9	△ 6.2	5.7	3.5	2.2
うち農業	36,049	2,004,289	△ 5.8	△ 6.2	5.6	3.4	2.2
B 漁業	11,167	153,747	△ 12.4	△ 13.1	1.7	0.3	1.5
第二次産業 1)	125,674	13,920,834	△ 1.2	△ 1.4	20.1	25.0	△ 4.8
C 鉱業、採石業、砂利採取業	281	22,281	△ 5.7	0.6	0.0	0.0	0.0
D 建設業	53,234	4,341,338	△ 1.8	△ 3.0	8.3	7.4	0.9
E 製造業	72,159	9,557,215	△ 0.7	△ 0.7	11.2	16.2	△ 5.0
第三次産業 1)	450,488	39,614,567	△ 0.1	△ 0.1	72.2	71.0	1.1
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,263	283,193	5.8	△ 0.4	0.5	0.5	0.0
G 情報通信業	6,276	1,680,205	0.8	3.3	1.0	2.9	△ 1.9
H 運輸業、郵便業	27,037	3,044,741	△ 12.7	△ 5.4	4.2	5.2	△ 1.0
I 卸売・小売業	96,475	9,001,414	△ 8.6	△ 8.2	15.0	15.3	△ 0.3
J 金融・保険業	15,076	1,428,710	△ 4.5	△ 5.6	2.3	2.4	△ 0.1
K 不動産業、物品賃貸業	8,199	1,197,560	11.3	7.5	1.3	2.0	△ 0.8
L 学術研究、専門・技術サービス業	16,486	1,919,125	10.1	0.9	2.6	3.3	△ 0.7
M 宿泊業、飲食サービス業	37,777	3,249,190	△ 3.1	△ 5.1	5.9	5.5	0.3
N 生活関連サービス業、娯楽業	22,831	2,072,228	△ 7.0	△ 5.7	3.5	3.5	0.0
O 教育、学習支援業	30,526	2,661,560	△ 0.7	1.0	4.7	4.5	0.2
P 医療、福祉	107,282	7,023,950	11.4	14.6	16.7	11.9	4.7
Q 複合サービス事業	8,013	483,014	22.2	28.1	1.2	0.8	0.4
R サービス業(他に分類されないもの)	34,740	3,543,689	1.7	4.1	5.4	6.0	△ 0.6
S 公務(他に分類されるものを除く)	36,507	2,025,988	2.8	0.5	5.7	3.4	2.2
T 分類不能の産業	20,180	3,161,936	△ 5.4	△ 8.6	3.1	5.4	△ 2.2

(出典:平成27年国勢調査)

②長崎県の産業大分類別就業者数の動き

(単位:人、%)

項目	平成27年	平成22年	前回との比較		構成比		
			実数	増減率	平成27年	平成22年	増減ポイント
産業大分類別就業者数	644,154	650,972	△ 6,818	△ 1.0	100.0	100.0	-
第一次産業 1)	47,812	51,695	△ 3,883	△ 7.5	7.7	8.2	△ 0.5
A 農業、林業	36,645	38,948	△ 2,303	△ 5.9	5.7	6.0	△ 0.3
うち農業	36,049	38,267	△ 2,218	△ 5.8	5.6	5.9	△ 0.3
B 漁業	11,167	12,747	△ 1,580	△ 12.4	1.7	2.0	△ 0.2
第二次産業 1)	125,674	127,183	△ 1,509	△ 1.2	20.1	20.2	△ 0.1
C 鉱業、採石業、砂利採取業	281	298	△ 17	△ 5.7	0.0	0.0	△ 0.0
D 建設業	53,234	54,210	△ 976	△ 1.8	8.3	8.3	△ 0.1
E 製造業	72,159	72,675	△ 516	△ 0.7	11.2	11.2	0.0
第三次産業 1) 2)	450,488	450,757	△ 269	△ 0.1	72.2	71.6	0.6
F 電気・ガス・熱供給・水道業	3,263	3,083	180	5.8	0.5	0.5	0.0
G 情報通信業	6,276	6,225	51	0.8	1.0	1.0	0.0
H 運輸業、郵便業	27,037	30,976	△ 3,939	△ 12.7	4.2	4.8	△ 0.6
I 卸売・小売業	96,475	105,580	△ 9,105	△ 8.6	15.0	16.2	△ 1.2
J 金融・保険業	15,076	15,789	△ 713	△ 4.5	2.3	2.4	△ 0.1
K 不動産業、物品賃貸業	8,199	7,368	831	11.3	1.3	1.1	0.1
L 学術研究、専門・技術サービス業	16,486	14,972	1,514	10.1	2.6	2.3	0.3
M 宿泊業、飲食サービス業	37,777	38,987	△ 1,210	△ 3.1	5.9	6.0	△ 0.1
N 生活関連サービス業、娯楽業	22,831	24,543	△ 1,712	△ 7.0	3.5	3.8	△ 0.2
O 教育、学習支援業	30,526	30,750	△ 224	△ 0.7	4.7	4.7	0.0
P 医療、福祉	107,282	96,264	11,018	11.4	16.7	14.8	1.9
Q 複合サービス事業	8,013	6,555	1,458	22.2	1.2	1.0	0.2
R サービス業(他に分類されないもの)	34,740	34,153	587	1.7	5.4	5.2	0.1
S 公務(他に分類されるものを除く)	36,507	35,512	995	2.8	5.7	5.5	0.2
T 分類不能の産業	20,180	21,337	△ 1,157	△ 5.4	3.1	3.3	△ 0.1

(出典:平成27年国勢調査)

注 1) 割合は分母から「分類不能の産業」を除いて計算している。

4. 就業状態・雇用形態別就業者数

①就業内訳 (単位:千人、%)

	長崎県		全国		全国比較
	就業者数	構成比	就業者数	構成比	
雇人のある業主	17	2.6	1,155	2.0	0.6
雇人のない業主	54	8.4	3,942	6.7	1.7
会社役員	25	3.9	2,884	4.9	▲ 1.0
雇用者	500	77.6	46,605	79.1	▲ 1.5
正規	334	51.9	30,333	51.5	0.4
非正規	166	25.8	16,272	27.6	▲ 1.8
家族従事者	33	5.1	1,947	3.3	1.8
家庭内職者	0	0.0	100	0.2	▲ 0.2
地位「不詳」	15	2.3	2,286	3.9	▲ 1.6
合計	644	100.0	58,919	100.0	-

(出典:平成27年国勢調査)

②非正規の内訳 (単位:千人、%)

	長崎県		全国		全国比較
	人数(千人)	構成比(%)	人数(千人)	構成比(%)	
パート・アルバイト・その他	157	94.6	14,728	90.5	4.1
派遣	9	5.4	1,544	9.5	▲ 4.1
合計	166	100	16,272	100	-

(出典:平成27年国勢調査)

③男女別非正規割合(雇用者) (単位:千人、%)

男女別	長崎県			全国			全国比較
	雇用者数	非正規数	非正規割合	雇用者数	非正規数	非正規割合	
男	258	44	17.1	25,162	4,577	18.2	▲ 1.1
女	243	122	50.2	21,443	11,695	54.5	▲ 4.3
合計	500	166	33.2	46,605	16,272	34.9	▲ 1.7

(出典:平成27年国勢調査)

5. 市町別労働力人口

(単位:人、%)

市 町	15歳以上 人口総数 ※	労働力人口			完全 失業率	非労働力 人口
		総数	就業者	完全失業者		
県 計	1,189,548	673,891	644,154	29,737	4.4	500,903
長 崎 市	372,575	205,127	195,850	9,277	4.5	160,772
佐 世 保 市	219,855	123,069	116,734	6,335	5.1	93,282
島 原 市	39,530	22,526	21,637	889	3.9	16,627
諫 早 市	119,133	69,402	66,165	3,237	4.7	49,403
大 村 市	77,325	46,124	44,093	2,031	4.4	29,691
平 戸 市	28,190	15,789	15,212	577	3.7	12,314
松 浦 市	20,303	11,935	11,413	522	4.4	8,222
対 馬 市	27,326	15,479	14,807	672	4.3	11,840
壱 岐 市	23,364	13,552	13,029	523	3.9	9,792
五 島 市	33,063	17,030	16,236	794	4.7	15,768
西 海 市	24,845	14,396	13,934	462	3.2	10,328
雲 仙 市	38,537	23,876	23,096	780	3.3	14,276
南 島 原 市	40,984	23,516	22,666	850	3.6	17,306
市 計	1,065,030	601,821	574,872	26,949	4.5	449,621
長 与 町	35,905	20,951	20,192	759	3.6	14,380
時 津 町	24,975	14,698	14,062	636	4.3	10,024
東 彼 杵 町	7,365	4,458	4,283	175	3.9	2,894
川 棚 町	12,067	6,990	6,714	276	3.9	4,944
波 佐 見 町	12,823	8,314	8,065	249	3.0	4,462
小 値 賀 町	2,331	1,239	1,211	28	2.3	1,092
佐 々 町	11,421	6,865	6,609	256	3.7	4,439
新上五島町	17,631	8,555	8,146	409	4.8	9,047
町 計	124,518	72,070	69,282	2,788	3.9	51,282

※労働力状態「不詳」を含む。

(資料:平成27年国勢調査)

Ⅱ. 就業形態別の平均年齢・平均勤続年数

(単位:歳、年)

		平均年齢				平均勤続年数			
		長崎県		全国		長崎県		全国	
		H28	H27	H28	H27	H28	H27	H28	H27
労働者	計	43.1	42.9	42.2	42.3	11.7	11.4	11.9	12.1
	男性	43.5	43.3	43.0	43.1	12.6	12.5	13.3	13.5
	女性	42.6	42.2	40.7	40.7	10.4	9.8	9.3	9.4
短時間労働者	計	47.7	46.7	45.5	45.4	6.2	5.6	5.7	5.7
	男性	48.6	45.6	43.9	43.9	5.8	5	5.1	5.3
	女性	47.4	47.0	46.0	45.9	6.3	5.7	5.9	5.8

(出典:賃金構造基本統計調査)

- 注 1) 「一般労働者」とは、常用労働者のうち、短時間労働者以外の労働者をいう。
- 2) 「短時間労働者」とは、1日の所定労働時間が一般労働者よりも短い、又は1日の所定労働時間が一般労働者と同じでも1週の所定労働時間が一般労働者よりも少ない労働者をいう。
- 3) 「平均勤続年数」とは、労働者がその企業に雇い入れられてから調査対象期日までに勤続した年数。
(全産業、全年代の平均)

Ⅲ. 賃金・労働時間

1. 賃金

(1) 本県及び全国の年平均の月間賃金の推移

(単位:円、%)

			現金給与総額		定期給与		所定内給与		特別給与
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5 人 以 上	長 崎 県	平成 24年	256,605	3.4	218,019	0.2	203,748	1.3	38,586
		25年	250,521	△ 2.0	213,212	△ 1.8	199,225	△ 1.9	37,309
		26年	252,310	1.1	214,089	0.8	199,191	0.3	38,221
		27年	262,115	3.0	220,579	2.1	204,976	2.0	41,536
		28年	257,767	△ 1.7	217,999	△ 1.2	202,895	△ 1.1	39,768
	全 国	平成 24年	314,127	△ 0.9	261,585	△ 0.2	242,824	△ 0.3	52,542
		25年	314,048	△ 0.4	260,349	△ 0.9	241,241	△ 1.0	53,701
		26年	316,567	0.4	261,029	△ 0.1	241,338	△ 0.4	55,538
		27年	313,801	0.1	259,244	0.2	239,651	0.3	54,557
		28年	315,590	0.5	259,737	0.2	240,256	0.2	55,853
3 0 人 以 上	長 崎 県	平成 24年	285,283	3.5	238,816	△ 0.6	220,079	1.5	46,467
		25年	280,992	△ 0.9	235,905	△ 0.5	217,184	0.1	45,087
		26年	286,197	2.6	238,185	1.7	218,715	0.7	48,012
		27年	301,272	3.4	247,421	2.1	225,545	1.3	53,851
		28年	304,285	1.0	247,945	0.2	226,478	0.4	56,340
	全 国	平成 24年	356,649	△ 0.9	289,764	△ 0.1	265,820	△ 0.2	66,855
		25年	357,972	△ 0.3	289,147	△ 0.8	264,644	△ 1.0	68,825
		26年	363,338	0.9	291,475	0.2	266,017	△ 0.1	71,863
		27年	357,949	0.0	288,508	0.4	263,402	0.5	69,441
		28年	361,593	1.0	289,899	0.5	264,852	0.5	71,694

(出典:毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「現金給与総額」とは、「定期給与」と「特別給与」との合計額である。
- 2) 「定期給与」とは、労働協約、給与規則等により、あらかじめ定められている支給条件、算定方法によって支給される給与のことであって「超過労働給与」を含む。
- 3) 「所定内給与」とは、「定期給与」から「超過労働給与」を差し引いた額である。
- 4) 「特別給与」とは、調査期間内に一時的または突発的理由に基づいて、あらかじめ定められている契約や規則等によらないで労働者に現実に支払われた給与、賞与等のことであり、支給額が労働協約等によってあらかじめ確定していても非常にまれに支給があったり、支給事由の発生が不確定であるものも含まれる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

(2)就業形態別平成28年平均の月間現金給与額

①長崎県 一事業所規模5人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与と総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	324,082	0.7	269,056	1.2	249,029	1.2	55,026	△ 1.3
	製造業	364,086	1.2	289,029	0.4	252,423	1.4	75,057	4.3
	卸売業,小売業	284,513	△ 4.3	249,679	△ 1.6	234,258	△ 1.3	34,834	△ 20.0
	医療,福祉	307,224	△ 1.5	256,809	△ 0.7	247,441	△ 1.2	50,415	△ 5.4
パートタイム労働者	調査産業計	96,332	△ 0.3	93,707	△ 0.9	90,586	△ 0.6	2,625	25.8
	製造業	114,443	2.2	111,538	2.7	105,918	4.4	2,905	△ 14.7
	卸売業,小売業	98,274	0.8	95,516	0.1	91,684	0.7	2,758	30.3
	医療,福祉	93,684	△ 5.8	90,471	△ 6.5	89,885	△ 6.1	3,213	16.6

②全国 一事業所規模5人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与と総額		定期給与		所定内給与		特別給与	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	412,174	0.9	332,653	0.6	306,036	0.6	79,521	2.7
	製造業	421,598	0.5	333,870	0.4	297,104	0.4	87,728	1.1
	卸売業,小売業	412,609	2.2	329,670	1.2	310,701	0.9	82,939	6.5
	医療,福祉	372,855	0.9	309,490	0.8	290,281	0.7	63,365	1.7
パートタイム労働者	調査産業計	97,636	△ 0.1	95,194	△ 0.1	91,816	△ 0.2	2,442	△ 1.1
	製造業	116,688	△ 0.4	112,271	△ 0.2	106,210	△ 0.2	4,417	△ 4.5
	卸売業,小売業	95,337	1.3	93,012	1.3	90,516	1.2	2,325	0.5
	医療,福祉	118,646	0.6	113,896	0.3	111,354	0.6	4,750	7.3

③長崎県 一事業所規模30人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与と総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	362,390	1.2	290,291	0.4	263,738	0.6	26,553	△ 1.6	72,099	4.5
	製造業	386,963	△ 0.2	299,152	△ 1.2	257,231	△ 0.6	41,921	△ 4.3	87,811	3.4
	卸売業,小売業	321,075	2.8	268,876	1.0	246,666	0.7	22,210	4.4	52,199	13.3
	医療,福祉	338,742	2.0	280,112	1.4	268,999	0.9	11,113	12.5	58,630	5.3
パートタイム労働者	調査産業計	108,063	△ 0.2	104,943	△ 0.7	100,651	△ 0.5	4,292	△ 6.1	3,120	19.4
	製造業	125,963	2.0	122,360	2.3	113,878	3.1	8,482	△ 8.0	3,603	△ 6.5
	卸売業,小売業	112,669	6.0	108,676	5.5	102,317	5.2	6,359	9.8	3,993	22.6
	医療,福祉	101,497	△ 8.0	97,904	△ 9.1	96,963	△ 9.1	941	△ 12.9	3,593	40.6

④全国 一事業所規模30人以上一

(単位:円、%)

形態	産業	現金給与と総額		定期給与		所定内給与		超過労働給与		特別給与	
		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)		対前年増減率(%)	
一般労働者	調査産業計	447,663	0.9	352,631	0.3	320,628	0.4	32,003	△ 0.4	95,032	3.1
	製造業	447,563	0.4	346,431	0.2	304,767	0.2	41,664	0.5	101,132	1.1
	卸売業,小売業	465,294	1.0	358,812	0.1	337,094	0.0	21,718	2.1	106,482	4.0
	医療,福祉	399,584	0.6	329,124	0.4	305,884	0.4	23,240	0.6	70,460	1.6
パートタイム労働者	調査産業計	108,800	0.7	105,652	0.7	101,034	0.7	4,618	0.7	3,148	△ 0.6
	製造業	126,145	0.5	120,939	0.6	112,216	0.4	8,723	3.2	5,206	△ 1.1
	卸売業,小売業	103,230	1.4	100,067	1.5	97,401	1.5	2,666	1.8	3,163	△ 2.9
	医療,福祉	141,162	0.5	135,552	0.2	131,594	0.4	3,958	△ 5.8	5,610	8.5

(出典:毎月勤労統計調査)

注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

3) 全国、長崎県の就業形態別超過労働給与、特別給与の賃金指数は作成していないため、「対前年増減率」は、実数をもとに算定している。

(3) 産業別平成28年平均の月間定期給与額

(単位:円)

事業所規模 産業	5人以上			30人以上		
	長崎県		全国	長崎県		全国
	実額	格差 全国=100	実額	実額	格差 全国=100	実額
調査産業計	217,999	83.9	259,737	247,945	85.5	289,899
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	273,542	X	X	331,845
建設業	245,913	75.8	324,538	326,183	87.5	372,749
製造業	261,933	86.6	302,509	277,317	86.4	320,900
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	449,390	X	X	479,333
情報通信業	332,792	87.7	379,538	376,305	94.4	398,777
運輸業,郵便業	229,363	79.7	287,941	241,285	80.1	301,402
卸売業,小売業	175,090	77.8	225,152	182,351	75.7	240,777
金融業,保険業	312,535	87.4	357,607	303,563	79.0	384,323
不動産業,物品賃貸業	148,233	50.7	292,342	141,229	45.7	308,989
学術研究,専門・技術サービス業	302,194	83.5	361,887	361,256	89.1	405,343
宿泊業,飲食サービス業	116,938	98.4	118,786	142,400	102.4	139,080
生活関連サービス業,娯楽業	194,226	105.2	184,544	201,095	106.1	189,592
教育,学習支援業	250,500	84.4	296,729	294,853	87.6	336,572
医療,福祉	221,405	88.7	249,576	248,990	87.2	285,506
複合サービス事業	272,647	92.5	294,630	225,511	74.7	302,015
サービス業(他に分類されないもの)	207,304	92.5	224,217	193,082	91.5	211,039

「X」・・・調査対象が少ないため掲載しないもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

(4)男女別平成28年平均の月間定期給与額

①事業所規模5人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	272,825	164,244	60.2	327,257	178,504	54.5
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	288,429	186,080	64.5
建設業	258,786	170,936	66.1	347,413	208,983	60.2
製造業	311,087	152,285	49.0	351,659	183,439	52.2
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	472,591	305,250	64.6
情報通信業	394,634	239,250	60.6	416,427	275,512	66.2
運輸業,郵便業	236,774	176,691	74.6	315,677	176,596	55.9
卸売業,小売業	235,628	128,167	54.4	307,521	144,892	47.1
金融業,保険業	421,020	235,538	55.9	487,448	250,770	51.4
不動産業,物品賃貸業	195,608	107,174	54.8	345,961	197,005	56.9
学術研究,専門・技術サービス業	348,626	185,543	53.2	420,591	237,427	56.5
宿泊業,飲食サービス業	173,838	88,836	51.1	160,943	92,301	57.4
生活関連サービス業,娯楽業	231,595	151,418	65.4	232,268	149,289	64.3
教育,学習支援業	316,824	202,322	63.9	349,813	248,550	71.1
医療,福祉	295,083	196,752	66.7	357,595	214,803	60.1
複合サービス事業	311,455	179,892	57.8	352,824	223,002	63.2
サービス業(他に分類されないもの)	252,828	148,040	58.6	271,332	157,312	58.0

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:円)

項目 産業	長崎県			全国		
	男性	女性	格差 男性=100	男性	女性	格差 男性=100
調査産業計	303,494	186,120	61.3	357,282	199,639	55.9
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	344,796	212,978	61.8
建設業	341,814	208,096	60.9	392,194	241,851	61.7
製造業	321,950	157,692	49.0	366,725	196,091	53.5
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	500,131	338,180	67.6
情報通信業	419,426	250,295	59.7	434,068	290,580	66.9
運輸業,郵便業	245,268	200,890	81.9	331,245	184,163	55.6
卸売業,小売業	262,976	127,198	48.4	343,305	152,937	44.5
金融業,保険業	438,447	232,471	53.0	526,413	260,450	49.5
不動産業,物品賃貸業	169,742	114,145	67.2	372,406	197,585	53.1
学術研究,専門・技術サービス業	391,818	243,161	62.1	448,450	269,706	60.1
宿泊業,飲食サービス業	203,523	108,239	53.2	188,407	105,229	55.9
生活関連サービス業,娯楽業	220,473	176,788	80.2	249,903	145,775	58.3
教育,学習支援業	333,026	239,416	71.9	382,519	282,668	73.9
医療,福祉	347,021	215,202	62.0	388,613	244,649	63.0
複合サービス事業	243,385	191,385	78.6	347,100	215,260	62.0
サービス業(他に分類されないもの)	244,778	141,161	57.7	261,660	150,132	57.4

「X」・・・調査対象が少ないため掲載しないもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

2. 労働時間

(1) 本県及び全国の年平均の月間労働時間、出勤日数の推移

(単位: 時間、日)

			総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数
				対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)	
5 人 以 上	長 崎 県	平成24年	152.0	1.4	141.9	2.0	10.1	△ 5.5	20.1
		25年	149.7	△ 0.4	140.2	△ 0.1	9.5	△ 5.8	19.9
		26年	149.5	0.9	139.1	0.4	10.4	9.0	19.6
		27年	153.1	△ 0.3	142.9	△ 0.2	10.2	△ 2.2	19.9
		28年	152.1	△ 0.6	142.1	△ 0.5	10.0	△ 1.3	19.9
	全 国	平成24年	147.1	0.5	136.7	0.5	10.4	0.7	19.1
		25年	145.5	△ 1.0	134.9	△ 1.4	10.6	2.7	18.9
		26年	145.1	△ 0.4	134.1	△ 0.6	11.0	4.0	18.8
		27年	144.5	△ 0.3	133.5	△ 0.3	11.0	△ 1.0	18.7
		28年	143.7	△ 0.6	132.9	△ 0.5	10.8	△ 1.5	18.6
3 0 人 以 上	長 崎 県	平成24年	152.5	0.4	140.6	1.0	11.9	△ 7.0	19.7
		25年	150.3	0.5	138.1	0.5	12.2	1.9	19.4
		26年	150.7	2.3	138.0	2.1	12.7	4.3	19.3
		27年	158.4	0.0	145.4	△ 0.3	13.0	2.7	20.0
		28年	157.8	△ 0.4	145.4	0.0	12.4	△ 4.7	19.9
	全 国	平成24年	150.7	0.9	138.5	0.9	12.2	1.4	19.2
		25年	149.3	△ 1.0	136.9	△ 1.3	12.4	2.4	18.9
		26年	149.0	△ 0.2	136.2	△ 0.6	12.8	3.4	18.9
		27年	148.7	△ 0.1	135.8	0.0	12.9	△ 0.3	18.8
		28年	148.6	△ 0.1	135.9	0.0	12.7	△ 1.7	18.8

(出典: 毎月勤労統計調査)

- 注 1) 「総実労働時間」とは、「所定内労働時間」と「所定外労働時間」との合計である。
- 2) 「所定内労働時間」とは、事業所の就業規則等で定められた正規の始業時刻と就業時刻との間の実労働時間のことである。
- 3) 「所定外労働時間」とは、早出、残業、臨時の呼び出し、休日出勤の労働時間のことである。
- 4) 「出勤日数」とは、調査期間中に労働者が実際に出勤した日数のことで、事業所に出勤しない日は有給でも出勤日にはならないが、1時間でも就業すれば出勤日となる。
- 5) 対前年増減率は、事業所抽出替えによるギャップを修正した指数により算出しているため、実数値から算出される増減率とは一致しない場合がある。

(2) 就業形態別平成28年平均の月間労働時間

①長崎県 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)	
一般労働者	調査産業計	172.2	0.1	159.5	0.0	12.7	1.6	21.0	0.2
	製造業	180.1	△ 0.3	159.1	0.5	21.0	△ 6.2	20.7	0.0
	卸売業, 小売業	177.6	△ 0.1	167.7	0.1	9.9	△ 3.9	21.6	0.0
	医療, 福祉	164.4	1.1	160.8	1.0	3.6	5.9	20.8	0.4
パートタイム労働者	調査産業計	103.4	2.9	99.9	3.2	3.5	△ 5.4	17.5	0.2
	製造業	128.0	5.7	122.6	7.7	5.4	△ 26.0	19.2	0.0
	卸売業, 小売業	113.1	△ 0.5	108.5	0.2	4.6	△ 14.8	19.5	△ 0.2
	医療, 福祉	88.0	△ 1.2	87.5	△ 0.8	0.5	△ 44.4	15.6	△ 0.3

②全国 一事業所規模5人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)	
一般労働者	調査産業計	168.7	△ 0.1	154.3	0.0	14.4	△ 1.2	20.2	0.0
	製造業	170.8	△ 0.2	153.3	0.0	17.5	△ 1.6	19.9	0.1
	卸売業, 小売業	169.6	0.1	158.0	△ 0.1	11.6	3.8	20.5	0.0
	医療, 福祉	159.8	0.1	153.0	0.0	6.8	0.8	20.1	0.0
パートタイム労働者	調査産業計	87.5	△ 1.6	84.7	△ 1.5	2.8	△ 2.9	15.1	△ 0.2
	製造業	114.1	△ 1.1	109.2	△ 1.0	4.9	△ 7.3	17.5	△ 0.2
	卸売業, 小売業	94.3	△ 0.9	91.9	△ 0.9	2.4	0.7	16.5	△ 0.3
	医療, 福祉	79.7	0.0	78.4	0.1	1.3	△ 4.4	14.2	0.0

③長崎県 一事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)	
一般労働者	調査産業計	173.1	0.0	158.2	0.4	14.9	△ 4.5	20.6	0.0
	製造業	178.9	△ 0.3	156.1	0.3	22.8	△ 3.8	20.4	0.0
	卸売業, 小売業	178.8	1.8	165.9	1.5	12.9	6.6	21.4	0.2
	医療, 福祉	165.2	0.7	161.9	0.8	3.3	△ 5.7	20.5	0.2
パートタイム労働者	調査産業計	105.9	△ 2.6	102.1	△ 2.3	3.8	△ 9.5	17.4	△ 0.4
	製造業	132.0	△ 0.9	123.7	0.1	8.3	△ 13.5	19.6	0.0
	卸売業, 小売業	119.3	0.0	114.4	0.0	4.9	0.0	19.8	△ 0.5
	医療, 福祉	93.6	△ 6.9	92.8	△ 6.9	0.8	0.0	16.0	△ 0.8

④全国 事業所規模30人以上

(単位:時間、日)

形態	産業	総実労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間		出勤日数	
		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 増減率(%)		対前年 差(日)	
一般労働者	調査産業計	167.2	△ 0.1	151.4	0.1	15.8	△ 1.9	19.8	0.0
	製造業	170.1	0.0	151.3	0.0	18.8	△ 0.5	19.6	0.1
	卸売業, 小売業	167.5	0.6	154.9	0.5	12.6	0.8	20.0	0.0
	医療, 福祉	159.7	△ 0.4	152.5	△ 0.4	7.2	0.0	19.9	0.0
パートタイム労働者	調査産業計	93.8	△ 0.7	90.2	△ 0.6	3.6	0.0	15.8	△ 0.2
	製造業	120.8	△ 0.8	113.9	△ 0.6	6.9	△ 5.5	17.6	△ 0.2
	卸売業, 小売業	101.6	0.0	98.9	△ 0.1	2.7	0.0	18.0	△ 0.1
	医療, 福祉	85.1	△ 0.3	83.5	△ 0.2	1.6	6.7	14.4	△ 0.1

注 1) 「一般労働者」とは、「常用労働者(※)」のうち「パートタイム労働者」を除いた労働者のことをいう。

2) 「パートタイム労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 1日の所定労働時間が一般の労働者よりも短い者。

② 1日の所定労働時間が一般の労働者と同じで1週の所定労働日数が一般の労働者より少ない者。

※「常用労働者」とは、次のうちいずれかに該当する労働者のことである。

① 期間を定めず、または1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている者。

② 日々または1ヶ月以内の期間を限って雇用された人のうち、前2ヶ月にそれぞれ18日以上雇用された者。

(3) 産業別平成28年平均の月間労働時間

①事業所規模5人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	152.1	142.1	10.0	143.7	132.9	10.8
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	163.6	150.7	12.9
建設業	158.9	150.9	8.0	171.3	157.8	13.5
製造業	172.1	153.5	18.6	162.8	147.1	15.7
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	157.0	141.0	16.0
情報通信業	175.1	156.2	18.9	161.1	144.6	16.5
運輸業,郵便業	185.3	156.8	28.5	171.2	148.2	23.0
卸売業,小売業	146.4	139.1	7.3	136.3	128.8	7.5
金融業,保険業	150.0	140.6	9.4	148.0	136.5	11.5
不動産業,物品賃貸業	138.4	129.2	9.2	152.4	140.2	12.2
学術研究,専門・技術サービス業	165.5	145.7	19.8	154.3	140.9	13.4
宿泊業,飲食サービス業	124.3	116.8	7.5	101.9	96.0	5.9
生活関連サービス業,娯楽業	156.8	144.7	12.1	132.9	125.7	7.2
教育,学習支援業	134.9	125.8	9.1	125.2	117.6	7.6
医療,福祉	148.1	145.2	2.9	135.2	130.1	5.1
複合サービス事業	161.4	149.4	12.0	150.8	143.6	7.2
サービス業(他に分類されないもの)	151.2	142.3	8.9	144.8	133.3	11.5

(出典:毎月勤労統計調査)

②事業所規模30人以上

(単位:時間)

項目 産業	長崎県			全国		
	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間	総実労働時間	所定内労働時間	所定外労働時間
調査産業計	157.8	145.4	12.4	148.6	135.9	12.7
鉱業,採石業,砂利採取業	X	X	X	164.9	151.3	13.6
建設業	172.3	157.7	14.6	175.2	156.1	19.1
製造業	173.1	152.1	21.0	164.6	147.1	17.5
電気・ガス・熱供給・水道業	X	X	X	157.7	140.2	17.5
情報通信業	170.7	153.3	17.4	160.7	143.4	17.3
運輸業,郵便業	184.6	156.3	28.3	170.5	147.0	23.5
卸売業,小売業	146.6	138.1	8.5	137.5	129.4	8.1
金融業,保険業	151.2	141.3	9.9	148.3	135.2	13.1
不動産業,物品賃貸業	121.2	115.9	5.3	147.0	134.7	12.3
学術研究,専門・技術サービス業	173.7	152.0	21.7	156.3	141.0	15.3
宿泊業,飲食サービス業	143.0	129.0	14.0	109.9	102.5	7.4
生活関連サービス業,娯楽業	165.4	146.6	18.8	131.7	124.2	7.5
教育,学習支援業	133.3	124.7	8.6	128.8	120.7	8.1
医療,福祉	152.9	150.1	2.8	142.8	136.9	5.9
複合サービス事業	160.9	153.7	7.2	155.8	147.4	8.4
サービス業(他に分類されないもの)	137.2	125.2	12.0	141.1	129.2	11.9

「X」・・・調査対象が少ないため掲載しないもの。

(出典:毎月勤労統計調査)

(4)労働者1人平均年次有給休暇の取得状況

①長崎県

企業規模	付与日数 ¹⁾ (日)	取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
計(5人以上)	17.0	7.2	42.4
計(30人以上)	17.1	7.3	42.9
5～29人	16.8	6.9	41.2
30～99人	16.3	6.9	42.4
100～299人	15.5	7.0	45.1
300人以上	19.7	8.3	42.0

(出典:県雇用労働政策課「平成29年労働条件等実態調査」)

②全国

企業規模	付与日数 ¹⁾ (日)	取得日数 ²⁾ (日)	取得率 ³⁾ (%)
計	18.2	9.0	49.4
30～99人	17.3	7.5	43.8
100～299人	17.6	8.2	46.5
300～999人	18.2	8.8	48.0
1,000人以上	19.2	10.6	55.3

(出典:厚生労働省「平成29年就労条件総合調査」)

注 1) 「付与日数」には、繰越日数を含まない。

2) 「取得日数」は、平成28年(又は平成27年会計年度)1年間に実施に取得した日数である。

3) 「取得率」は、(取得日数計/付与日数計)×100(%)である。

4) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。

(5)主な週休制¹⁾の形態別企業割合

①長崎県

(単位:%)

企業規模	全企業 ²⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	
計(5人以上)	[100.0]	100.0	27.3	68.9	28.2	40.7	3.8
計(30人以上)	[22.6]	100.0	17.5	74.3	30.4	43.9	8.2
5~29人	[77.4]	100.0	30.1	67.3	27.6	39.7	2.6
30~99人	[18.8]	100.0	19.7	73.9	31.7	42.3	6.3
100~299人	[3.0]	100.0	8.7	69.6	21.7	47.8	21.7
300人以上	[0.8]	100.0	0.0	100.0	33.3	66.7	0.0

(出典:県雇用労働政策課「平成29年労働条件等実態調査」)

②全国

(単位:%)

企業規模	全企業 ²⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ⁴⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ³⁾	完全週休 2日制	
計	[100.0]	100.0	6.8	87.2	40.3	46.9	6.0
30 ~ 99人	[70.3]	100.0	7.8	87.1	42.2	44.9	5.2
100~299人	[20.9]	100.0	5.3	86.9	39.2	47.7	7.8
300~999人	[6.7]	100.0	2.8	89.7	30.8	58.9	7.5
1,000人以上	[2.2]	100.0	1.9	87.0	21.0	66.0	11.1

(出典:厚生労働省「平成29年就労条件総合調査」)

注 1) 「主な週休制」とは、企業において最も多くの労働者に適用される週休制をいう。

2) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。

3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。

4) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。

5) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。

(6) 週休制の適用労働者割合

①長崎県

(単位:%)

企業規模	全企業 ¹⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	
計(5人以上)	[100.0]	100.0	15.2	71.4	26.2	45.3	13.3
計(30人以上)	[63.1]	100.0	10.2	71.7	25.6	46.2	18.0
5～29人	[36.9]	100.0	26.3	70.7	27.5	43.2	3.0
30～99人	[28.3]	100.0	16.3	76.2	36.1	40.0	7.5
100～299人	[17.9]	100.0	10.4	63.9	23.2	40.7	25.7
300人以上	[16.9]	100.0	0.0	71.9	10.3	61.6	28.1

(出典:県雇用労働政策課「平成29年労働条件等実態調査」)

②全国

(単位:%)

企業規模	全企業 ¹⁾		週休1日制 又は週休 1日半制	何らかの 週休 2日制	完全週休 2日制		完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 多い制度 ³⁾
					完全週休 2日制より 休日日数が 実質的に 少ない制度 ²⁾	完全週休 2日制	
計	[100.0]	100.0	3.6	87.5	29.2	58.4	8.9
30～99人	[23.4]	100.0	6.7	87.5	41.5	46.0	5.8
100～299人	[21.1]	100.0	5.1	86.5	37.4	49.1	8.4
300～999人	[19.4]	100.0	2.8	89.7	29.8	60.0	7.5
1,000人以上	[36.1]	100.0	1.1	86.9	15.4	71.5	12.0

(出典:厚生労働省「平成29年就労条件総合調査」)

- 注 1) []内の数値は、回答のあった全企業に対する企業規模別の企業割合である。
- 2) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に少ない制度」とは、月3回、隔週、月2回、月1回の週休2日制などをいう。
- 3) 「完全週休2日制より休日日数が実質的に多い制度」とは、月1回以上週休3日制、3勤3休、3勤4休等をいう。
- 4) 調査対象は、県:常用労働者5人以上の事業所、全国:常用労働者30人以上の事業所である。

IV. 労使関係

1. 労働組合組織状況(平成29年6月30日現在)

①県内の組合数及び組合員数の推移

	組合数			組合員数		
	組合	対前年増減数	増減率	人	対前年増減数	増減率
平成14年	745	△ 12	△ 1.6	86,949	△ 3,754	△ 4.1
15	704	△ 41	△ 5.5	82,169	△ 4,780	△ 5.5
16	669	△ 35	△ 5.0	80,134	△ 2,035	△ 2.5
17	638	△ 31	△ 4.6	77,715	△ 2,419	△ 3.0
18	607	△ 31	△ 4.9	77,271	△ 444	△ 0.6
19	586	△ 21	△ 3.5	77,126	△ 145	△ 0.2
20	580	△ 6	△ 1.0	75,960	△ 1,166	△ 1.5
21	548	△ 32	△ 5.5	75,541	△ 419	△ 0.6
22	541	△ 7	△ 1.3	74,328	△ 1,213	△ 1.6
23	535	△ 6	△ 1.1	73,076	△ 1,252	△ 1.7
24	522	△ 13	△ 2.4	71,812	△ 1,264	△ 1.7
25	510	△ 12	△ 2.3	69,629	△ 2,183	△ 3.0
26	508	△ 2	△ 0.4	68,314	△ 1,315	△ 1.9
27	500	△ 8	△ 1.6	66,899	△ 1,415	△ 2.1
28	493	△ 7	△ 1.4	65,977	△ 922	△ 1.4
29	487	△ 6	△ 1.2	65,706	△ 271	△ 0.4

②産業別組合数・組合員数

区分	組合数			組合員数	
	組合	対前年増減数	構成比	人	構成比
	組合	組合	%	人	%
農業, 林業	1	0	0.2	26	0.0
漁業	2	0	0.4	23	0.0
鉱業, 採石業, 砂利採取業	1	0	0.2	6	0.0
建設業	23	0	4.7	7,406	11.3
製造業	70	△ 2	14.4	12,572	19.1
電気・ガス・熱供給・水道業	21	0	4.3	1,416	2.2
情報通信業	19	0	3.9	597	0.9
運輸業, 郵便業	86	△ 2	17.7	5,477	8.3
卸売業, 小売業	39	0	8.0	6,929	10.5
金融業, 保険業	40	△ 2	8.2	5,489	8.4
不動産業, 物品賃貸業	2	0	0.4	10	0.0
学術研究, 専門・技術サービス業	9	0	1.8	745	1.1
宿泊業, 飲食サービス業	4	0	0.8	36	0.1
生活関連サービス業, 娯楽業	9	0	1.8	2,784	4.2
教育, 学習支援業	37	0	7.6	1,276	1.9
医療, 福祉	24	0	4.9	4,476	6.8
複合サービス事業	16	0	3.3	3,754	5.7
サービス業	10	0	2.1	942	1.4
公務	68	0	14.0	11,233	17.1
分類不能	6	0	1.2	509	0.8

V. 高齢者雇用確保措置実施状況

※H29. 6. 1現在（長崎労働局調べ）

（集計結果は、雇用状況を報告した従業員31人以上の企業の状況をまとめたもの）

1. 雇用確保措置実施状況（31人以上規模企業）

1-1 雇用確保措置実施状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,681	100.0%	156,113	100.0%
定年制の廃止	38	2.3%	4,064	2.6%
定年の引上げ	282	17.0%	26,592	17.1%
継続雇用制度の導入	1,343	80.8%	124,982	80.3%
雇用確保措置済み計	1,663	98.9%	155,638	99.7%

1-2 希望者全員が65歳以上まで働ける企業の状況

（単位：社）

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
雇用確保措置計 (うち、希望者全員)	1,663 (1,210)	98.9% (72.0%)	155,638 (118,081)	99.7% (75.6%)

■雇用確保措置義務化について（段階的な年齢の引き上げ）

I 平成18年4月1日から平成19年3月31日・・・62歳

II 平成19年4月1日から平成22年3月31日・・・63歳

III 平成22年4月1日から平成25年3月31日・・・64歳

IV 平成25年4月1日以降・・・65歳

2. 65歳以上雇用確保措置企業の比率等の推移

（単位：社）

	県		全国	
	企業数	割合	企業数	割合
10年(基準)	142	15.9%	—	—
21年	1,205	78.6%	113,353	83.0%
22年	1,333	84.4%	119,876	86.8%
23年	1,336	84.0%	120,227	86.9%
24年	1,436	88.6%	125,722	89.6%
25年	1,347	82.5%	132,067	92.3%
26年	1,592	96.4%	143,179	98.1%
27年	1,649	97.8%	147,740	99.2%
28年	1,700	98.6%	152,275	99.5%
29年	1663	98.9%	155,638	99.7%

※18年以降は、常用労働者51人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ

※21年以降は、常用労働者31人以上で、65歳以上までの雇用確保措置実施企業(希望者全員ではない)のデータ

3. 70歳以上まで働ける企業の状況（31人以上規模企業）

(単位:社)

確保措置区分	県		全国	
	企業数	全体に占める割合	企業数	全体に占める割合
企業数(31人以上規模)	1,681	100.0%	156,113	100.0%
①定年制の廃止	38	2.3%	4,064	2.6%
②70歳以上定年	19	1.1%	1,709	1.1%
③70歳以上までの継続雇用制度	-	-	-	-
希望者全員70歳以上	118	7.0%	7,790	5.0%
基準該当者70歳以上	178	10.6%	13,592	8.7%
④その他の制度で70歳以上まで雇用	14	0.8%	8,121	5.2%
70歳以上雇用確保措置実施企業計(①+②+③+④)	367	21.8%	35,276	22.6%

4. 60歳定年企業における定年到達者等の状況

(単位:人)

確保措置区分	県		全国	
	人数	割合	人数	割合
過去1年間に定年を迎えた人	2,819	100.0%	345,730	100.0%
うち、	-	-	-	-
・継続雇用者	2,407	85.4%	290,594	84.1%
・継続雇用を希望しない者	411	14.6%	54,481	15.8%
・継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者	1	0.0%	655	0.2%

※過去1年間(平成28年6月1日から平成29年5月31日)に60歳定年企業において定年年齢に到達した者について集計。

5. 経過措置適用企業における基準適用年齢到達者の状況

(単位:人)

確保措置区分	県		全国	
	人数	全体に占める割合	人数	全体に占める割合
基準適用年齢(61歳)到達者	515	100.0%	79,868	100.0%
うち、	-	-	-	-
・継続雇用者(基準に該当し、継続雇用)	493	95.7%	73,656	92.2%
・継続雇用を希望しない者	19	3.7%	5,169	6.5%
・基準に該当せず離職した者	3	0.6%	1,043	1.3%

※平成28年6月1日から平成29年5月31日に経過措置適用企業(60歳、61歳定年企業)において基準適用年齢に到達した者について集計。